

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した 建築設計標準に関するフォローアップ会議 (第9回)

日時：2026（令和8）年2月24日（火）

14：00～17：00

場所：WEB 会議形式

次 第

1. 開会
2. 挨拶 国土交通省
3. 委員紹介
4. 座長挨拶
5. 議事
 - (1) 建築物のバリアフリー化に関するこれまでの取組状況等について
 - (2) 建築物のバリアフリー化に関する今後の検討について
 - ① 小規模建築物について
 - ② テナントについて
 - ③ 共同住宅について
 - ④ 高等学校について
 - (3) サイトラインの確保等に係る取組状況について（報告）
 - (4) 建築設計標準の今後の見直しに向けて（報告）
 - (5) その他
6. 閉会

【配布資料】

- 資料 1 設置要綱、委員名簿
 - 資料 2 建築物のバリアフリー化に関するこれまでの取組状況
 - 資料 3 建築物のバリアフリー化に関する今後の検討について
 - 資料 3-1 小規模建築物のバリアフリー化の検討について
 - 資料 3-2 テナント内部のバリアフリー化の検討について
 - 資料 3-3 共同住宅のバリアフリー化の検討について
 - 資料 3-4 高等学校のバリアフリー化の検討について
 - 資料 4 サイトラインの確保等に係る取組状況
 - 資料 5 建築設計標準の今後の見直しに向けて
 - 資料 6 新バリアフリー税制の概要
-
- 参考資料 1 第 8 回議事要旨
 - 参考資料 2 テナントのバリアフリー化に関するアンケート調査結果
 - 参考資料 3 建築設計標準活用のための検索性の向上に関するニーズ調査・アンケート調査結果

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準に関する フォローアップ会議設置要綱

(設置)

第1条 国土交通省では、これまでに改正した「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（以下、「建築設計標準」という。）」に係る内容等について点検、改善を行い、今後の建築物のバリアフリーの取組に向けた参考とするため、学識経験者、高齢者・障害者団体、事業者団体等から構成される「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準に関するフォローアップ会議（以下、「フォローアップ会議」という。）」を設置する。

また、個別課題については、必要に応じてWGを設置して議論する。

(所掌事務)

第2条 フォローアップ会議は、建築物のバリアフリーに関する取組状況や課題等を共有するとともに、建築設計標準を継続的に点検、改善していくための情報共有、意見交換を行う。

(組織)

第3条 フォローアップ会議は、建築物のバリアフリー化に係る知見を有する者のうちから委嘱した委員をもって組織する。

2 委員の任期は、委嘱の日から、当該年度の末日までとする。

(座長)

第4条 フォローアップ会議に座長を1名置く。座長は会務を総理し、フォローアップ会議を代表する。

(フォローアップ会議)

第5条 フォローアップ会議の会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

2 座長は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(議事の公開)

第6条 フォローアップ会議は公開するものとし、その議事要旨は公開とする。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがあるもの、特定の事業者に関連したもののその他座長が公開することが適当でないものと認めたものは公開しないものとする。

(事務局)

第7条 フォローアップ会議の事務局は、国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付及び補助事業者に置く。

2 フォローアップ会議の庶務は、国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付担当官及び補助事業者が行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、フォローアップ会議の運営に関し必要な事項は、座長がフォローアップ会議に諮って定める。

附則 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

**高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準に関するフォローアップ会議
委員名簿**

【学識経験者】

高橋 儀平	東洋大学	名誉教授【座長】
佐藤 克志	日本女子大学 建築デザイン学部 建築デザイン学科	教授
菅原 麻衣子	東洋大学 福祉社会デザイン学部 人間環境デザイン学科	教授
松田 雄二	東京大学大学院 工学系研究科建築学専攻	准教授
布田 健	国立研究開発法人 建築研究所 建築生産研究グループ	シニアフェロー

【障害者・高齢者団体】50音順

浅香 博文	社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会	副会長
岩崎 満男	一般社団法人 日本パラリンピアンズ協会	理事
大竹 浩司	一般財団法人 全日本ろうあ連盟	理事
大谷 喜博	一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会	副会長
安藤 信哉	公益社団法人 全国脊髄損傷者連合会	事務局長
織田 友理子	特定非営利活動法人 PADM (遠位型ミオパチー患者会)	代表理事
小幡 恭弘	公益社団法人 全国精神保健福祉会連合会	事務局長
佐藤 聡	特定非営利活動法人 DPI 日本会議	事務局長
三澤 一登	一般社団法人 日本発達障害ネットワーク	副理事長
三宅 隆	社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合	常務理事/組織部長

【事業者団体】50音順

荒井 昭雄	一般社団法人 全日本駐車協会	専務理事
有野 一馬	一般社団法人 全日本ホテル連盟	専務理事
石井 滋	一般社団法人 日本フードサービス協会	常務理事
江澤 和彦	公益社団法人 日本医師会	常任理事
掛江 浩一郎	一般社団法人 日本ホテル協会	専務理事
清田 進一	一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会	
高橋 直樹	一般社団法人 不動産協会	
長友 淳恭	日本チェーンストア協会	常務理事
中原 修	一般社団法人 日本ビルディング協会連合会	政策委員
原田 健児	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会	事務局長
保坂 麻子	一般社団法人 全国銀行協会	パブリック・リレーション部長
増木 誠	一般社団法人 日本ショッピングセンター協会	事務局長

【劇場等関係団体】 50 音順

中島 智彦	全国興行生活衛生同業組合連合会	事務局長
間瀬 勝一	公益社団法人 全国公立文化施設協会	名誉アドバイザー

【建築関係団体】 50 音順

古田 安人	一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会	
本多 健	公益社団法人 日本建築士会連合会	
三浦 大作	一般社団法人 日本建設業連合会建築本部 建築設計委員会 設計企画部会副部会長	
村山 純二	公益社団法人 日本建築家協会	
山野井 直	公益社団法人 国際観光施設協会	チームリーダー
若尾 一夫	一般社団法人 日本建材・住宅設備産業協会	標準化推進部長

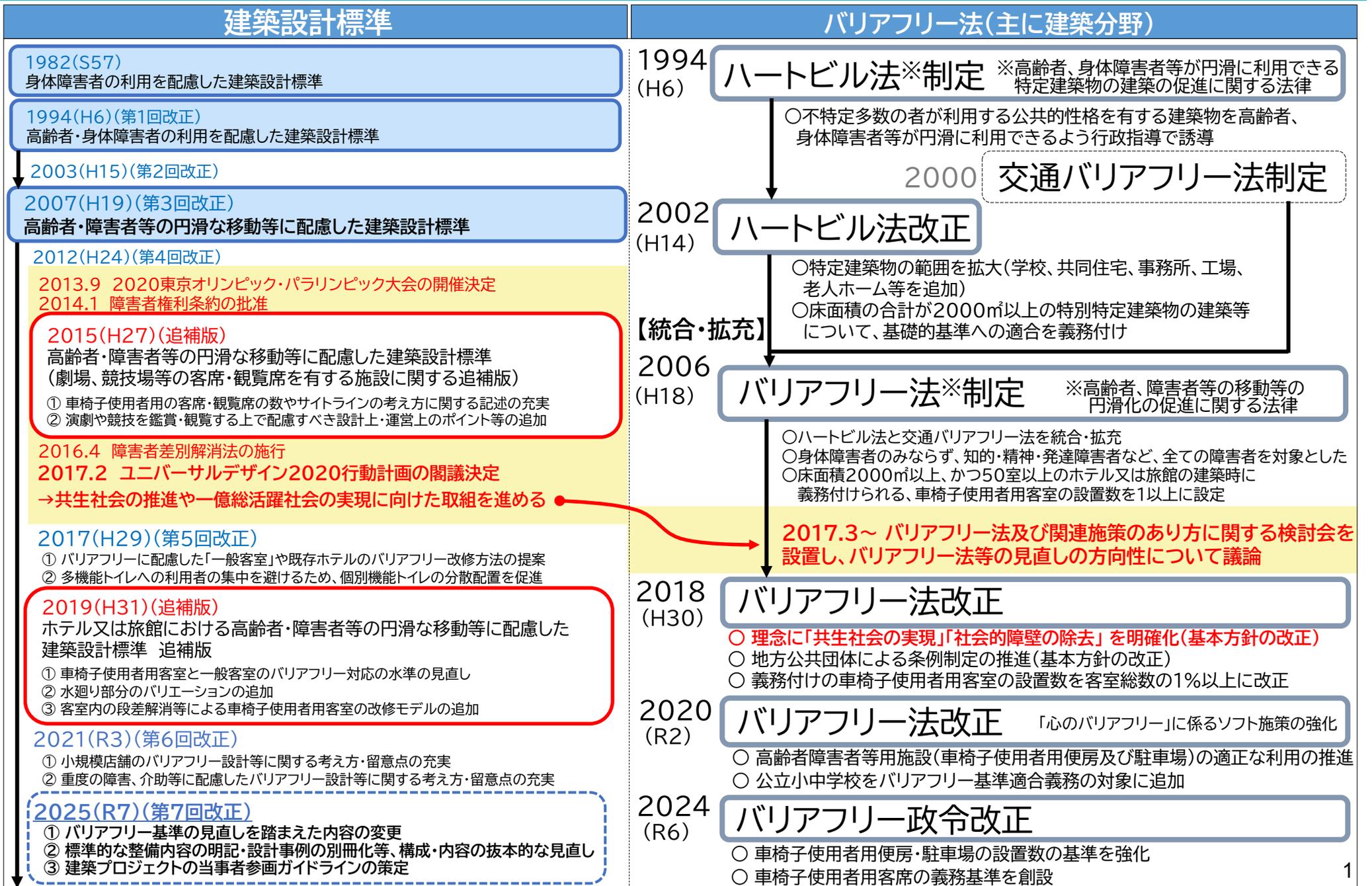
【地方公共団体】

藤谷 公平	東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課 やさしいまちづくり推進担当 課長代理
亀元 靖彦	大阪府 都市整備部 住宅建築局 建築環境課 住環境推進グループ 課長補佐
中村 奈美	横浜市 建築局 建築指導部 建築企画課 担当係長
谷口 誠規	日本建築行政会議（JCBA）防災部会バリアフリー分科会主査（神奈川県県土整備局）

【事務局】

国交省住宅局参事官（建築企画担当）付
株式会社 市浦ハウジング&プランニング
一般財団法人 国土技術研究センター

建築物のバリアフリー化に関する これまでの取組状況



建築設計標準の主な改正ポイント（令和7年5月）

バリアフリー設計のガイドラインである「建築設計標準」について、トイレ、駐車場、客席のバリアフリー基準の見直しを踏まえた内容の変更等に加え、建築物のバリアフリー化を一層促進するため、構成・内容の抜本的な見直しを実施。

1. 構成・内容の抜本的な見直し

○「標準的な整備内容」の明記

⇒従前は、推奨される整備内容について「～することが望ましい。」と記述していたが、今回の改正において、原則として、標準的な整備内容として整理し、「～する。」との記述に強化。

○設計事例や改修・改善事例のポイントの別冊化

⇒建築設計標準の改正タイミングにとらわれずに、好事例をPRしやすくするため、国土交通省HPに随時アップロードする。

○建築プロジェクトの当事者参画ガイドラインの策定

⇒建築プロジェクトにおける当事者参画を促進するため、「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」を新たに策定。

○建築設計標準の構成のシンプル化・電子化対応の準備

⇒必要な情報に容易にたどり着けるよう、義務基準・誘導基準に相当する整備内容と標準的な整備内容が一目でわかる構成に変更。PDFしおりの追加。

2. バリアフリー基準の見直しを踏まえた内容の変更等

○トイレ

⇒車椅子使用者用便房の複数化により、設計の考え方を大幅に変更。便房の種類を明確化した上で、一つの便所における機能分散・施設全体における機能分散の考え方を明記。車椅子使用者用便房の設置数に関する基準の記述の変更。

○客席

⇒車椅子使用者用客席の設置数に関する基準の記述の変更。サイトライン確保に係るチェック・検証方法に関する記述の大幅な充実。同伴者席について固定席ではなくスペースとして設けることを明記。

○駐車場

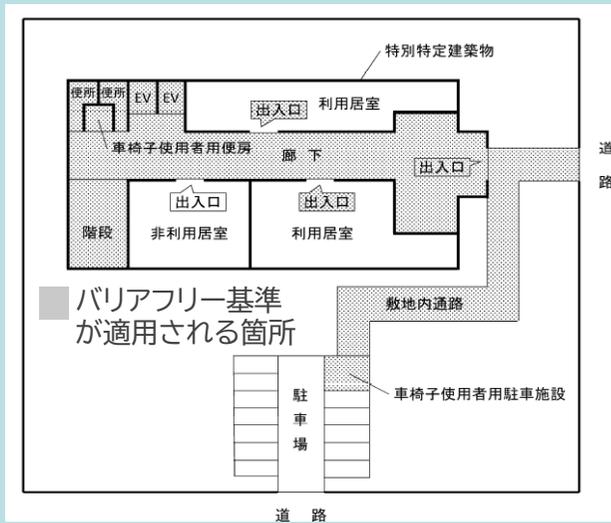
⇒車椅子使用者用駐車施設の設置数に関する基準の記述の変更。車椅子使用者用駐車施設の後部スペースの確保に関する記述の強化。

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準に関する第8回フォローアップ会議(R7.3.7)等において、障害当事者団体より以下の意見が提出された。

- 今後、テナント部分のバリアフリーについて検討頂きたい。
- 大規模な商業施設ビルの出入口には段差はないが、テナントとして入っている飲食店等にはまだ段差がたくさんある。大規模な商業施設の各店舗にも“段差なし”を義務づけてほしい。
- 小規模店舗について次の段階で検討の項目に入れて頂きたい。

大規模商業施設のテナント部分

- バリアフリー法において、床面積2,000㎡以上の大型商業施設等を新築する際には、多数の者が共通して利用する廊下等の共用部分について、バリアフリー基準への適合を義務付け。



小規模店舗

- 小規模店舗等については、様々な事業形態が想定される等の特性を踏まえ、バリアフリー設計のガイドラインにおいて、事業形態ごとの設計事例を提示している。



令和7年度、テナント・小規模店舗のバリアフリー化について、実態に即した実効性のある対策を検討
 ※テナント・小規模店舗のバリアフリー化の実態調査を踏まえてフォローアップ会議において検討

建築物のバリアフリー化に関する 今後の検討について

- ① 小規模建築物
- ② テナント
- ③ 共同住宅
- ④ 高等学校

①小規模建築物のバリアフリー化 の検討について

小規模建築物のバリアフリー化の検討について

■検討の背景

第8回フォローアップ会議等において、障害当事者団体より以下の意見が提出された。

- 次の段階で、小規模店舗のバリアフリー化を検討の項目に入れていただきたい。

▶▶▶ 令和7年度、バリアフリー化の実態調査を踏まえて、フォローアップ会議において、実態に即した実効性ある担保策を検討

■検討の流れ

小規模建築物におけるバリアフリー化の実態調査の実施

- 調査概要 (p. 3)
- 調査結果における該当／非該当、適合／不適合の考え方 (p. 4)
- 収集した建築物の属性等 (p. 5～7)
- 建築物特定施設別 調査事項への適合件数、適合率等 (p. 8～17)
 - 駐車場
 - 便所
 - エレベーター
 - 敷地内通路
 - 1以上の出入口
 - 廊下

調査結果まとめ、今後の方向性 (案) (p. 18)

【調査目的】

- ・小規模建築物のバリアフリー化の実態を把握する。

項目	概要
調査内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査期間中に確認済証を交付した小規模建築物のバリアフリー化の現状について、申請図書を目視により調査
調査対象建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の条件をすべて満たす建築物 <ul style="list-style-type: none"> ・ バリアフリー法施行令第5条の特別特定建築物の用途を含むが、バリアフリー法施行令第9条の義務付け対象規模（2,000㎡、公衆便所は50㎡）に満たない建築物※ ※条例による義務付け対象規模の引き下げは考慮しない。 ・ 確認申請書 第三面【9. 工事種別】：新築のみ ・ 確認申請書 第四面（番号1の建築物）【2. 用途】：特別特定建築物の用途有 ・ 確認申請書 第四面（番号1の建築物）【12. 床面積】【□. 合計】の合計欄：5,000㎡未満
調査期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2025（令和7）年9月1日～11月28日（約3ヶ月間）
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通省住宅局から、全国の特定行政庁及び指定確認検査機関に回答を依頼 ・ Eメールにより配布・回収
回答数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 回答のあった特定行政庁：396/499（79.4%） ・ 回答のあった指定確認検査機関：96/128（75.0%） ・ 有効回答数：1,762件

調査結果における該当／非該当、適合／不適合の考え方

- ・ 便所・敷地内通路・1以上の出入口については、全ての建築物について、基準への「適合」「不適合」を確認する。
- ・ 駐車場・エレベーター・廊下については、下表に示すとおり、基準への適合が必要な場合は「該当」、必要でない場合は「非該当」とする。「該当」の場合のみ、基準への「適合」「不適合」を確認する。

	駐車場	便所	エレベーター	敷地内通路	1以上の出入口	廊下
該当	・ 駐車場がある	(全て)	・ 地上階と地階の合計階数が3以上	(全て)	(全て)	・ 廊下がある
適合	・ 必要数以上(※1)の車椅子使用者用駐車施設がある	・ 車椅子使用者用便房がある	・ 構造の基準(※2)に適合したエレベーターがある	・ 幅が120cm以上である ・ 段がない、又は段に幅90cm以上の傾斜路が併設	・ 基準(※3)に適合した出入口がある	・ 幅が120cm以上である
不適合	・ 必要数以上の車椅子使用者用駐車施設がない	・ 車椅子使用者用便房がない	・ エレベーターがない、又はエレベーターが構造基準に適合しない	・ 上記以外	・ 基準に適合した出入口がない	・ 幅が120cm未満である
非該当	・ 駐車場がない	—	・ 地上階と地階の合計階数が2以下	—	—	・ 廊下がない

※1：200台以下の場合2%以上、201台以上の場合1%+2台以上

※2：乗降口ビーの幅・奥行き150cm以上、籠の奥行き135cm以上、籠の幅140cm以上

※3：幅80cm以上、戸の前後の高低差なし

収集した建築物の属性等

- ・ 特別特定建築物の規模※1は、500㎡未満のものが**80%**となっている。
- ・ 特別特定建築物の用途は、1つ（単独）のものが**91%**となっている。
- ・ 立地別にみると、指定都市・東京23区以外が**74%**となっている。

■特別特定建築物の床面積別の割合

	床面積別割合
500㎡未満 (n=1,413)	80%
500㎡以上 1,000㎡未満 (n=171)	10%
1,000㎡以上 1,500㎡未満 (n=102)	6%
1,500㎡以上 2,000㎡未満 (n=74)	4%
2,000㎡以上 (n=2)	0%
全体 (n=1,762)	100%

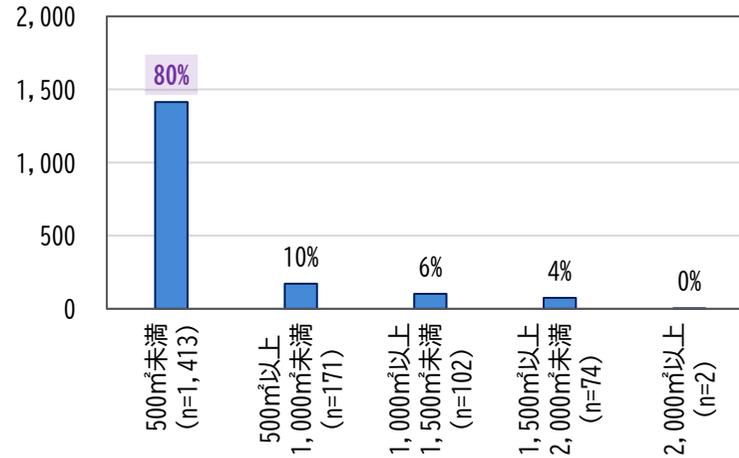
■特別特定建築物の用途の数別/立地別の件数の割合

	特別特定建築物の用途の数別件数		立地別件数	
	1つ (n=1,612)	2つ以上の用途(n=150)	指定都市・東京23区 (n=451)	左記以外 (n=1,311)
500㎡未満 (n=1,413)	94%	6%	25%	75%
500㎡以上 1,000㎡未満 (n=171)	82%	18%	31%	69%
1,000㎡以上 1,500㎡未満 (n=102)	81%	19%	30%	70%
1,500㎡以上 2,000㎡未満 (n=74)	78%	22%	16%	84%
2,000㎡以上 (n=2)	—	100%※2	0%	100%
全体 (n=1,762)	91%	9%	26%	74%

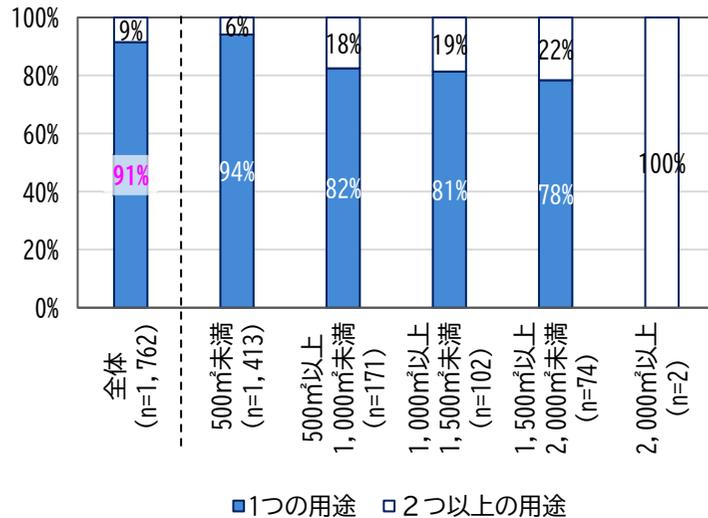
※1：2以上の特別特定用途がある場合、床面積は、それらの合算値

※2：2以上の特別特定用途があり、それぞれの用途の床面積が2,000㎡に満たないため、基準適合義務が生じていないもの

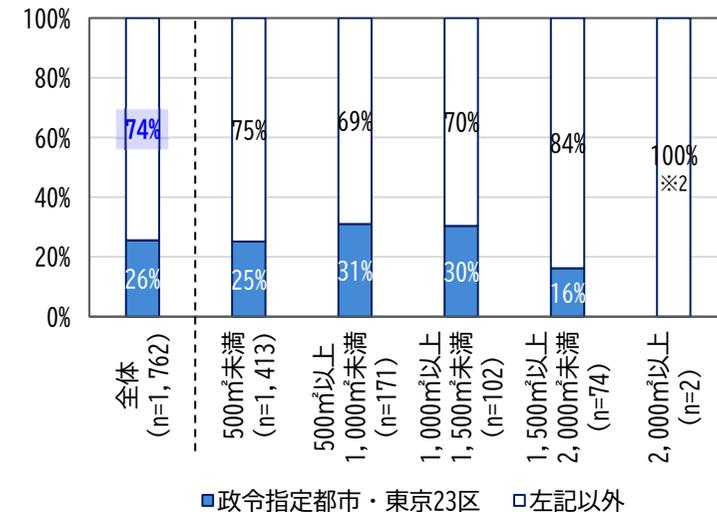
■特別特定建築物の床面積別の件数



■特別特定建築物の床面積・用途の数別 件数の割合



■特別特定建築物の床面積・立地別 件数の割合



※1：2以上の特別特定用途がある場合、床面積は、それらの合算値

※2：2以上の特別特定用途があり、それぞれの用途の床面積が2,000㎡に満たないため、基準適合義務が生じていないもの

■特別特定建築物の用途別 件数の割合 (特別特定建築物の用途が1つの場合)

特別特定建築物の用途	割合
公立小学校等、又は特別支援学校	0.1%
病院又は診療所	9.6%
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	0.6%
集会場又は公会堂	3.1%
展示場	2.5%
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	29.2%
ホテル又は旅館	7.2%
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	0.2%
老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）	5.0%
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	6.8%
体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボーリング場又は遊技場	0.2%
博物館、美術館又は図書館	0.4%
公衆浴場	0.2%
飲食店	16.7%
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	11.6%
自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	2.2%
公衆便所	4.3%
全体	100.0%

・ 特別特定建築物の用途が1つの建築物（1,612件）のうち、上位3つの用途は以下の通りとなっている。

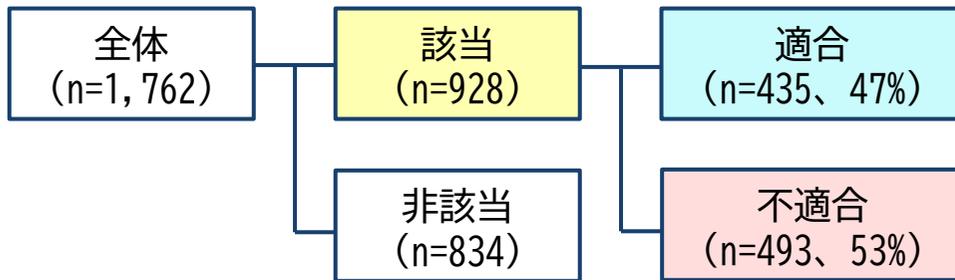
①百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（29.2%）

②飲食店（16.7%）

③理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗（11.6%）

① 駐車場

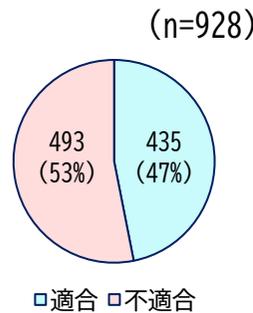
■ 該当／非該当の件数、適合／不適合の件数、適合率



■ 該当／非該当、適合／不適合の考え方

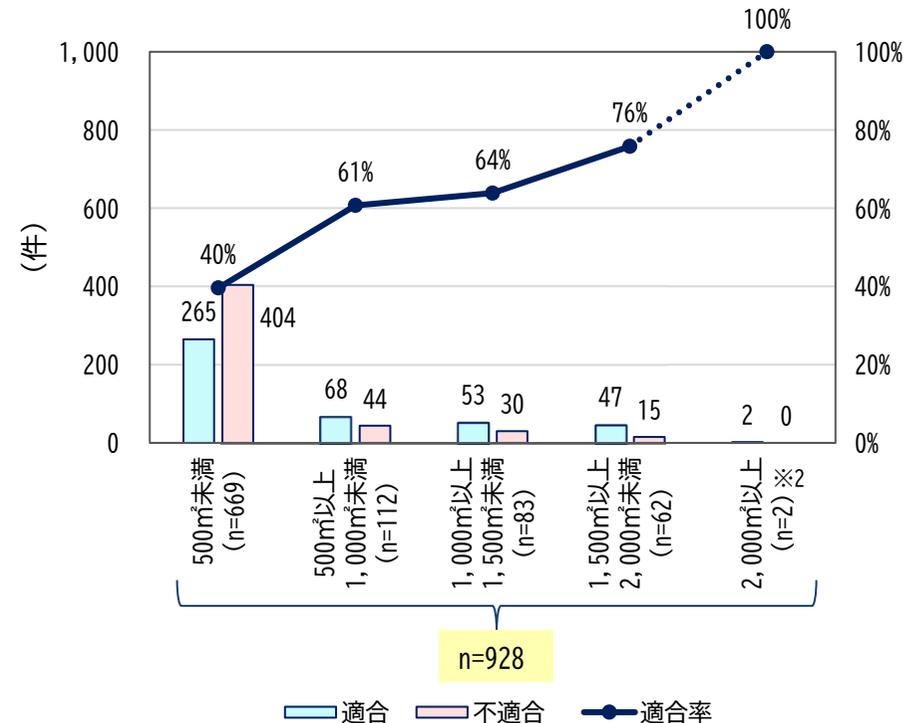
駐車場	
該当	・ 駐車場がある
適合	・ 必要数以上（※1）の車椅子使用者用駐車施設がある
不適合	・ 必要数以上の車椅子使用者用駐車施設がない
非該当	・ 駐車場がない

■ 適合率



※1：200台以下の場合2%以上、201台以上の場合1%+2台以上

■ 特別特定建築物の床面積ごとの適合／不適合件数、適合率

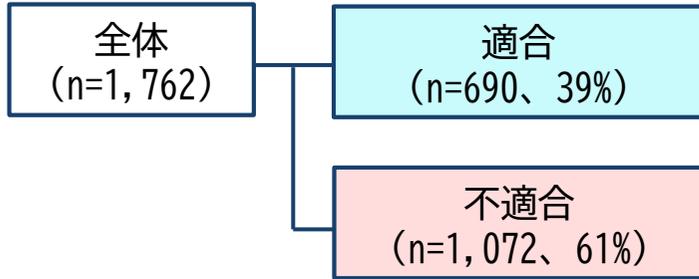


※2：2以上の特別特定用途があり、それぞれの用途の床面積が2,000㎡に満たないため、基準適合義務が生じていないもの

- ・ 駐車場がある場合、全体の適合率は47%となっている。
- ・ 床面積500㎡未満の適合率は40%、床面積が増加すると適合率は増加し、床面積1,500㎡以上2,000㎡未満の適合率は76%となっている。

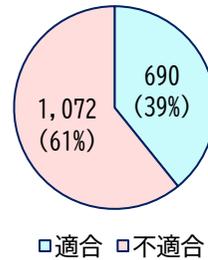
②便所

■適合／不適合の件数、適合率



■適合率

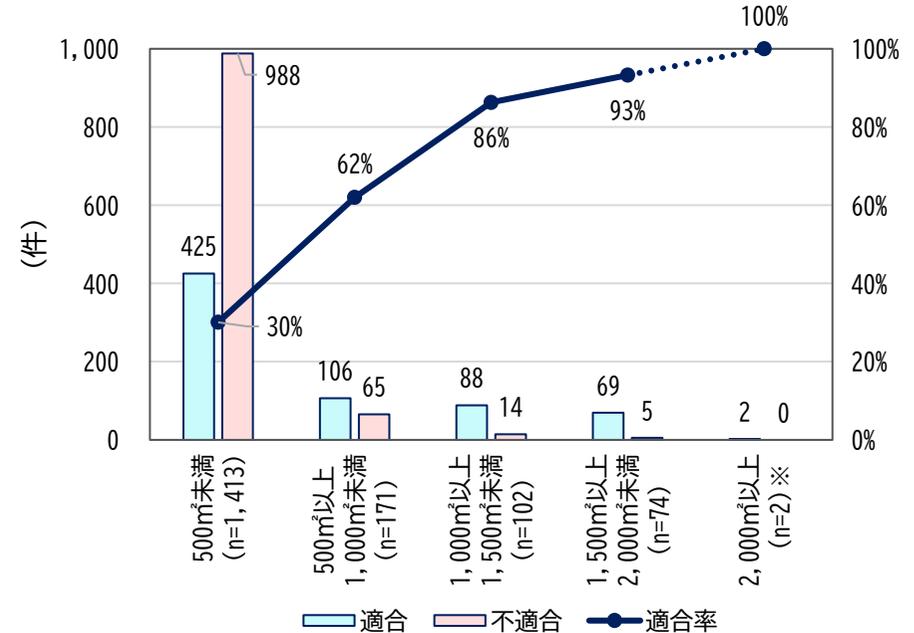
(n=1,762)



■適合／不適合の考え方

		便所
該当		(全て)
適合		・ 車椅子使用者用便房がある
不適合		・ 車椅子使用者用便房がない
非該当		—

■特別特定建築物の床面積ごとの適合／不適合件数、適合率



※：2以上の特別特定用途があり、それぞれの用途の床面積が2,000㎡に満たないため、基準適合義務が生じていないもの

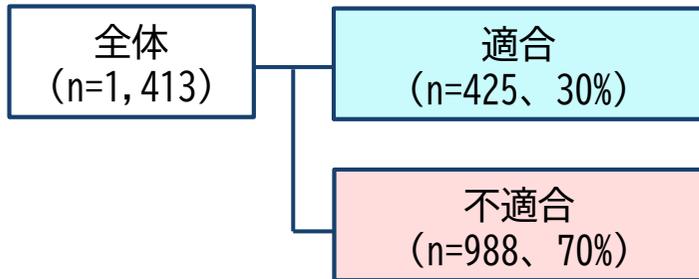
- ・ 全体の適合率は39%となっている。
- ・ 床面積500㎡未満の適合率は30%、床面積が増加すると適合率は増加し、床面積1,500㎡以上2,000㎡未満の適合率は93%となっている。



500㎡未満の該当建築物 (n=1,413) の詳細

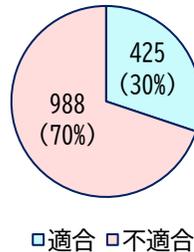
②便所（床面積の合計500㎡未満）

■適合／不適合の件数、適合率



■適合率

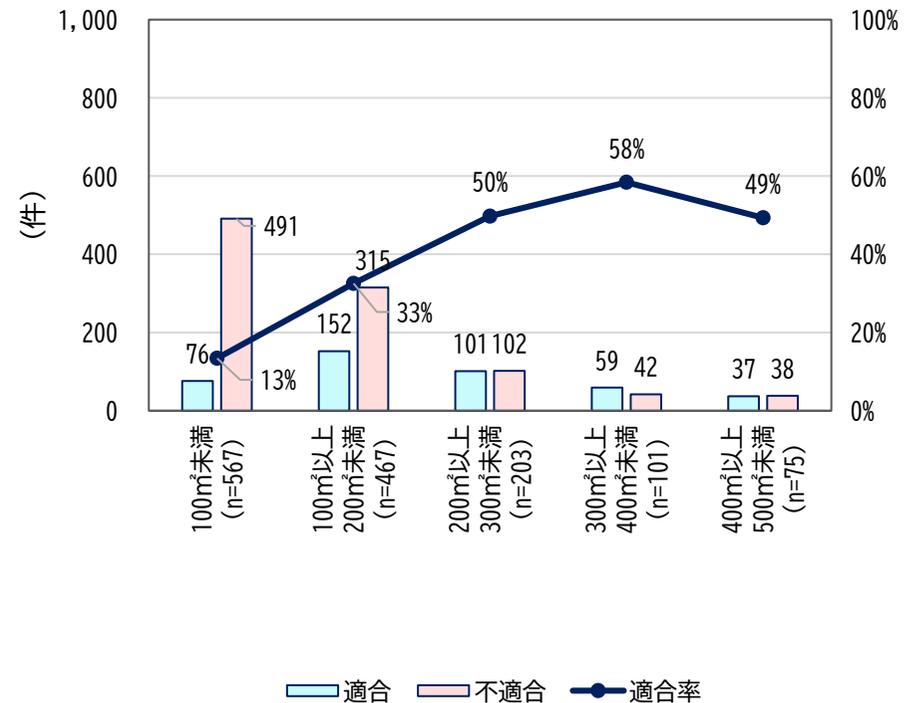
(n=1,413)



■適合／不適合の考え方

		便所
該当		(全て)
適合		・ 車椅子使用者用便房がある
不適合		・ 車椅子使用者用便房がない
非該当		—

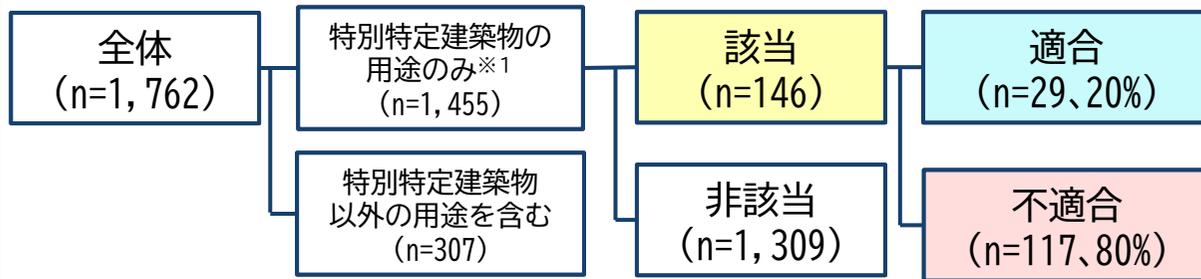
■特別特定建築物の床面積ごとの適合／不適合件数、適合率



- ・ 床面積500㎡未満の場合、全体の適合率は30%となっている。
- ・ 床面積100㎡未満の適合率は13%、床面積が増加すると適合率は概ね増加し、床面積300㎡以上400㎡未満の適合率は58%と最も高くなっている。

③エレベーター（特別特定建築物用途のみで構成される建築物についての集計・分析）

■該当／非該当の件数、適合／不適合の件数、適合率



※1：次頁参照

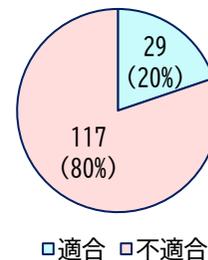
■該当／非該当、適合／不適合の考え方

		エレベーター
該当	適合	<ul style="list-style-type: none"> 地上階と地階の合計階数が3以上 構造の基準（※2）に適合したエレベーターがある
	不適合	<ul style="list-style-type: none"> エレベーターがない、又はエレベーターはあるが、構造の基準に適合しない
非該当		<ul style="list-style-type: none"> 地上階と地階の合計階数が2以下

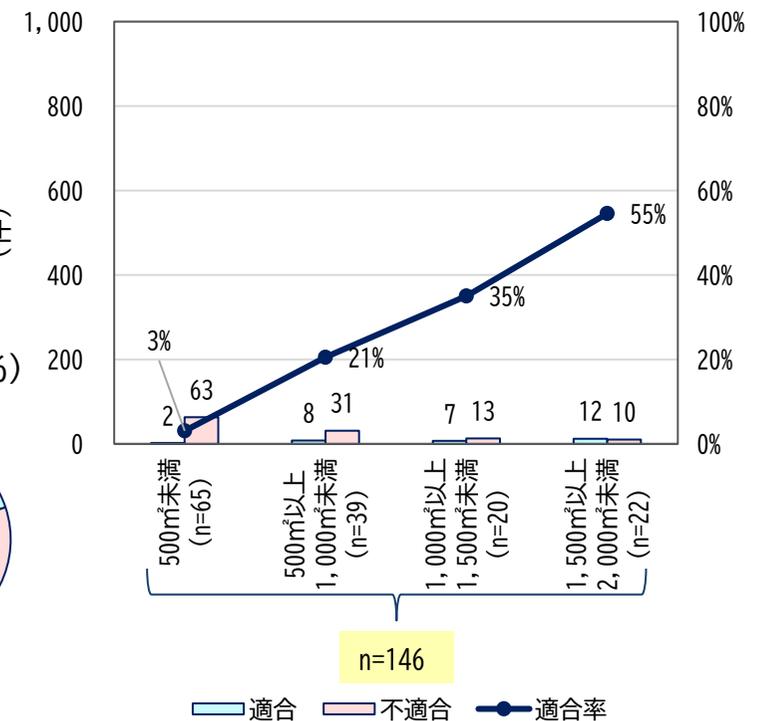
※2：乗降ロビーの幅・奥行き150cm以上、籠の奥行き135cm以上、籠の幅140cm以上

■適合率

(n=146)



■特別特定建築物の床面積ごとの適合／不適合件数、適合率

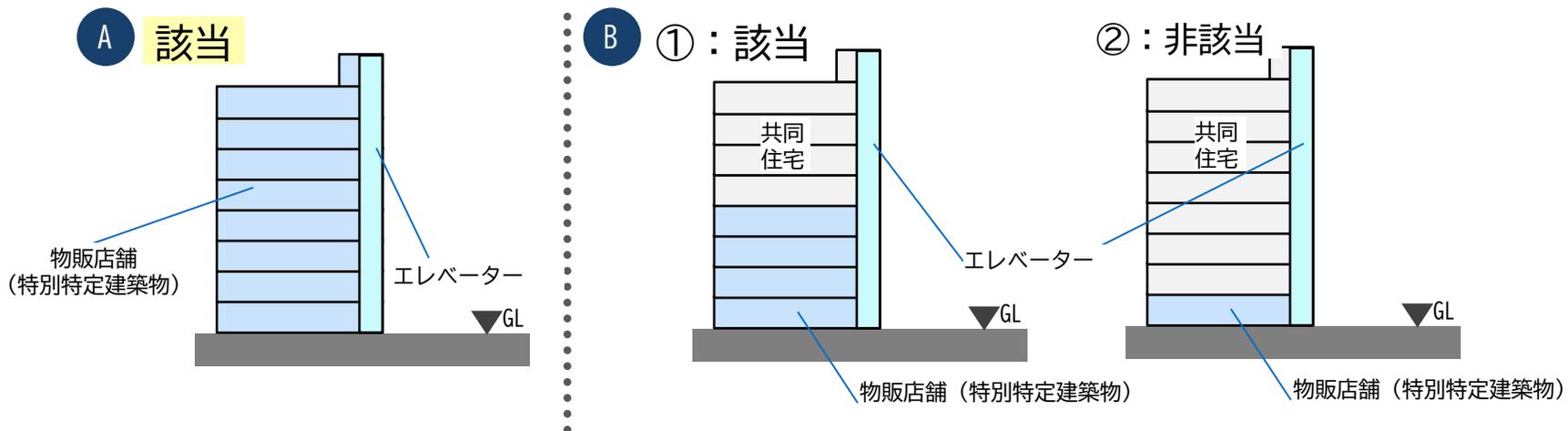
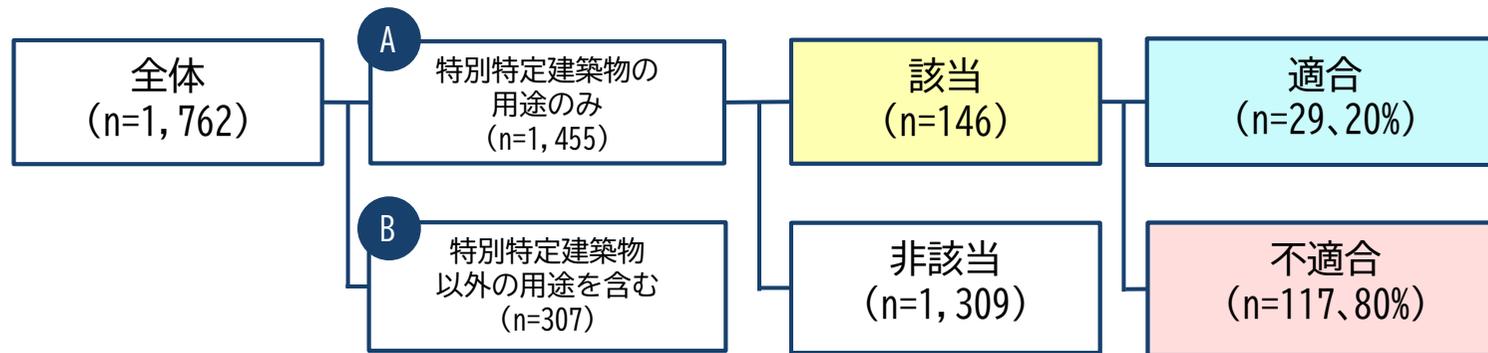


- エレベーターがある場合、全体の適合率は20%となっている。
- 床面積500㎡未満の適合率は3%、床面積が増加すると適合率は増加し、床面積1,500㎡以上2,000㎡未満の適合率は55%となっている。

- 不適合 (n=117) の詳細 (p.13)
- 500㎡未満の該当建築物 (n=65) の詳細 (p.14)

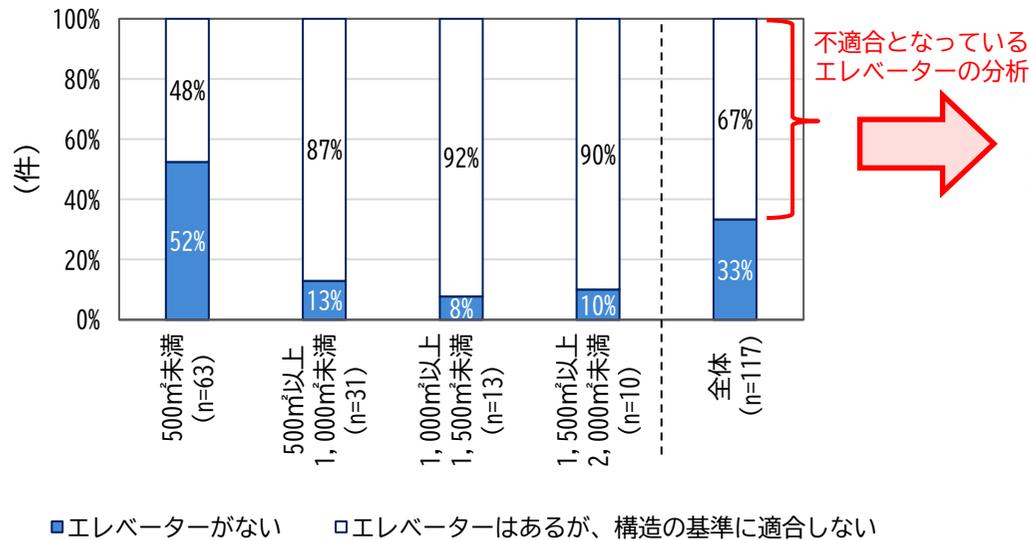
■※1：特別特定建築物の用途のみに限定した理由について

今回の調査においては、特別特定建築物の入居階を把握できておらず、例えば「特別特定建築物とそれ以外の用途が存する8階層の建築物」という回答情報のみでは、下図Bにおける①と②の区別ができず、「該当」「非該当」の判別が困難である。このため、Aのような特別特定建築物の用途のみが存する建築物に限定して分析する。

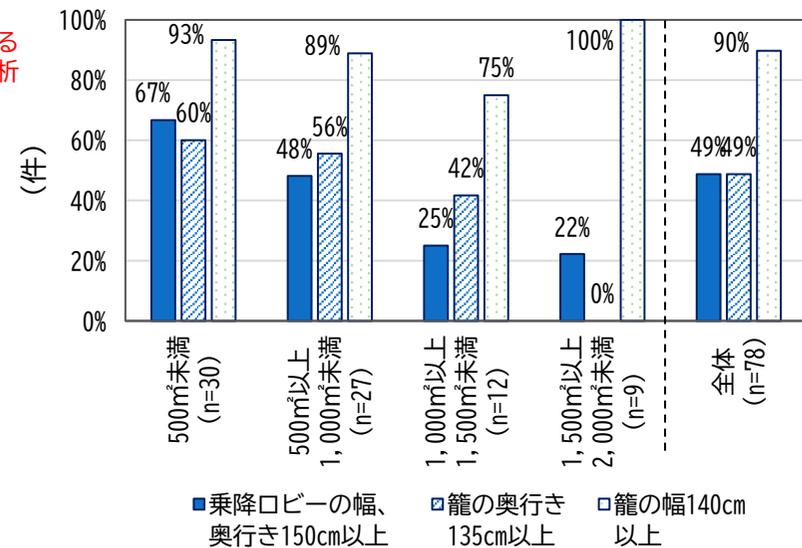


③エレベーター（不適合の理由）

■不適合(n=117)の理由（エレベーターの有無等）



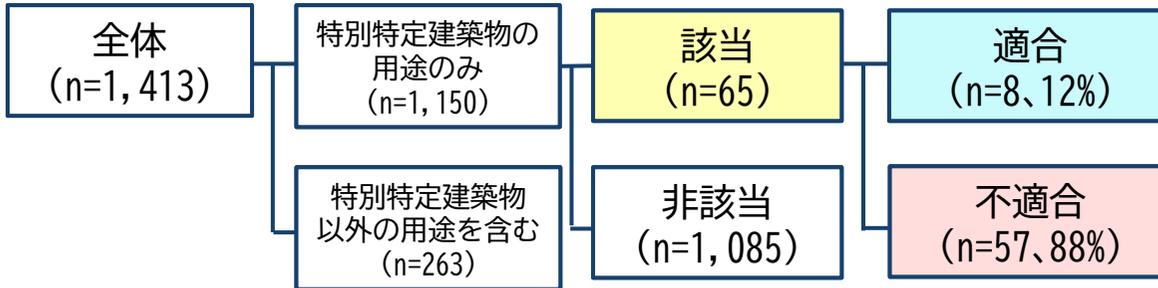
■不適合なエレベーター(n=78)における基準に適合しない構造



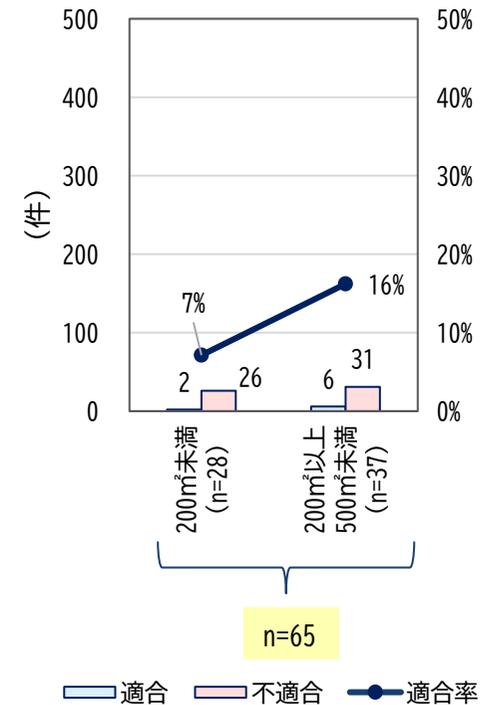
- 「該当」の建築物について不適合の理由をみると、「エレベーターがない」が約3割、「エレベーターはあるが、構造の基準に適合しない」が約7割となっている。
- 「エレベーターがない」ものは、床面積500㎡未満の場合に52%、床面積が増加すると割合は減少する。
- 「エレベーターはあるが、構造の基準に適合しない」ものについて、具体的な不適合の理由をみると、全ての面積帯において「籠の幅140cm以上」の基準に不適合の割合が、他の理由より高くなっている。

③エレベーター(特別特定建築物用途のみで構成される建築物のうち床面積の合計500㎡未満、籠の幅140cm以上の基準を考慮しない場合)

■該当/非該当の件数、適合/不適合の件数、適合率



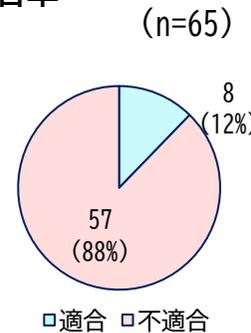
■特別特定建築物の床面積ごとの適合/不適合件数、適合率



■該当/非該当、適合/不適合の考え方

		エレベーター
該当	適合	<ul style="list-style-type: none"> 地上階と地階の合計階数が3以上 構造の基準(※)に適合したエレベーターがある
	不適合	<ul style="list-style-type: none"> エレベーターがない、又はエレベーターはあるが、構造の基準に適合しない
	非該当	<ul style="list-style-type: none"> 地上階と地階の合計階数が2以下

■適合率

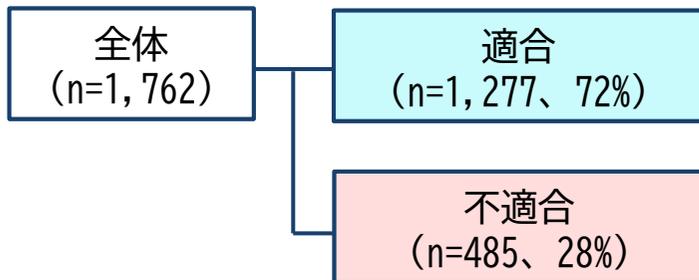


※：乗降口ビーク幅・奥行き150cm以上、籠の奥行き135cm以上。籠の幅は考慮しない。

- 床面積500㎡未満でエレベーターがある場合、全体の適合率は12%となっている。
- 床面積200㎡未満の適合率は7%、床面積200㎡以上500㎡未満の適合率は16%となっている。

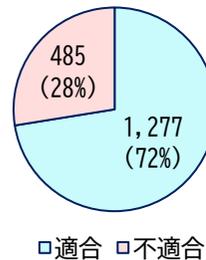
④敷地内通路

■適合／不適合の件数、適合率



■適合率

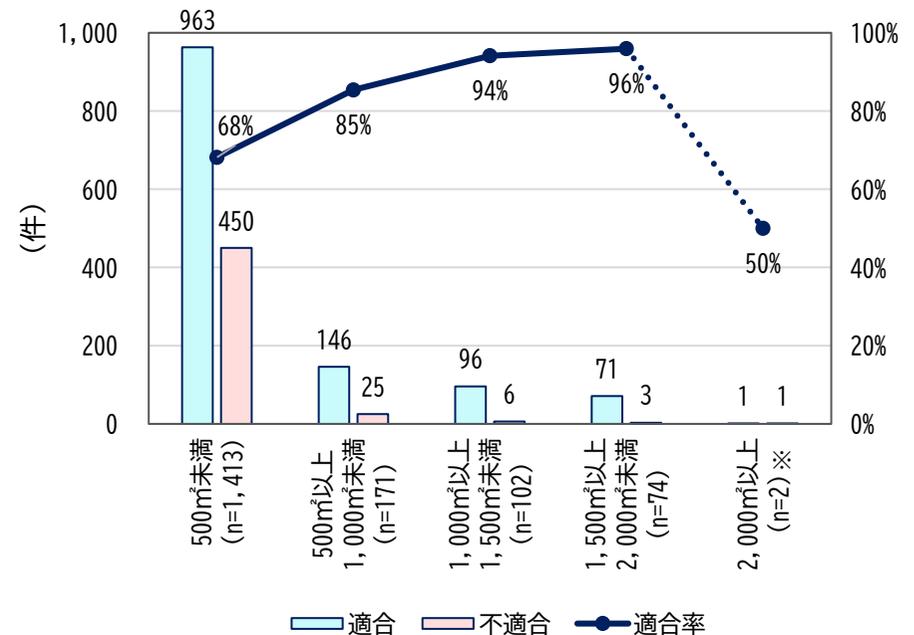
(n=1,762)



■適合／不適合の考え方

		敷地内通路
該当		(全て)
適合		<ul style="list-style-type: none"> 幅は120cm以上である 段がない、又は、段はあるが幅90cm以上の傾斜路が併設されている
不適合		<ul style="list-style-type: none"> 上記以外
非該当		—

■特別特定建築物の床面積ごとの適合／不適合件数、適合率

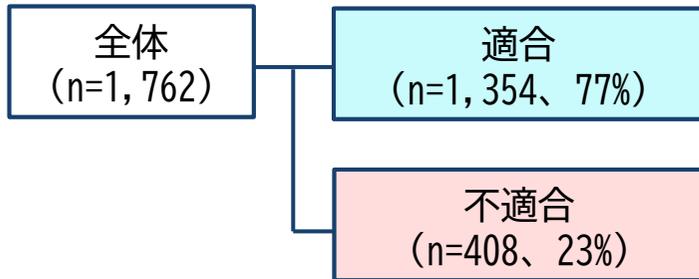


※:2以上の特別特定用途があり、それぞれの用途の床面積が2,000㎡に満たないため、基準適合義務が生じていないもの

- 全体の適合率は72%となっている。
- 床面積500㎡未満の適合率は68%、床面積が増加すると適合率は増加し、床面積1,500㎡以上2,000㎡未満の適合率は96%となっている。

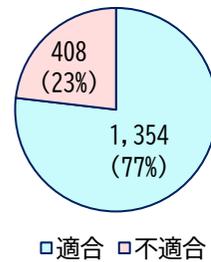
⑤1以上の出入口

■適合／不適合の件数、適合率

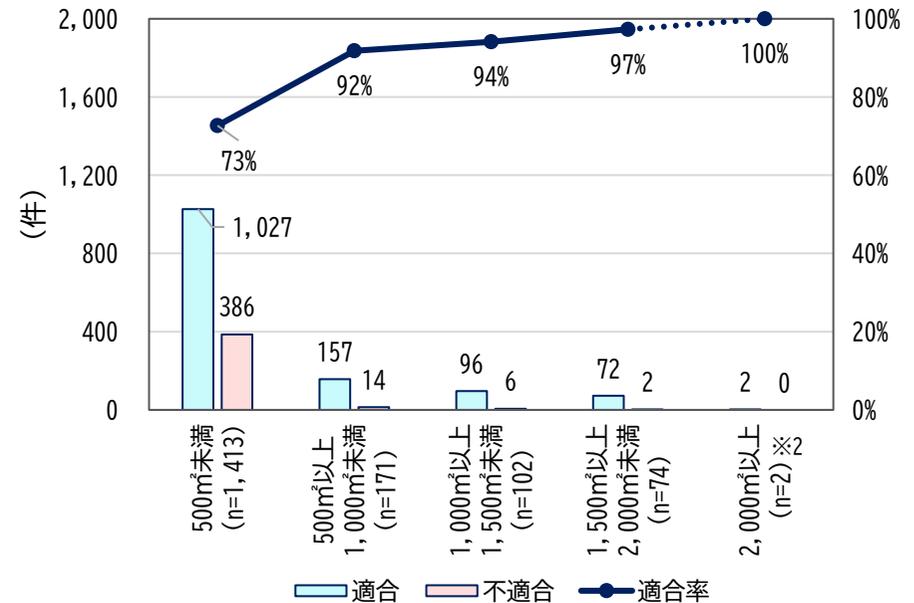


■適合率

(n=1,762)



■特別特定建築物の床面積ごとの適合／不適合件数、適合率



■適合／不適合の考え方

		1以上の出入口
該当		(全て)
適合		・ 基準 (※1) に適合した出入口がある
不適合		・ 基準に適合した出入口がない
非該当		—

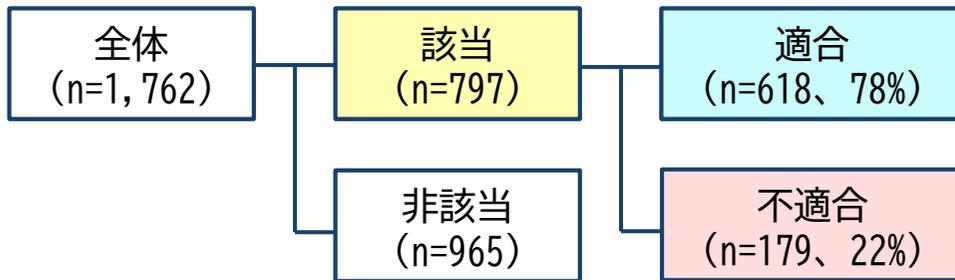
※1：幅80cm以上、戸の前後の高低差なし

※2：2以上の特別特定用途があり、それぞれの用途の床面積が2,000㎡に満たないため、基準適合義務が生じていないもの

- 全体の適合率は77%となっている。
- 床面積500㎡未満の適合率は73%、床面積が増加すると適合率は増加し、床面積1,500㎡以上2,000㎡未満の適合率は97%となっている。

⑥廊下

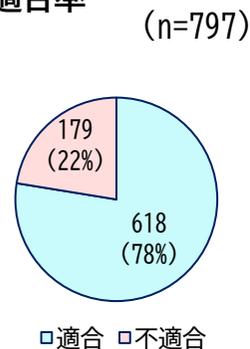
■該当/非該当の件数、適合/不適合の件数、適合率



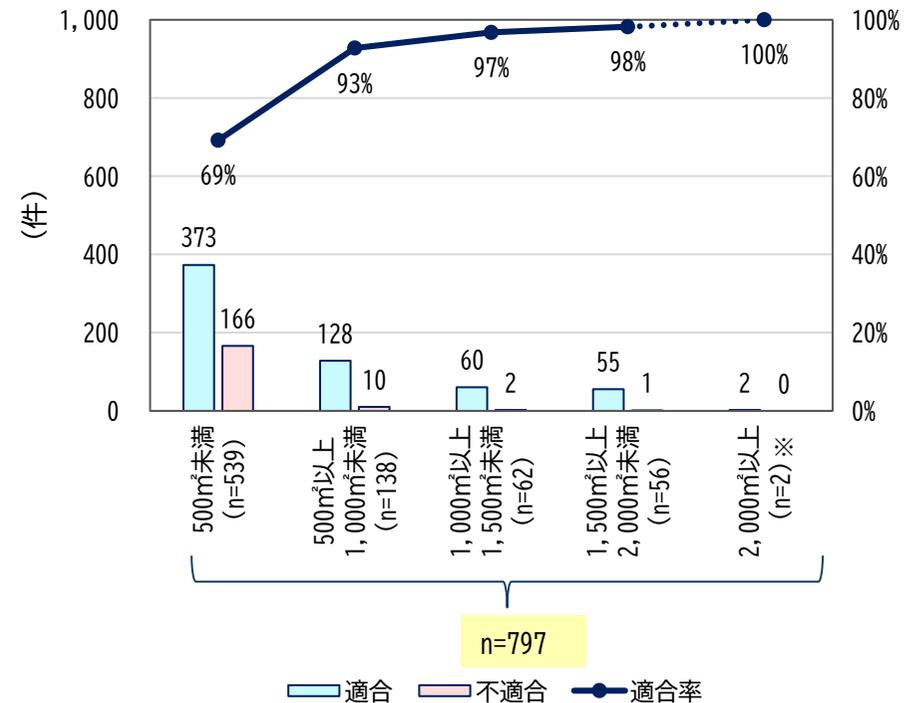
■該当/非該当、適合/不適合の考え方

廊下	
該当	・ 廊下がある
適合	・ 幅が120cm以上である
不適合	・ 幅が120cm未満である
非該当	・ 廊下がない

■適合率



■特別特定建築物の床面積ごとの適合/不適合件数、適合率



※：2以上の特別特定用途があり、それぞれの用途の床面積が2,000㎡に満たないため、基準適合義務が生じていないもの

- ・ 廊下がある場合、全体の適合率は78%となっている。
- ・ 床面積500㎡未満の適合率は69%、床面積が増加すると適合率は増加し、床面積1,500㎡以上2,000㎡未満の適合率は98%となっている。

小規模建築物のバリアフリー化の実態に係る調査結果（まとめ）

小規模建築物における6つの建築物特定施設（駐車場、便所、エレベーター、敷地内通路、1以上の出入口、廊下）について、実態調査の結果は次のとおり。

駐車場

- ☆ 非該当（駐車場なし）が約5割
- ◆ 該当（駐車場あり）の場合の適合率は約5割

便所

- ◆ 適合率は約4割

エレベーター※

- ☆ 非該当（規定の階数未満）が約9割
- ◆ 該当（規定の階数以上）の場合の適合率は約2割

※特別特定建築物用途のみが存する建築物

敷地内通路

- ◆ 適合率は約7割

1以上の出入口

- ◆ 適合率は約8割

廊下

- ☆ 非該当（廊下なし）が約5割
- ◆ 該当（廊下あり）の場合の適合率は約8割

■今後の方向性（案）

- 適合率の低い建築物特定施設について、適合を困難にしている要因等の分析を行う。
- 分析結果を踏まえ、基準適合の義務付け対象規模（現行：特別特定建築物の床面積の合計：2,000㎡以上）の見直しの可能性を検討する。

②テナント※内部のバリアフリー化 の検討について

※ここでのテナントとは、商業施設等の建築物内に
設けられた店舗・診療所などを指す。

テナント内部のバリアフリー化の検討について

■検討の背景

第8回フォローアップ会議等において、障害当事者団体より以下の意見が提出された。

- 今後、テナント部分のバリアフリーについて検討いただきたい。
- 大規模な商業施設ビルの出入口には段差はないが、テナントとして入っている飲食店等にはまだ段差がたくさんある。大規模な商業施設の各店舗にも“段差なし”を義務づけてほしい。

(テナントのバリアフリー化に関する課題例)

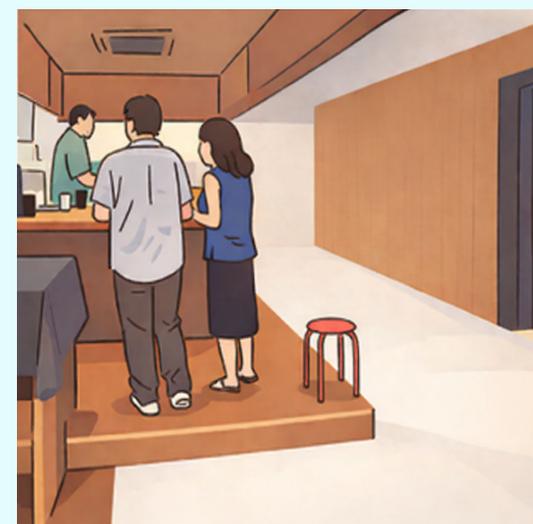
近年新設された商業施設であっても、以下のようにテナント内部は車椅子使用者の利用が困難なケースが散見。



テナント内部に段差があり、客席部分に入ることができない



車椅子で利用可能な席がない
(小上がりの個室のみ等)



客席部分が一段高くなっている／
カウンターが高くなっている

▶▶▶ 令和7年度、バリアフリー化の実態調査を踏まえて、フォローアップ会議において、実態に即した実効性ある担保策を検討

■検討の流れ

テナントのバリアフリー化に係るニーズ調査

➤ 当事者団体に対するアンケート・ヒアリング調査の実施

調査結果

※結果詳細は
参考資料2を参照

- ✓ 特に不都合が生じる用途は飲食店、物販店舗である
- ✓ 複数の車椅子使用者が利用できるようにして欲しい
- ✓ 情報アクセシビリティ、合理的配慮等ソフト面の対応や従業員の教育も必要である

テナントのバリアフリー化に係る実態調査

➤ 事業者、設計者に対するヒアリング調査の実施

- 施設本体とテナントの設計・工事のプロセス (p.3)
- テナント工事の前提となる施設本体の床のイメージ (p.5)
- テナント内部に段差が生じてしまう例 (p.6)
- テナント内部のバリアフリー化に向けた事業者の取組み等 (p.7)

調査結果まとめ、今後の方向性 (案) (p.8)

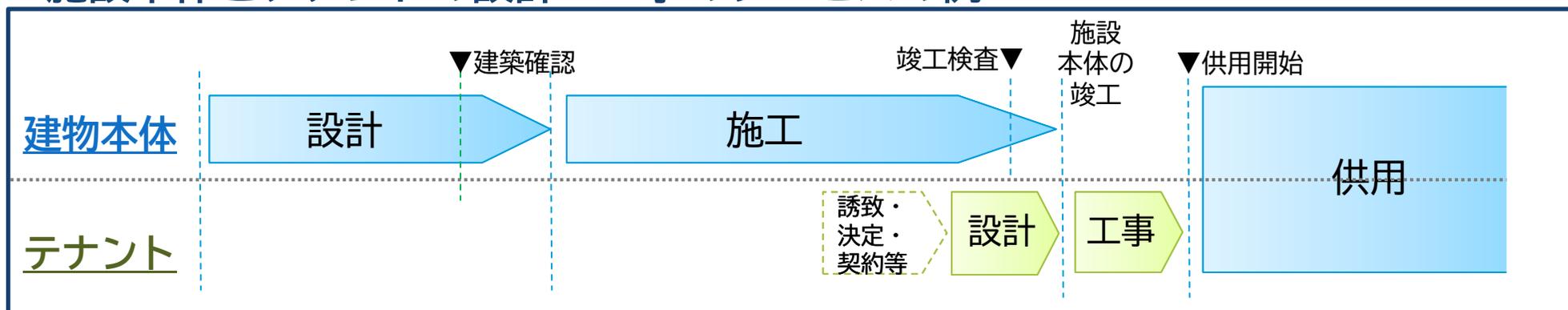
施設本体とテナントの設計・工事のプロセス

・施設本体とテナントでは、関係者や設計・工事のプロセスが異なる。

● 施設本体とテナントの設計・工事の役割分担の例

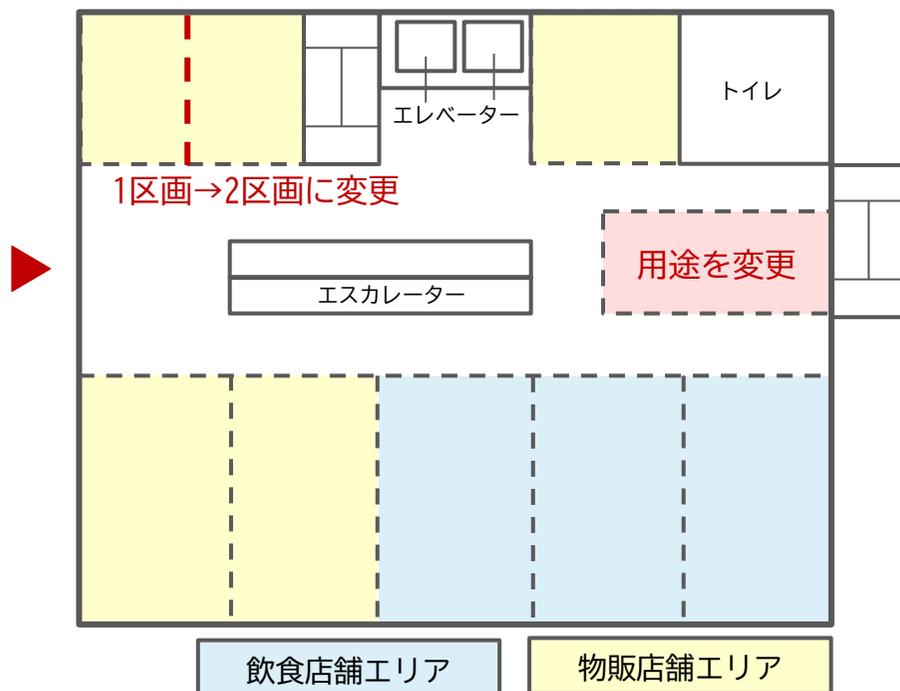
	施設本体（いわゆるA・B工事）	テナント内部（いわゆるC工事）
発注者	・施設の建築主（事業者等）	・テナント事業者（店舗等）
主な関係者	・施設の設計者・施工者	・テナントの設計者・施工者
設計者・施工者の役割	・施設全体の設計・施工（テナント部分は、用途・区画割等の想定に基づいて、設計・施工を実施）（次頁の図を参照）	・テナントの内装・設備の設計・施工
施設本体の施工期間における工事範囲	・共用部分：仕上げ工事まで ・テナント部分：躯体・共用設備まで（次頁の図を参照）	・なし（※テナント内部の工事は施設の完了検査後に行われることが多い）

● 施設本体とテナントの設計・工事のプロセスの例



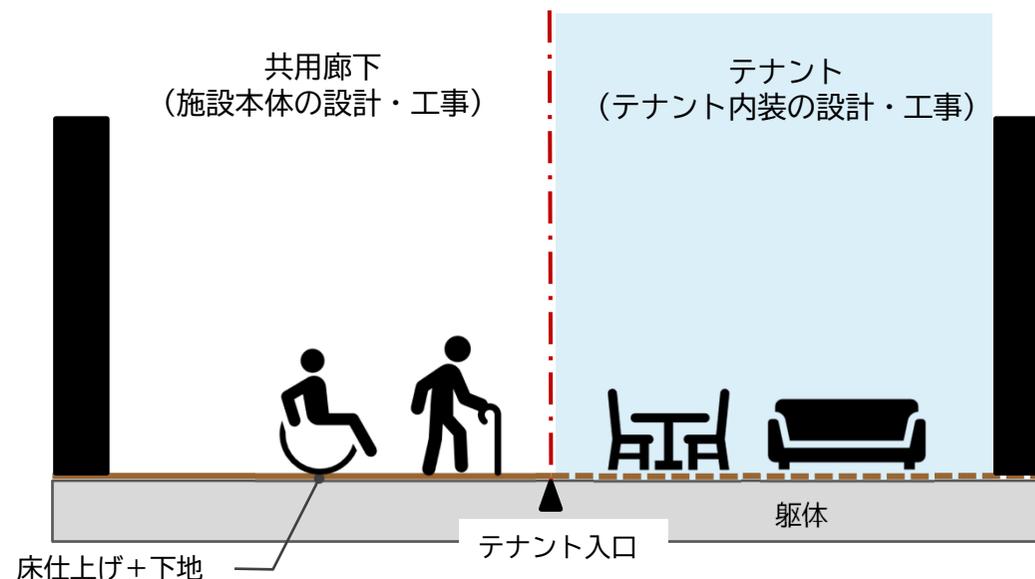
施設本体とテナントの設計・工事のプロセス

● 用途・区画割について



- ・設計段階では、共用廊下等のほか、物販店舗・飲食店舗等の用途エリアを決め、区画割も仮決めする。
- ・事業計画の見直しや、テナント事業者との調整等により、竣工までに用途エリア・区画割が変わることもある。（物販店舗→飲食店舗になる等）

● 施設本体とテナントの設計・工事範囲

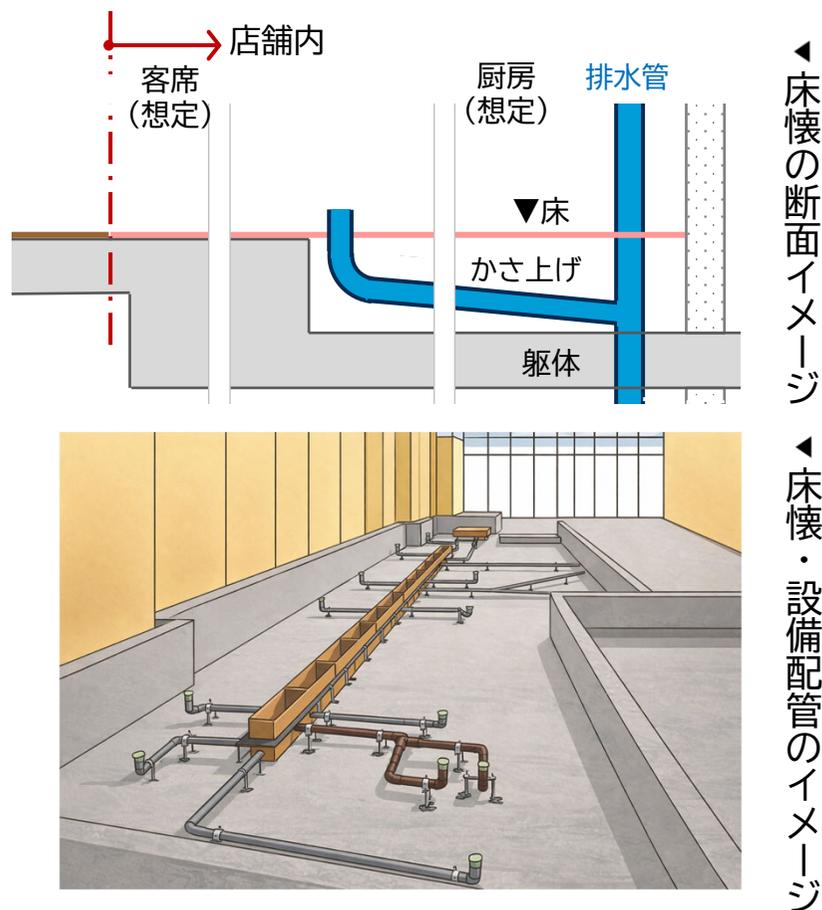


- ・本体工事（A工事）では共用廊下の床仕上げ工事までを行う。
- ・後から行うテナント工事（C工事）では、共用廊下の床仕上げ高さにあわせて床の工事を行う。
- ・床仕上げ+下地の厚みは、仕上げ材料（タイル、シート等）によっても変わる。

テナント工事の前提となる施設本体の床のイメージ

- ・施設本体の設計段階では、飲食店舗エリアと想定された部分では、仮の区画割を行い、設備配管の共用縦管の位置等も考慮の上、店舗内の厨房範囲を仮設定する。
- ・厨房では、排水経路の確保等のため、設備配管のための床下スペース（床懐）を確保する必要があり※、その一つの手法として、厨房等の部分の躯体の床（施設本体の床）を下げる方法が用いられている。

（※診療所においても、検査機器によっては設備配管のための床下スペース（床懐）を確保する必要がある）



- 排水等のため、厨房の必要な範囲の躯体床（客席部分-30cm程度）を下げ、配水管配管のスペース（床懐）を確保する。
- 店舗全体の躯体床を下げることは以下の観点で合理的でないため、行わないことが多い。
 - ・不必要に下げられた床をかさ上げすることが、テナント事業者の工事費・手間の負担となるため。
 - ・テナント事業者が床をかさ上げる分の荷重を見込んで躯体の設計を行う等、施設の建築主にとっても工事費の負担になるため。
- 一方で躯体床を下げず、テナント事業者が、テナント工事で厨房部分の床をかさ上げして対応することもある。

テナント内部に段差が生じてしまう例

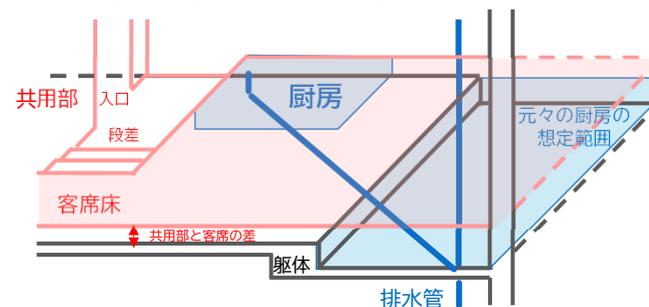
● 主に技術的な課題

1. 想定範囲外に厨房が計画されたことで、設備配管のスペース（床懐）を客席部分においても確保する必要がある場合（予め床を下げたおいても有効活用されない。）
2. 客席部分に特殊な設備を導入するため、配管スペース（床懐）を確保する必要がある場合
3. 施設の設計時に想定していた用途とは異なる用途が入ることになり、設備計画、区画全体・一部の床を上げる場合（例：物販店舗→飲食店舗、物販店舗→診療所等）

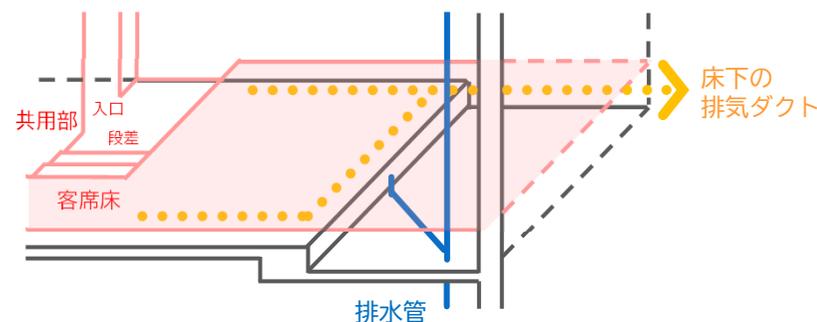
● 主に運用面での課題

4. 配膳のオペレーション等の動線計画や、従業員が客に対して上から目線にならないようにするため床を上げる場合
5. 空間の演出として床を上げ・下げする場合
6. テナント入れ替わりの際に、想定と異なる用途のテナントが入る場合
7. テナントは居ぬき（内装・設備等そのまま）で入れ替わることもあり、前の店舗で段差があるまま次の店舗が入る場合

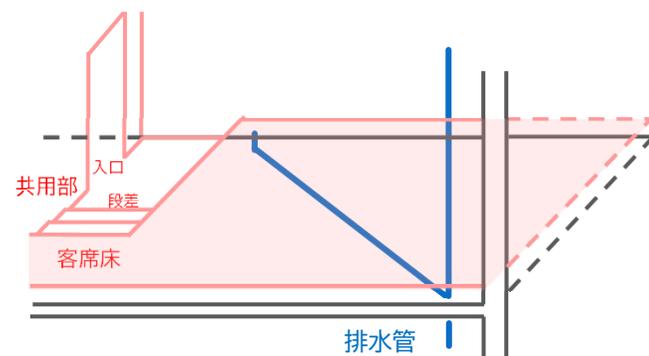
■ 1. 想定範囲外に厨房が計画された場合の例



■ 2. 客席部分に特殊な設備を導入する場合の例



■ 3. 想定とは異なる用途が入る場合の例



※本スライドはヒアリング調査を基に事務局で作成

● 「内装設計指針書」等によるバリアフリー化に関する取組み

- ・ 施設の事業者から、テナント事業者に対して、内装に係る設計基準等を記載した「内装設計指針書」を示すことがある。
- ・ 自治体によってはテナント内部についても「段差なし」を指導しているところもあり、その内容を踏まえて内装設計指針書を定める例もあれば、法令遵守に加えて自主的に「テナント内部に原則段差なし」と定める例もある。
- ・ 工事前の図面確認のほか、工事完了後に現地確認まで行う。
- ・ 建物の供用開始後、テナントが入れ替わっても同様の取組みを行っている。
- ・ 一方で、施設の事業者としては、テナントが入ることも重要である。テナント事業者の事業形態は多種多様であり、内装の柔軟性等を確保するため、事業計画や間取りへの配慮も必要である。(現状では、厳しい設計条件の提示は難しい。)

※なお、テナント店舗との賃貸借契約において定める内装工事指針等に、テナント店舗内部のバリアフリー化に関する事項を盛り込むなど、テナント店舗のバリアフリー化の促進に向けた協力を求める事務連絡を、国土交通省より発出している（令和5年7月20日付）。

● テナント内部のバリアフリー化に向けた考えられる対応策

- ・ 例えば通路幅員の確保のために客席数が想定より減ると、収益に影響が出てくるため、そのことを飲食店のテナント事業者に理解してもらうことが必要である。
- ・ テナント事業者への啓発やインセンティブも必要ではないか。

テナントのバリアフリー化に向けた課題等の調査結果

建築に係る主な現状と課題

- テナントの工事は、施設本体の竣工後に行われることが多い。
- テナント内部に段差が生じないよう、施設本体の設計段階で想定するが、想定外のテナント工事も生じうる。
- 当初の想定と異なる用途のテナントが入る場合もあり、その結果、内部に段差が生じうる。

事業に係る主な現状と課題

- バリアフリー化を設計条件としてテナント事業者を示す場合もあるが、事業計画等への配慮上、厳しい条件提示は難しい。
- バリアフリー化のため客席を減らす等の対応をテナント事業者理解してもらうことが必要。事業者への啓発やインセンティブも必要ではないか。



■今後の方向性（案）

- テナント事業者等へのヒアリング調査を行い、テナント内部のバリアフリー化に係る事業や計画・設計の現状・課題を整理する。
- 施設の事業者・設計者やテナント事業者・設計者の取組、行政の取組の好事例と効果等を収集、整理する。
- 調査結果等を踏まえつつ、テナント内部におけるバリアフリー化について、テナントの入れ替わり等も考慮しながら、実効性のある担保策を検討する。

③共同住宅のバリアフリー化の 検討について

■ 検討の背景

(1) 現行の規定

- 共同住宅は、バリアフリー法における「特定建築物」であり、その共用部分は基準適合の努力義務の対象である。
- 一方で、**住戸部分は**、利用者が基本的に居住者に限定されるため、**基準の適合対象となっていない**。
- バリアフリー法の委任条例に基づき、**13自治体が基準（共用部分）への義務付け対象に追加（令和8年2月現在）**している。
- また、「障害者の居住にも対応した住宅の設計ハンドブック」等のガイドラインの周知を行い、共同住宅のバリアフリー化を誘導しているところ。

(2) 障害当事者の居住確保の実態

- 障害当事者によると、共用部分の通路や住戸部分の出入り口の段差**により、住戸の内見もできないなど、車椅子利用者等の障害者の居住可能な共同住宅は限定されている状況である。

参考：障害者の居住にも対応した住宅の設計ハンドブック（抜粋）

段差	
○ 次に掲げるものを除き、段差がないこと。	
・ 5mm以下の段差	
・ 玄関の出入口の段差で、くつずりと玄関外側の高低差が20mm以下で、くつずりと玄関土間の高低差が5mm以下とするもの	 ◀フラットな玄関の事例
・ 浴室の出入口の段差で、単純段差かつ高低差を20mm以下とするもの	
・ バルコニーの出入口の段差で、単純段差とするもの	 ◀グレーチングを設けることでフラットな設計とした浴室出入口

参考：共同住宅における段差の例



▲玄関前の段差



▲共用部分の出入り口の段差

■ 今後の方向性（案）

- 共同住宅のバリアフリー整備の状況について、ヒアリング調査等を実施し、ハンドブックの活用状況及び共同住宅の形態等による実態を整理。
- 調査結果等を踏まえつつ、共同住宅におけるバリアフリー化の進め方等を検討。

④高等学校のバリアフリー化の 検討について

■ 検討の背景

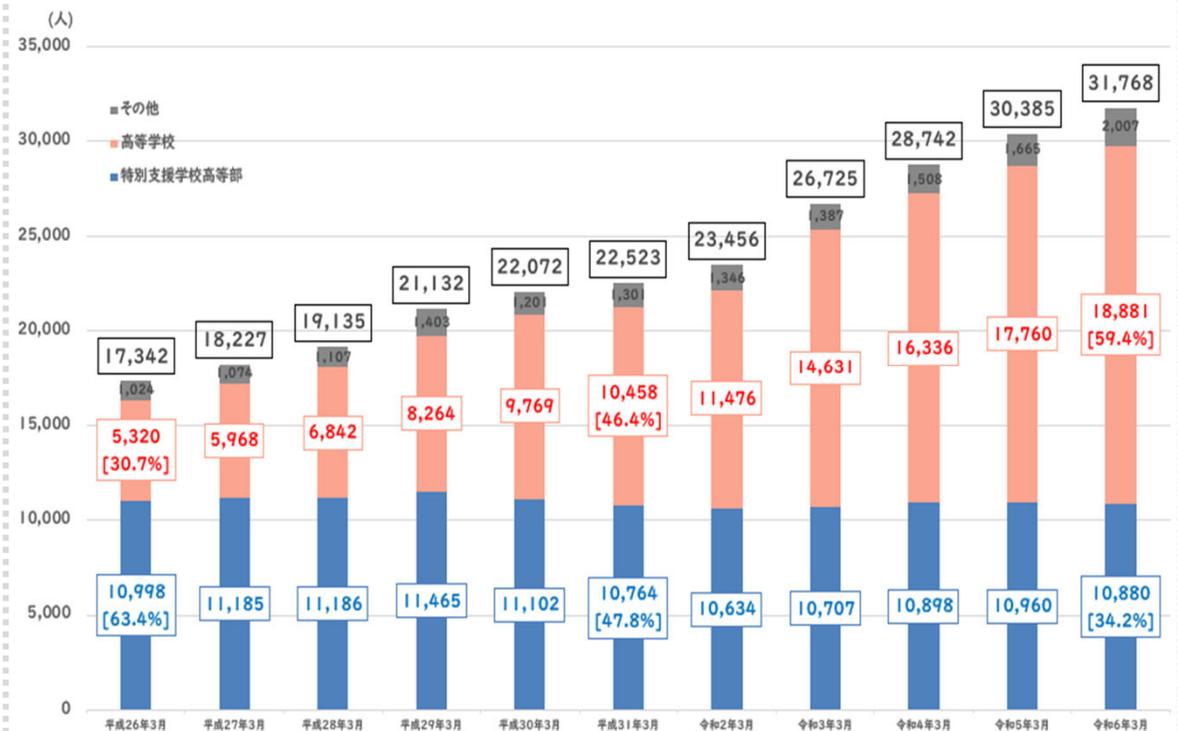
(1) 現行の規定

- **公立小中学校**（特別支援学級を含む。）については、障害のある児童・生徒の進学増加を踏まえ、令和2年に法令を改正（令和3年施行）し、**バリアフリー基準への適合を義務付けている。**
- **高等学校**については、従前より努力義務の対象であり、委任条例に基づき**現在18自治体が義務付け対象に追加**（令和8年2月現在）。

(2) 障害のある生徒の高等学校への進学状況

- 義務教育段階において**障害を理由に特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の数は年々増加。**
- 中学校の特別支援学級の卒業生が、特別支援学校高等部ではなく高等学校に進学する率は年々増加しており、**令和5年度卒業生のうち59.4%が高等学校に進学している**（右図参照）。
※肢体不自由のある生徒以外も含む値

参考：中学校の特別支援学級卒業生で高等学校に進学した人数及び割合の推移



※出典：令和6年度学校基本調査

■ 今後の方向性（案）

- 高等学校のバリアフリー整備の状況について、文部科学省と連携して調査し、整理。
- 調査結果等を踏まえつつ、高等学校におけるバリアフリー化の進め方等を検討。

サイトラインの確保等に係る 取組状況

令和7年3月7日

サイトラインの確保等に係る検討WG報告 とりまとめ



令和7年5月30日

建築設計標準の改正

- 車椅子使用者用客席のサイトライン・分散配置・同伴者席に係る記述の強化
- 「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」策定



令和7年7月1日

建築基準法施行規則（確認申請書）の改正（令和8年1月1日 施行）

- サイトラインの確保等に係る検証の原則化



令和7年8月7日

施設整備者への協力依頼発出

- スポーツ団体への業界基準策定依頼
- 自治体担当部局への率先的な取組依頼



令和7年10月31日

建築士関係団体への協力依頼発出

- サイトラインの確保等に係る設計時の配慮依頼

○ 「施設種別毎の詳細設計手法」について、一部業界団体においてはサイトラインに係る業界基準や方針等を提示。

※太字部分が、新たに追記改訂されたもの

公益社団法人日本プロサッカー協会（Jリーグ）

スタジアム基準の「具備が必要とされるものの、期限については今後検討を続けていく条件」として、車椅子席の要件に以下を記載。
(J1、J2、J3ともに適用)

- ・**前列の観客が立ち上がってもピッチ全体の視界が保てること**
- ・**席種（各スタンドおよびビジター席）ごとに分散して設けること**
- ・**同伴者席は車椅子席の隣に（後ろは不可）、可動椅子で設けること**
(Jリーグスタジアム基準2026年度用 より)

公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（Bリーグ）

ホームアリーナ検査要項の「車椅子席の推奨条件」として、建築設計標準を引用し、内容を抜粋して掲載。
(B,PREMIER、B.ONE、B.NEXTともに適用)

- ・**一般客席の利用者と同様に車椅子使用者が多様な価格帯を選択できるよう、施設の用途や規模・階数構成を踏まえ、車椅子使用者用客席の数が偏ることのないようバランス良く、複数箇所に水平・垂直に分散して設ける**
- ・**スポーツやコンサート等のイベント中に観客が立つことが想定される施設の客席では、車椅子使用者用客席の段床高さは、前列の観客が立っている状況で舞台等へのサイトラインが確保できるよう計画・検討する**
- ・**FPの高さ：ドリブルの行われる競技（バスケットボール・ハンドボール等）：膝高さや腰高さ（床+60~90cm）**
- ・**C値（Cバリュー）は、以下を目安に評価される。**
C値 \geq 60mm：許容可能な視線、C値 \geq 90mm：良好な視線、C値 \geq 120mm：理想的な視線
- ・**車椅子使用者用客席と同じ数以上の同伴者用の客席（スペース）を、車椅子使用者用客席の後ろではなく横に隣接して設ける**
- ・**地方公共団体の火災予防条例等に則り可動椅子の設置が可能な場合には、同伴者用の客席は固定席ではなくスペース（+可動椅子）とする**

(ホームアリーナ検査要項 2028-29シーズン B.PREMIER用/B.ONE用/B.NEXT用 より)

JATET（公益社団法人 劇場演出空間技術協会）

➤ JATETの概要

舞台芸術を支える「劇場演出空間」（建築・機構・照明・音響・映像等）の安全確保と総合的な技術向上・普及を目的に、調査研究、標準の検討・作成、情報提供、人材育成等を行う団体である。

➤ JATET建築部会における取組

- 劇場・ホール等の建築計画・改修・運用上の課題を扱い、フォーラム等で知見の共有を行っている。
- 近年、サイトラインを劇場における「基本性能」として捉え直し、身体寸法差（背の高低、性差等）による“見えない席”が発生しない設計方法の検討を進めている。
- 車椅子利用者について、車椅子席に限らず、その同伴者、車椅子席後方も含めてサイトライン確保に配慮することを推奨している。
- 具体的には、JATET FORUM 2018で「劇場におけるバリアフリー／ユニバーサルデザイン（差別解消・高齢化対応・多様性の受容）」の文脈で問題提起・共有を行い、JATET FORUM 2024/25では「劇場の客席を考える」としてサイトラインを含む客席性能を再検討するセッションを実施した。

➤ 劇場におけるサイトライン設計法に関するJATETの見解

○ C値法

C値法は主にスタジアム等で用いられる視線品質指標で、前列観客の頭部と自分の視線のクリアランスを確保する考え方である。一方、劇場では演目により注視点が複数となり得ること、またC値は古典的で精度面の限界があり、劇場用途には原則あまり用いられない（注視点が限定されるスポーツ施設向き）と指摘している。

○ 最近の劇場におけるサイトライン設計法

- 近年の劇場設計においては、断面の作図による検証だけでなく、CG等による三次元検証や、より精緻な評価ツールを用い、手摺・機材・前席観客等による見切れも含めて検証する方向にある。
- 加えて、身体寸法差への対応として、平面（座席配列）と断面（段床）を組み合わせる設計が重要と指摘している。

建築設計標準の 今後の見直しに向けて

バリアフリースイールの自動解錠について

総合政策局 共生社会政策課
住宅局 参事官(建築企画担当)付

バリアフリートイレの自動解錠について

背景・現況

- バリアフリートイレについては、長時間の利用があった場合、非常時対応や防犯のために、自動的に解錠される設定がされていることや、施設管理者等に通報され、通報を受けた施設管理者等が扉を開けて内部の状況を確認する運用がとられていることがある。
- そうした中で、重度障害者等はトイレの利用時間が通常よりも長くなる実態があることから、バリアフリートイレの利用中に自動で解錠され、扉が開けられてしまうことにより、利用者の尊厳が損なわれる場合があるとの指摘がある。
- 令和3年3月にとりまとめられた「共生社会におけるトイレの環境整備に関する調査研究 報告書」においては、以下のとおり記載されている。(報告書 p.119より抜粋)

1) 重度障害の車椅子利用者等の視点

また、重度障害者等の場合、トイレの使用時間が通常よりも長くなる実態があるため、非常時対応や防犯のために時間制限により自動的に解錠される設定とする場合には、こうした利用者の実態も考慮して、解錠時間を長めに設定することが望ましい。また、万が一利用時間が長く通報等が行われた場合には、戸を開ける際には、中の利用者へのあらかじめの声かけや、応答がなかった場合であっても動作確認等を行うなど、利用者の尊厳が十分に守られるよう最大限の配慮を行う必要がある。

- 現在、建築設計標準を含むバリアフリーガイドラインにおいては、報告書の内容を踏まえて以下の記載がみられる。この度、関係者へのヒアリング・アンケート調査の結果等を踏まえて、更なる記載の充実を検討する。

・ 非常時対応や防犯のために時間制限により自動的に解錠される設定とする場合は、解錠時間を長めに設定することが望ましい。

対応1 各施設管理者へ事務連絡の発出

→ 令和7年7月に各施設管理者に対して、事務連絡「長時間の利用に対する自動解錠機能等のあるバリアフリートイレについて」を発出した。(次頁参照)

対応2 関係者へのヒアリング・アンケート調査

→ 事務連絡発出後に、バリアフリーガイドラインの改定に向け、バリアフリートイレの自動扉の実態を把握するため、当事者や自動扉メーカー等に対するヒアリング調査や、施設管理者等に対するアンケート調査を実施した。

対応3 バリアフリーガイドラインの改定

→ 調査結果を踏まえ、建築設計標準を含むバリアフリーガイドラインの改定案を検討した。

事務連絡
令和7年7月30日

一般社団法人 日本百貨店協会 御中

国土交通省総合政策局共生社会政策課

長時間の利用に対する自動解錠機能等のあるバリアフリートイレについて

平素より、国土交通行政の推進に多大なるご理解、ご協力を賜り、御礼申し上げます。
バリアフリートイレについては、長時間の利用があった場合、非常時対応や防犯のため自動で解錠される設定がされていることや、施設管理者等に自動で通報され、通報を受けた施設管理者等が扉を開けて内部の状況を確認する運用がとられていることがあります。
一方で、重度障害者等はトイレの利用時間が通常よりも長くなる実態があるため、バリアフリートイレの利用中に自動で解錠され、扉が開けられてしまうことにより、利用者の尊厳が損なわれる場合があるとの指摘があります。
このため、貴法人におかれましては、バリアフリートイレの利用者の尊厳が十分に守られるよう、所属会員の施設管理者等に対し、下記の事項について、最大限の配慮を行っていただくよう周知をお願いいたします。

記

1. 解錠時間の設定等
 - ・重度障害者等の場合、バリアフリートイレの利用時間が通常よりも相当程度長くなるため、解錠時間の設定にあたっては、利用者の実態を考慮して、長めに設定することが望ましい。
 - ・また、自動扉のタイプによっては、一定時間経過後に自動で解錠されるだけでなく扉そのものが自動で開くタイプのもがあるが、扉が自動で開かない設定に変更するなど、利用者の尊厳が守られるよう配慮を行う必要がある。
 - ・利用時間が長くなり施設管理者等に通報等が行われた場合に、施設管理者等が扉を開けようとする際には、中の利用者へ声かけを行って内部の状況を確認するなど、利用者の尊厳が守られるよう配慮を行う必要がある。
2. 利用者への周知
 - ・バリアフリートイレの利用者に対して、長時間の利用の場合には、自動で解錠されることや、自動で通報がされ、施設管理者等が中の利用者へ声かけを行い、場合によっては確認のために扉を開ける可能性があることなどについて、トイレ内外に注意喚起の文書を掲示することなどにより、十分に周知することが望ましい。
3. その他
 - ・バリアフリートイレの利用に関するトラブルを防止するためには、自動扉や通報装置などの設備について、日常的に維持管理や点検を適切に行う必要がある。

以上

1. 解錠時間の設定等

- ・重度障害者等の場合、バリアフリートイレの利用時間が通常よりも相当程度長くなるため、解錠時間の設定にあたっては、利用者の実態を考慮して、長めに設定することが望ましい。
- ・また、自動扉のタイプによっては、一定時間経過後に自動で解錠されるだけでなく扉そのものが自動で開くタイプのもがあるが、扉が自動で開かない設定に変更するなど、利用者の尊厳が守られるよう配慮を行う必要がある。
- ・利用時間が長くなり施設管理者等に通報等が行われた場合に、施設管理者等が扉を開けようとする際には、中の利用者へ声かけを行って内部の状況を確認するなど、利用者の尊厳が守られるよう配慮を行う必要がある。

2. 利用者への周知

- ・バリアフリートイレの利用者に対して、長時間の利用の場合には、自動で解錠されることや、自動で通報がされ、施設管理者等が中の利用者へ声かけを行い、場合によっては確認のために扉を開ける可能性があることなどについて、トイレ内外に注意喚起の文書を掲示することなどにより、十分に周知することが望ましい。

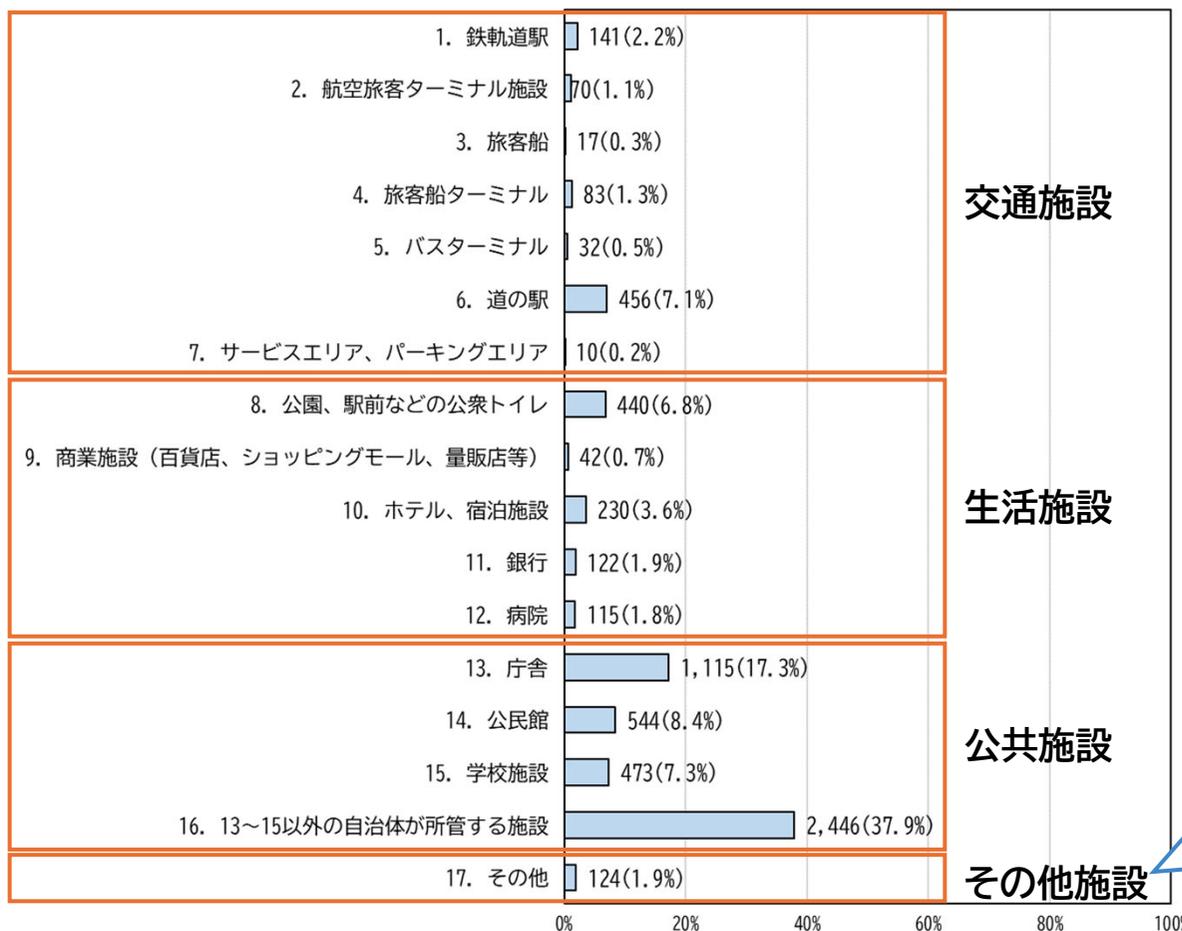
3. その他

- ・バリアフリートイレの利用に関するトラブルを防止するためには、自動扉や通報装置などの設備について、日常的に維持管理や点検を適切に行う必要がある。

アンケート概要

調査名：バリアフリートイレの自動扉に関するアンケート調査
 実施時期：令和7年12月5日(金)～12月26日(金)
 対象施設：交通施設、生活施設、公共施設 等
 回答数：6,460件

<回答施設の種別>



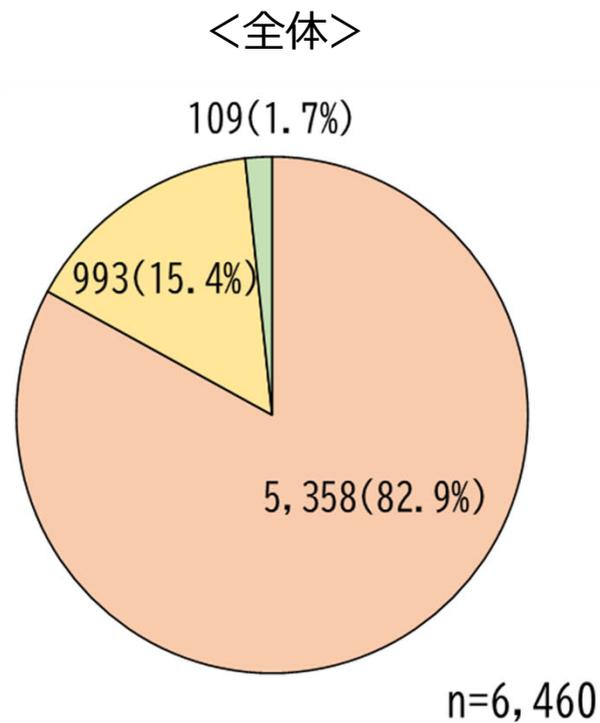
○「その他施設」は、介護施設、オフィスビル、テナントビル、温泉施設等から回答いただいた。

n=6,460

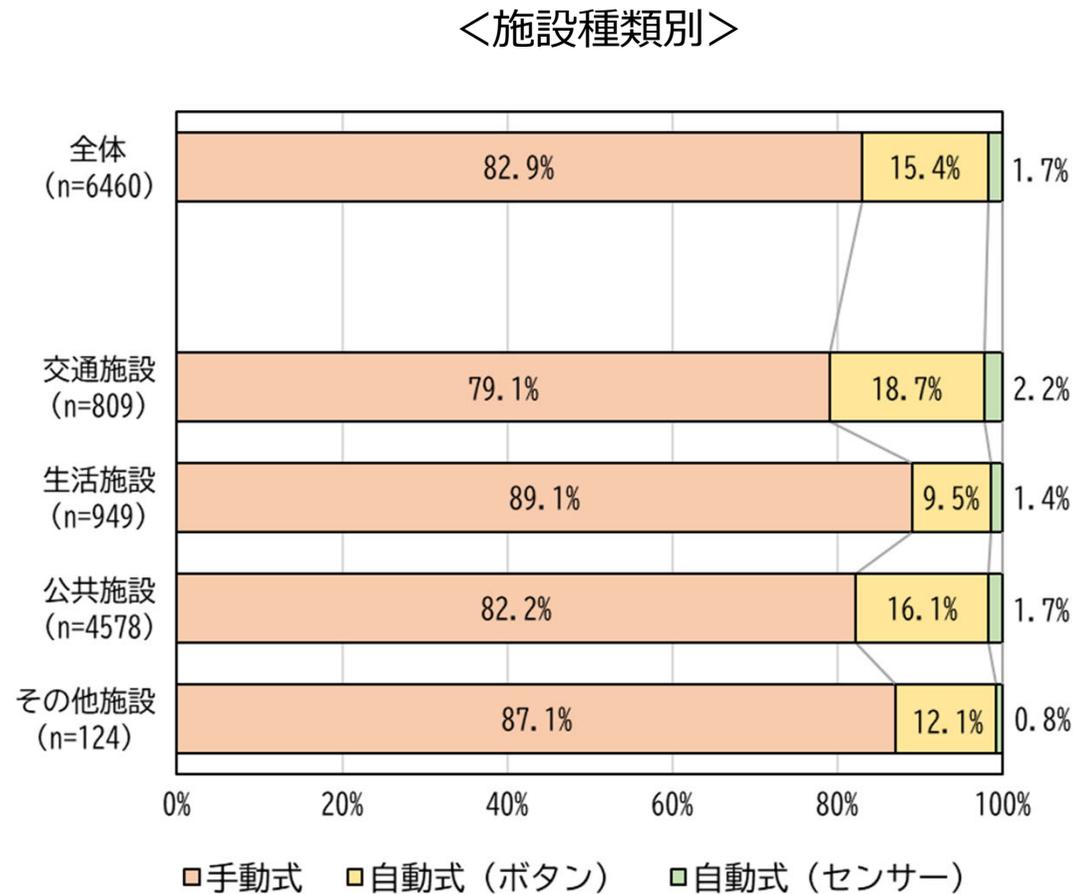
施設管理者へのアンケート調査（扉の種類）

○ バリアフリートイレに採用している扉の種類について

- ・ 全体の82.9%は「手動式」であった。
- ・ 施設種類別に比較すると、交通施設及び公共施設において、自動式が採用されている割合が高かった。



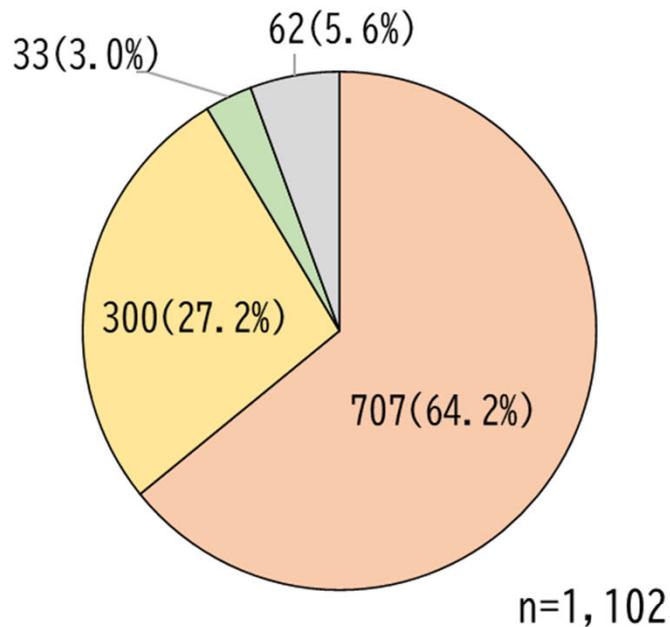
- 1. 手動式
- 2. 自動式（ボタン）
- 3. 自動式（センサー）



○ 自動扉の時間制限の設定の有無について（バリアフリートイレで自動扉を採用している施設を対象）

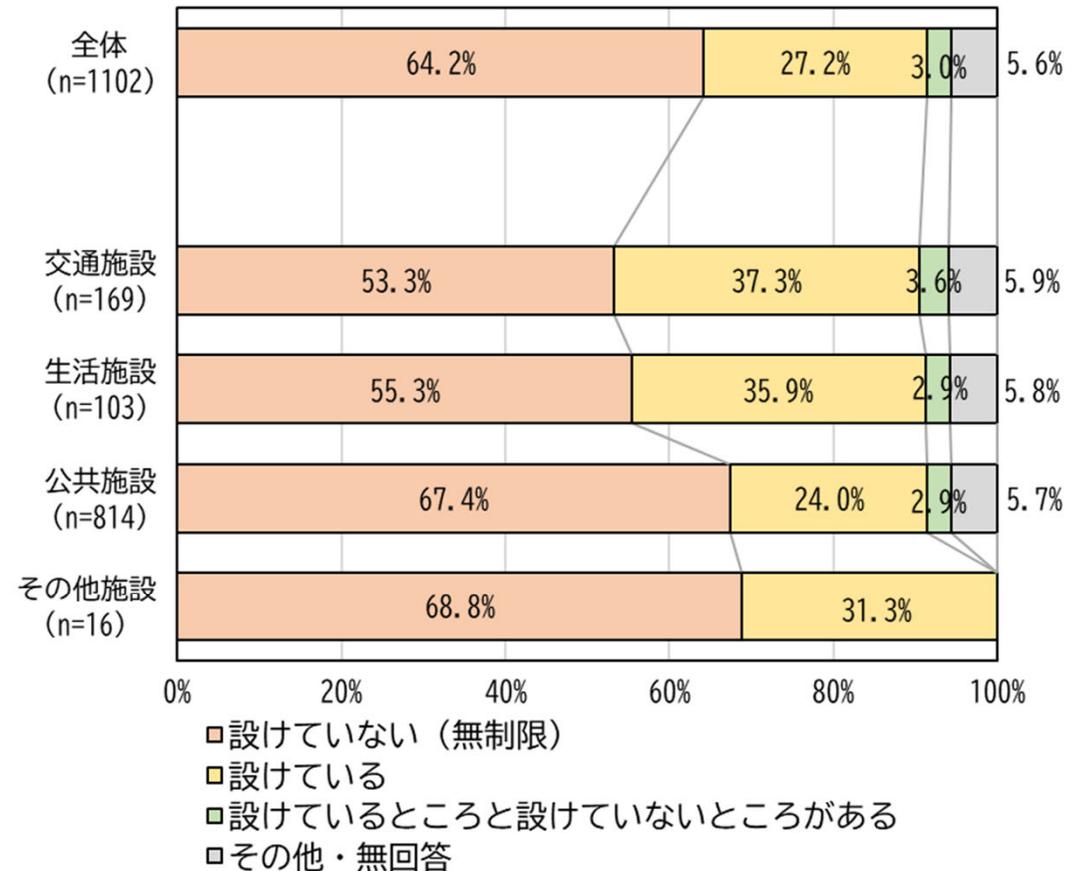
- ・ 全体の64.2%は「設けていない（無制限）」であった。
- ・ 施設種類別に比較すると、交通施設と生活施設において、時間制限を「設けている」または「設けているところと設けていないところがある」と回答された割合が高かった。

<全体>



- 1. 設けていない（無制限）
- 2. 設けている
- 3. 設けているところと設けていないところがある
- 4. その他・無回答

<施設種類別>

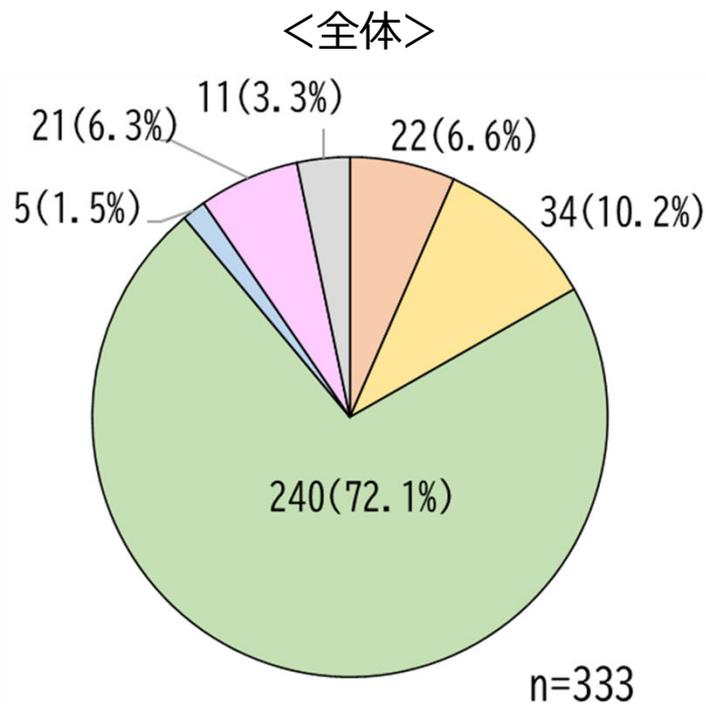


- 設けていない（無制限）
- 設けている
- 設けているところと設けていないところがある
- その他・無回答

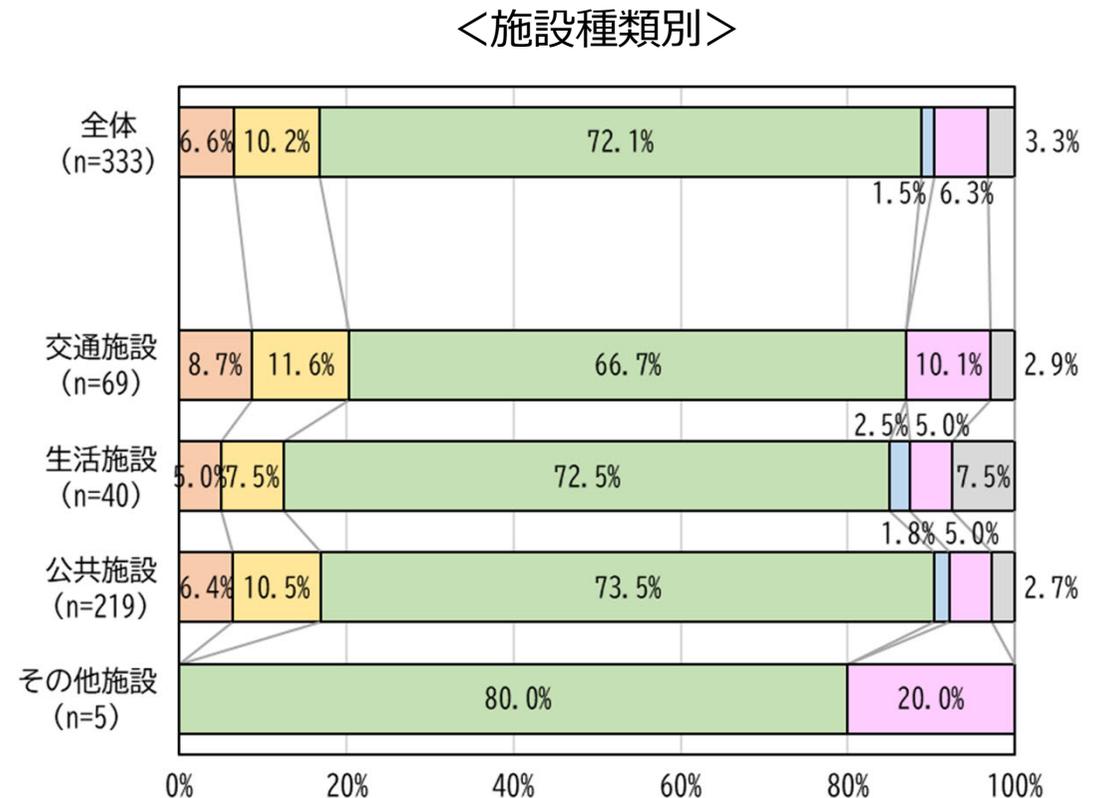
施設管理者へのアンケート調査（設定時間）

○ 具体的な設定時間について（バリアフリートイレで自動扉の時間制限を設けている施設を対象）

- ・ 全体の72.1%は「30分～44分」であった。
- ・ 設定時間として、30分未満や60分以上の回答を選択した施設も一定数みられた。



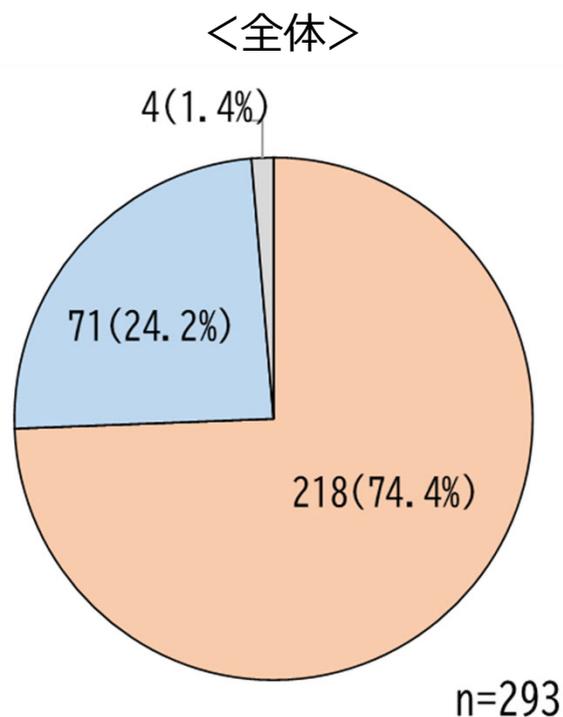
- 1. 15分未満
- 2. 15分～29分
- 3. 30分～44分
- 4. 45分～59分
- 5. 60分以上
- 6. その他



- 1. 15分未満
- 2. 15分～29分
- 3. 30分～44分
- 4. 45分～59分
- 5. 60分以上
- 6. その他

- 設定時間の選定理由について(バリアフリートイレで自動扉の時間制限を設けている施設を対象)
 - ・ 全体の74.4%が「メーカーの標準・初期設定を踏襲」した旨の回答であった。
 - ・ 全体の24.2%が「管理者側の判断で設定」した旨の回答であり、判断理由は右下の表のとおりである。

<管理者側の判断で設定した主な理由>



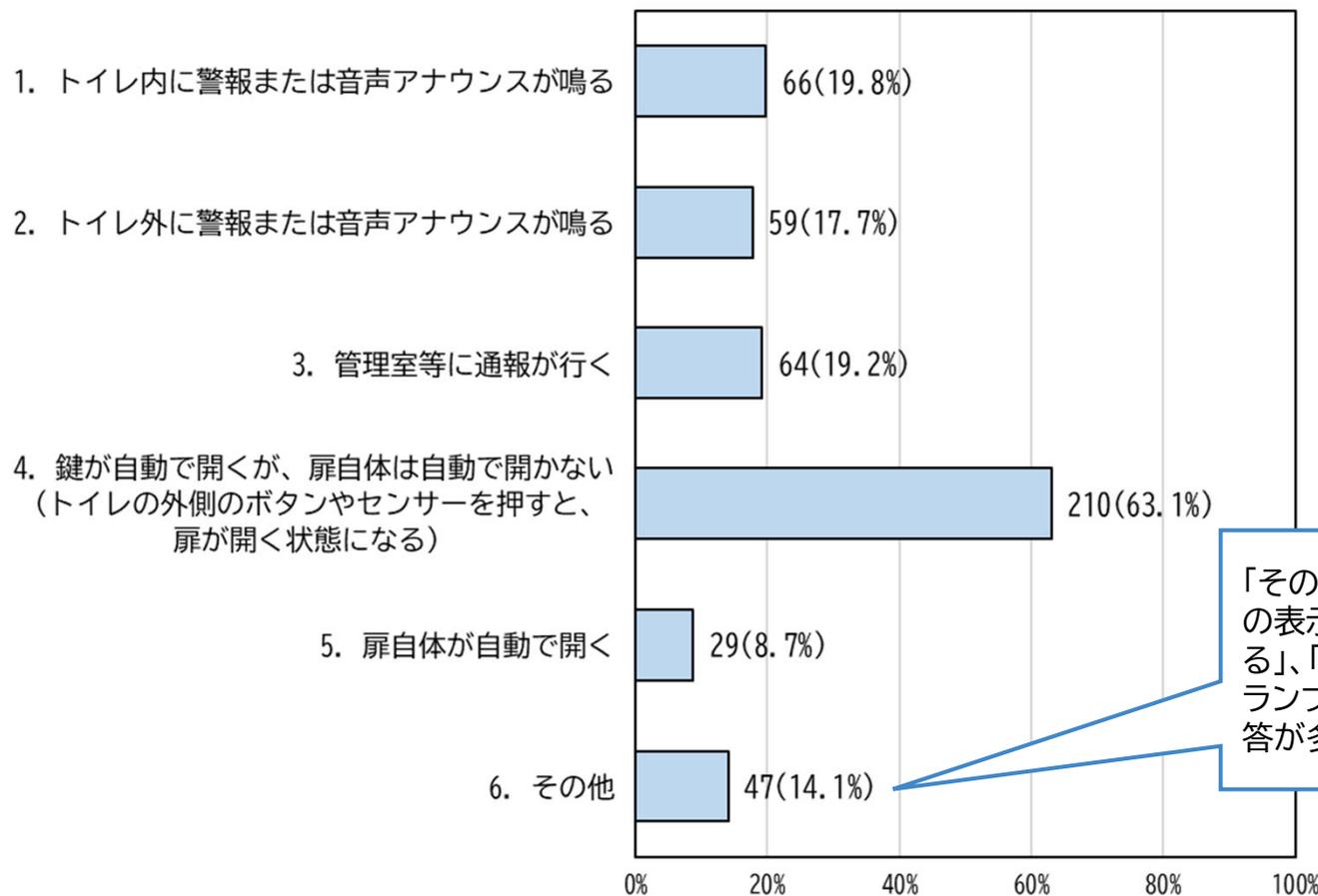
- メーカーの標準・初期設定を踏襲
- 管理者側の判断で設定
- 不明

設定時間	主な理由
15分未満	・ 体調不良時等に迅速に対応するため
15～29分	・ トイレ内の滞留防止のため ・ 急病人の早期発見・救助のため ・ 一般的に30分以上は長時間と考えたため ・ 退出時に内側のスイッチで扉を閉めてしまい、無人なのに施錠されることがあるため ・ 近隣施設の設定時間に合わせた
30～44分	・ 自社で定めた規定に基づいて設定した ・ 利用者の使用状況から社内で検討した ・ セミナー、他社へのヒアリング、NPO法人推奨値等を参考にした ・ 閉じ込め防止のため ・ 何かあったときに対応できるようにするため ・ トイレ以外の用途での長時間利用防止のため ・ 退出時に内側のスイッチで扉を閉めてしまい、無人なのに施錠されることがあるため
45～59分	・ 利用時間に支障がないであろう時間として設定
60分以上	・ 当初は30分設定だったが、利用者等からの要望により時間延長して60分とした

○ 設定時間経過後の対応について(バリアフリートイレで自動扉の時間制限を設けている施設を対象)

- ・「鍵が自動で開くが、扉自体は自動で開かない」が63.1%と最も多い。
- ・「扉自体が自動で開く」は8.7%であった。

<全体>



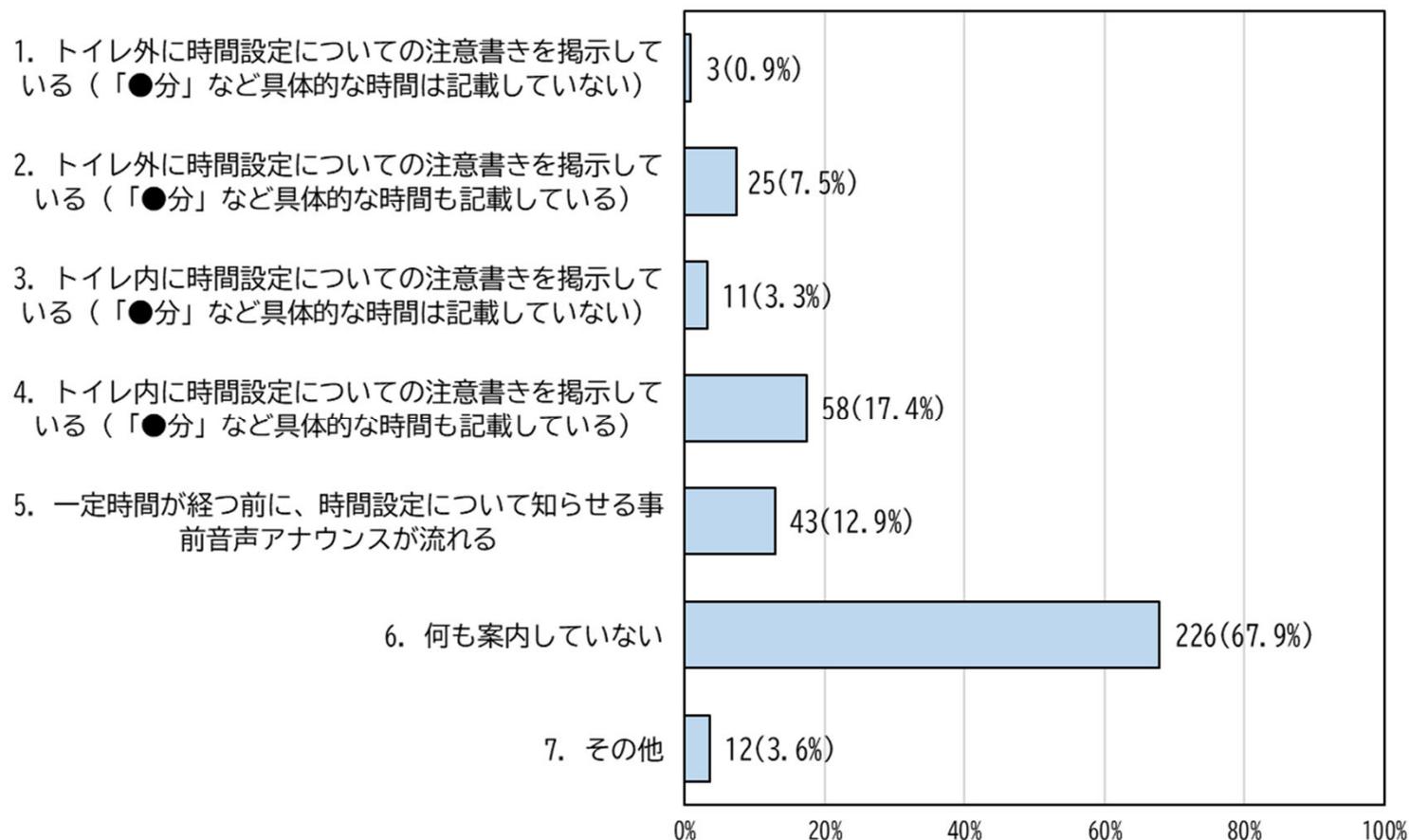
「その他」では、「使用中・施錠中の表示灯が点灯から点滅に変わる」、「外側に設置しているパトランプが点灯する」といった回答が多かった。

n=333 (複数回答可)

○ 時間設定の事前周知について(バリアフリートイレで自動扉の時間制限を設けている施設を対象)

- ・ 「何も案内していない」が67.9%と最も多い。
- ・ トイレの内側又は外側における注意書きにより、時間設定について、具体的な時間を含めて事前周知を実施している施設の割合は20.1%であった。(「2.」又は「4.」を選択した施設の割合)

<全体>



n=333（複数回答可）

建築設計標準の改訂案

○建築設計標準に以下の内容を追記する。

- ・ 自動的に解錠又は通報等されることについては、トイレ内外に設定時間及びその旨の表示をすることにより、事前に利用者に対して知らせる。なお、設定時間経過後に戸が自動で開くものについては、戸が自動で開かない設定に変更するなど、利用者の尊厳が守られるよう配慮する。…①
- ・ 施設管理者等が通報等を受け、戸を開けようとする際には、事前に利用者へ声かけを行い内部の状況を確認する等、利用者の尊厳が十分に守られるよう配慮する必要がある。…②

<追記箇所> 建築設計標準 P.105 「自動式引き戸」

10.2.3.2.3 自動式引き戸

- ・ 施錠の操作がしやすいものとし、緊急の場合は外部からも解錠できるものとする。
- ・ 介助者等による外からの戸の開閉に関わらず、高齢者、障害者等が便房内にいる状態では便房内の照明・換気扇等が停止しない機能を有するものとする。
- ・ 手かざしセンサー式が使いにくい人もいることから、戸の開閉盤（開閉スイッチ）は操作しやすい押しボタン式とする。
- ・ 戸の開閉盤（開閉スイッチ）は、車椅子使用者が中に入りきってから操作できるよう配慮する。
- ・ 戸の開閉盤は、戸から70cm以上離して設置し、その設置高さは100cm程度とする。
- ・ 使用中である旨を表示する装置を設置する。
- ・ 非常時対応や防犯のために時間制限により自動的に解錠される設定とする場合は、解錠時間を長めに設定することが望ましい。●●●●●●◀①を追記するとともに、留意点として②を追記
- ・ 使用時の安全性を確保するため、JIS A 4722(歩行者用自動ドアセット-安全性)の車椅子使用者用便房用自動ドアセットに準拠したものとする。

参考：JIS A 4722:2022準拠 歩行者用自動ドアセット<バリアフリートイレ>安全ガイドブック

(全国自動ドア協会)

- ・ JIS A 4722で求められている自動ドアの安全対策、バリアフリートイレ用自動ドアの安全対策、建築設計者・発注者の安全対策、JIS A 4722で求められている建物管理者の安全対策、車椅子使用者用便房と一般便房の要求事項一覧、全国自動ドア協会からの推奨事項等が示されている。

http://www.jada-info.jp/documents/topics/anzaen_guide_book_JISA4722_2022_bf.pdf

<設計例>



戸の開閉盤(トイレの内側)の横に設定時間等の表示がされている事例

新バリアフリー税制の概要

新バリアフリー税制のイメージ(令和8年度から)

地方税法の一部改正法案の成立が前提 

改正前

特別特定建築物のうち、劇場・音楽堂等について、建築物移動等円滑化誘導基準に適合させるバリアフリー改修を行った場合に、工事完了の翌年度から2年度分、当該建築物の固定資産税・都市計画税（それぞれ改修工事費用の5/100を上限）について、1/3の金額を減額する。

改正後

特別特定建築物について、既存建築物バリアフリー改修事業の補助を受けて、建築物移動等円滑化基準もしくは建築物移動等円滑化誘導基準に適合させるバリアフリー改修（※）を行った場合に、工事完了の翌年度から2年度分、当該建築物の固定資産税・都市計画税（それぞれ改修工事費用の5/100を上限）について、1/3を参酌して自治体が条例で定める割合分（1/6～1/2）の金額を減額する。

※詳細な要件については、今後地方税法にて決定予定

適用イメージ

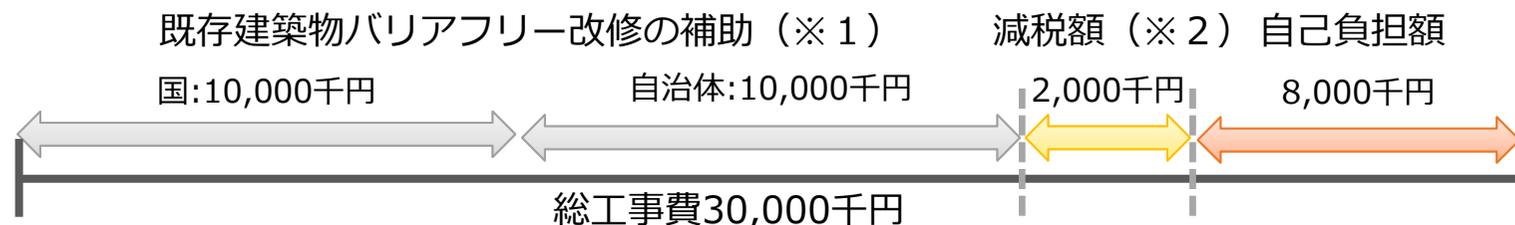


バリアフリースイートの整備



エレベーターの整備

物品販売店舗（延べ床面積3,500㎡、課税標準額500,000千円）において、バリアフリースイート及びエレベーターの整備を行い、総工事費が30,000千円。



※1：国・自治体の補助率がそれぞれ1/3の場合

※2：固定資産税・都市計画税について、それぞれ工事費用の5/100の1/3を2年間減額



補助 + 特例により自己負担率を約1/4に軽減 (補助66.7% + 税特例6.7%)

社会資本整備総合交付金等にて支援

民間建築物への補助は、民間事業者への直接補助ではなく、地方公共団体を通じた間接補助（地方公共団体による補助制度の創設が必要）

バリアフリー法に基づく基本構想・条例等の策定、小規模店舗をはじめとした既存建築ストックのバリアフリー改修工事等を支援し、障害者等が安心して暮らせる環境の整備を図る。

交付対象事業者
地方公共団体、民間事業者、協議会等

補助対象地域

- ①三大都市圏の既成市街地等
- ②人口5万人以上の市
- ③厚生労働省事業等の実施都市
- ④都市機能誘導区域の駅周辺
- ⑤バリアフリー基本構想、移動等円滑化促進方針、バリアフリー法に基づく条例を策定した区域

交付率 1/3を国費で支援

支援概要

- バリアフリー法に基づく条例・基本構想の策定への支援
- 既存建築物バリアフリー改修事業

【対象建築物】

- 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者・障害者等が利用する建築物(店舗等)
- バリアフリー条例による規制対象の建築物

【補助対象】

- バリアフリー改修工事に要する費用

- ・ 段差の解消
- ・ 出入口、通路の幅の確保
- ・ 車椅子利用者用トイレの設置
- ・ オストメイト設備を有するトイレの設置
- ・ 乳幼児用設備の設置
- ・ ローカウンターを設置
- ・ 車椅子利用者用駐車施設の設置
- ・ 駐車場から店舗までの屋根設置
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置
- ・ 点字・音声等による案内板の設置
- ・ トイレ・客室へのフラッシュライトの設置
- ・ 集団補聴設備の設置 など



トイレのバリアフリー化



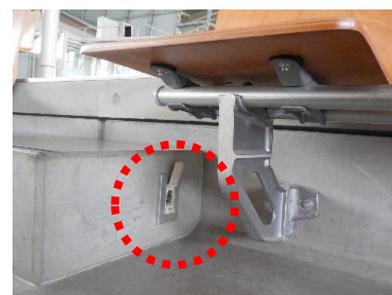
スロープの設置



ローカウンターを設置



視覚障害者誘導用ブロック、点字による案内板の設置



集団補聴設備の設置



トイレへのフラッシュライトの設置

写真の出典：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(令和3年3月)

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した
建築設計標準に関するフォローアップ会議
(第8回)

■日時 2025(令和7)年3月7日(金) 10:00~12:00

■場所 WEB会議形式

1.開会

2.議事

【東洋大学 高橋座長】

- ・ 皆さま、年度末の大変お忙しい中お集まり頂き、ありがとうございます。
- ・ 最初に「(仮称)建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン(素案)について」、事務局からご説明をお願いします。

(1) (仮称)建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン(素案)について(資料2)

以下の資料について事務局より説明

- 資料2 (仮称)建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン(素案)

【東洋大学 高橋座長】

- ・ お気づきの点について、挙手機能を使って簡潔にご発言をお願いします。

【東京大学 松田委員】

- ・ かなり練り込んで頂き大変良いものになったと思います。
- ・ 1ページ目の22行目「当事者参画により期待される効果」について、事業者の皆さんに当事者参画の効果というものを強く伝えられないかと思えます。事業者からすれば、既にいろいろなガイドラインがあるのに、なぜ当事者参画をしなければいけないのかという疑問が確実に出ると思えます。ガイドラインでは拾いきれない、その立地や施設の特性に合わせた固有のユーザビリティ・使い方について、どうしてもわからない部分があって、質を高めるには当事者参画というものが極めて有効、あるいは欠かすことができないなど、一步踏み込んで頂けると大変ありがたいと思えます。

【DPI日本会議 佐藤委員】

- ・ 1つ目は知見の蓄積です。議論があったところは是非記録に残してもらいたいです。なぜこういう設計になったのか、後から疑問に思ったときに振り返って見ることができるよう、議論があった項目に関しては過程も残しておいてほしいと思えます。
- ・ 2点目は、12ページに当事者参画の順番が1~5まであげられていますが、一番やってほしいのが5のワークショップです。やってほしいところを1番目に挙げるよう、順番を5、4、3、2、1に変えて頂いたほうがよいと思えます。
- ・ 3点目は、12ページ17行目の記載にある、多様な当事者が一堂に会して意見を言うというのはとてもよいことと思えます。意見が対立したときに話し合いができるし、相手が何を思っ

ていて、こちらはこうで、その中でどういう策がいいのかということを経験して決めることができる、というメリットがあることをつけ加えて頂けるとよいと思います。

【全国脊髄損傷者連合会 大濱委員】

- ・ 初期段階から当事者参画をする、ワーキンググループをつくる、フィードバックをするなど、非常によい考え方だと思います。一方で、事業者側の立場からは、時間がかかるし、お金もかかるので、こういうことをするのは煩わしいと思うのではないのでしょうか、法的な担保はあるのでしょうか。

【東洋大学 菅原委員】

- ・ これまでの発言に重なる部分があると思いますが、なぜ当事者参画をやる必要があるのか、バリアフリー法、設計標準のガイドライン、当事者参画ガイドラインの3つの関連性、位置づけについて、言葉で明示するとよいと思います。義務基準に従うだけではなく、ガイドラインを読み込みながら、現場固有の状況に応じてどうしていくかを考えるときに、当事者参画が非常に有効であるという位置づけ、関係性を明示して頂くとよいと思います。

【日本パラリンピアンズ協会 岩崎委員】

- ・ 当事者参画ガイドラインの素案をまとめて頂きありがとうございます。また、第4次整備目標の中で、R12年度まで原則として全ての工事で、この当事者参画を100%実施するという高い目標を立てて頂きありがとうございます。
- ・ キーマンとしてのファシリテーターの役割はかなり重要と認識しています。具体的には、21ページ「6. 普及促進（3）人材育成」に、ファシリテーターの育成や人選に関する記述があります。公共建築物と民間の建築物では異なり、例えば公共建築物に関しては、このガイドラインによって当事者参画が進むと思いますが、民間建築物については、先ほどの発言にもあったように煩わしいとのことから、重要性が担保されないところがあるのではないかと。紹介されている事例が全て公共の建築物でしたので、民間のプロジェクトの事例があれば示して頂きたいと思います。

【日本発達障害ネットワーク 三澤委員】

- ・ 意見を反映してガイドラインまとめて頂きありがとうございます。当事者参画について、早期から対応頂くということに非常に期待したいところです。建築ガイドラインなので構造上のことが主になっているかと思いますが、ファシリテーターの人選をするときには、当事者支援に参画している、障害及び対象者の困り事を理解している方が意見をかみ砕いて反映させていくようなスキルのある方に入って頂けるとありがたい。冒頭「全ての利用者」という表記という記述もありました。何ができて、何ができないのかということではなく、特に発達障害等の目に見えない障害者の観点から様々な困り事を調整するという意味において、そういった方々の参画をイメージして頂けるとありがたい。当事者の方が的確に意見を提示するのはなかなか難しいことがあるので、そういった配慮をして頂けるとありがたいという意見です。

【全日本ろうあ連盟 大竹委員】

- ・ 障害当事者も集まり対応して意見調整をするのは、ありがたいことだと思います。10ページに、当事者参画の場での留意事項の記載がありますが、聞こえない人、あるいは発達障害の方には聞こえる人と同じような発声が難しいことがあり、意思を伝えるには支援者が必要と

いう場合があります。ろうあ者の場合には手話通訳がいますし、要約筆記が必要な聴覚障害者もいます。そういう人たちは意思を伝える時に通常の音声のペースでの会話よりも若干時間がかかる場合があります。司会の方が聞こえない障害者に意見ありますかと発言を求めて頂くときは、手話通訳者を介して話が伝わるということに留意を頂きたい。手話通訳者、要約筆記など、情報保障者・支援者という者がいますので、時間的な配慮も必要だということも明示して頂ければ、聞こえない人と初めて話す人にとっても役に立つ内容になると思います。

【日本女子大 佐藤委員】

- ・ 重要なガイドラインが国から示されることは非常に前向きでよいことだと思います。重要なのはこのガイドラインで書かれていることの担保をどうしていくかだと思います。その意味で、ガイドライン3ページ「3. 当事者参画の企画」「(1) 実施方針の作成等」の7行目から9行目で「実施方針を策定することが望ましい」と記載されていますが、具体的にどのような実施方針を立てたらよいのか、地方公共団体等の担当者がこのガイドラインだけでイメージできるのかが心配です。実施方針がどのようなものか、ひな型的な参考例を示しておく、より理解が進むのではないかと思います。
- ・ 先の議題にはなりますが、2,000㎡以上の国等の特別特定建築物で、当事者参画の実施実績100%という目標が掲げられていますが、何をもって当事者参画の実施とするのか、このガイドラインとの関係性についても考えておく必要があると思います。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ 様々なご意見ありがとうございました。回答できるところと、今後工夫しなければいけないところ、いろいろあるかもしれません。全体としては、事業者、設計者も含まれると思いますが、当事者参画の効果についてももう少し書き込んでほしいという意見、ワークショップの順番、なぜ当事者参画をやるのか、これは効果の問題とも絡んでくるかと思えます。ファシリテーターの人材育成について、スキルが最初からある人はいないので、順番に経験を積み重ねるしかない部分があるかと思えます。実施方針についての例示のあり方についてもご指摘頂きました。
- ・ 事務局のほうで、回答できるところについて、お願いいたします。

【事務局 藤原】

- ・ 皆さま様々にご意見を頂きましてありがとうございます。
- ・ 松田委員からのご意見について、趣旨はよくわかりましたので、記載の内容について検討いたします。
- ・ DPI・佐藤委員からのご意見について、知見の蓄積について、どういったやりとりがあったのかについて、21ページに「取組み内容を報告書等にまとめる」と記載しており、そこに（主な意見や当該意見の背景・理由）等々書いていますので、そこに追記できるのではないかと思います。当事者参画の順番の話については、対応したいと考えます。一堂に会することのメリットについては、なぜそういったことがよいのかについて記載したいと思えます。
- ・ 大濱委員からのご意見について、当事者参画については、現時点においては公的な位置づけはございませんので、今後の課題と思えます。当事者参画の実施例がまだまだ少ない状況ですので、まずはこういったガイドラインをつくり、国等の建物などでしっかりと取組みを進

め、知見を蓄積しながら進めていくことになると考えています。

- ・ 菅原委員からのご意見について、ご意見を踏まえ、記載の仕方は考えさせていただきますが、法律と設計標準、当事者参画ガイドライン、この3つの相互関係についての記載をどこかに追記したいと思います。
- ・ 岩崎委員からのご意見について、事例として民間プロジェクトも載せたらどうかというご指摘について、よい事例を探すなど、検討させていただきます。
- ・ 三澤委員からのご意見について、7ページに「ファシリテーターの人選」の記載があり、3つ目のポツに「建築及びバリアフリーに関する情報や技術を有した方」がふさわしいのではないかと記載しています。「バリアフリーに関する」とは、施設のハード面のバリアフリーのことと当事者のことがよくわかっているという、その二つの観点になると思います。それを明示するような形で記載ができるのではないかと思います。
- ・ 大竹委員からのご意見について、当事者参画の留意事項に気をつけないといけない点として記載ができるのではないかと思います。
- ・ 日本女子大・佐藤委員からご意見について、実施方針のイメージアップについて、このガイドラインの中に書けるかどうかは検討しますが、ガイドラインに基づく説明会なども開催する予定ですので、その中で実施方針のイメージアップができるようなものを準備できればと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ 事務局から建設的なご発言頂きました。皆さま方から頂いたご意見に対して適宜対応していくかと思えます。まずは第一段階として、これからさらに考えていく、実際の場で深めていくことがとても重要と認識しています。
- ・ 続いて議事「(2) 建築設計標準の改正(素案)について」事務局から説明をお願いします。

(2) 建築設計標準の改正(素案)について(資料3、資料4)

以下の資料について事務局より説明

- 資料3 建築設計標準の主な改正ポイント
- 資料4 建築設計標準 改正素案

【東洋大学 高橋座長】

- ・ ご説明ありがとうございました。全体としてボリュームがあります。それでは、これから皆さま方のご意見をお伺いしたいと思います。

【全国公立文化施設協会 間瀬委員】

- ・ 「第3章ソフト面の対応」が充実されていますが、公立の文化施設を運営するにあたり、一番問題は教育訓練の実施の部分だろうと思います。それをどういう形で、どのような手法で、どこが中心になって実施するのか、全国公立文化施設協会で調査をしたところでは、まだまだ周知等が足りないなと感じています。
- ・ 230ページ「4. 火災や地震等の非常時の対応」で記載されています「避難・誘導マニュアル」について、市民会館等の公立文化施設では策定をしており、車椅子の対応までは記載している施設もあります。一方で、それ以外の障害をお持ちの方に対する対応は大変不足している

ように思います。劇場とは密閉された空間で、日常的な生活にはあり得ないような特殊な装置も多数設置されていて、ある特定の時間に不特定多数のお客さまが一遍に集まって一遍に退出される場所です。そこで非常時にどう対応できるのかということ、大変悩ましい部分がありますが、この研修のためのパンフレット、マニュアル等、強力に実施をして頂きたいと思います。

- ・ 参考資料として、「4 火災や地震等の非常時の対応」のマニュアルの事例があれば掲載をして頂けると、各担当の方が参考になるのではないかと思います。

【DPI 日本会議 佐藤委員】

- ・ 104ページのトイレについて、基準の改正で階ごとに1つというのは理解しているのですが、可能であれば1箇所に複数化ということも検討して頂き、そういったことを書けないか。以前は望ましいという記載で、そういう上乘せしたことも書けたと思うのですが、1箇所に複数化ということを書けないか。
- ・ 161ページの客席について、「13.2.3.1 位置」に記載の「バランス良く」の前に「垂直・水平方向」という言葉を是非入れて頂きたいと思います。
- ・ 201ページの「いす式階段昇降機」について、車椅子から降りて乗るというもので、車椅子利用者にとっては非常に評判が悪くて、ほぼ使えないものなので、削除して頂けないかというお願いです。
- ・ ガイドラインに関してはこれで全部なのですが、1つ別件でお願いしたいことがあります。是非次年度は小規模店舗のバリアフリーについて検討頂きたいと思います。議題に「小規模店舗」を入れて頂きたいということと、WGを立ち上げて議論を進めて頂きたいと思います。

【建築研究所 布田委員】

- ・ 半分質問になりますが、資料4の目次「第1章 全ての人に使いやすい建築物の整備について」、1ページ「1. 目標 全ての人に使いやすい建築物の整備」となっています。前回の建築設計標準（令和3年発行）では、冒頭で「建築物の設計で可能な限り、あらゆる人々の利用を想定しておくことが望まれる」と記載されており、その中で「全ての人」というのはどういう人なのかというのが同様に書いてあります。前回の設計標準では、利用者の特性に対応する建築的対応の考え方の表に「⑨上記以外の市民」という言葉が入っています。今回は対象としてその方々というのは入っていないが、この設計標準の考え方をわかりやすくするためにあえて外しているのでしょうか。

【事務局 藤原】

- ・ そのとおりです。

【建築研究所 布田委員】

- ・ 章のタイトルには「全て」と書いてあるが、「2. 計画・設計の考え方」では「2.1高齢者、障害者等の」になっていて、障害者、高齢者の方々だけの内容がその後ずっと記述がされています。例えばバリアフリートイレじゃないトイレは一般の方々も使いますが、そういうときの位置づけはどのように考えればいいのか、章立てを見てわからなかったのもので、質問しました。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ 「全ての人に使いやすい建築物の整備」が全体としての考え方で、建築の一般的な考え方、

特にバリアフリー法に則った建築設計標準という段階を分けているという形になります。

【日本建材・住宅設備産業協会 若尾委員】

- ・ この場では3点発言させていただきます。そのほか数点は会議後に意見書を提出したいと思いません。1点目は、105ページ41行～42行、トイレの留意点の中です。「ライニング及びその側方の」とあり、その後ろに（奥行きが30cm以下の部品を除く。）とありますが、この「奥行き30cm以下の部品を除く」というのは、ライニングにもかかる言葉なのか、それともその後ろの「側方の箱状の設備機器」にかかるだけなのか、両方にかかりますよねという確認です。
- ・ 2点目は、110ページ39行目に（洗面器の手前縁から20～30cm以内）と記載があります。前の設計標準では「30cm以内」という記載だけでした。なぜ「20cm」と書かれたのか。車椅子を使われる方用の手洗い器は、利用しやすいように吐水口先端まで20cm以下のものもありますので、今までどおり「30cm以内」として頂きたい。
- ・ 3点目は117ページ14行目、15行目の一般の便房の「手すり」について、「水平、垂直に取り付ける」、「20～25cm程度の高さに」という追加がされております。一般のトイレの手すりの場合は、L型のものを付けなくても、水平方向は、例えば手を置くような棚にトイレットペーパーの巻き機を付けたような、手をかける棚のようなものもあり、「水平、垂直」に限定するのもどうかと思いますので、14、15行目は外して頂きたい。
- ・ それに伴い、116ページの男女共用の広めのトイレについても、一般の便房に入る場合は20、21行目の手すりの記載は外して頂きたい。

【日本視覚障害者団体連合 三宅委員】

- ・ 88～89ページ「8.2.1.3 階段、傾斜路の踊り場」について、言葉では示されているのですが、それでも施工業者から問い合わせがくるので事例を載せて頂ければという提案です。傾斜路や出入口では視覚障害者誘導用ブロック等をこう引けばいいですよという事例は写真で紹介されているようですが、階段についての写真が掲載されていないようなので、階段上部、あるいは下部のところで、どれぐらいの離隔で、あるいはどれぐらいの幅で視覚障害者誘導用ブロック等を設置すればよいのかを写真でも紹介して頂きたい。
- ・ その他、建築設計標準の改訂版を示す際に、視覚障害者向けにもこれまでと同じように情報提供頂きたい。併せて、現状は各章、項でバラバラに示されていると思うので、一括してダウンロードできるようにして頂きたい。

【日本建築士事務所協会連合会 古田委員】

- ・ 1ページの下の方にある当事者参画ガイドラインに関する記述について、この設計標準において、当事者参画を行うことの重要性と、せっかくなつくガイドラインの飛び先のアナウンスがもう少し明確に示されているほうがよいのではないかと思います。その1つの手法として、ガイドラインを参考資料、または付録等とし、この設計標準から飛ぶきっかけづくりができるとよいと思います。
- ・ 2点目は、168ページ「13.3.1.1.2 一般客席」の36、37行にある車椅子からの移乗のしやすさで、「手すりの跳ね上げ式や水平可動式」という記載があるが、「水平可動式」についてはあまり馴染みがないものなので、記載が適切なかご検討頂きたい。

【全国老人クラブ連合会 大藪委員】

- ・ 36ページからの駐車場について、アンケートの結果では車止めや縁石につまずく高齢者が多

いということです。車椅子利用者用駐車場について主に書かれているところですが、車止めが壁に面しているときは別に構わないのですが、平面駐車場の中ほどにある車止めについては、よくわかる色に変えて頂けるとありがたい。高齢者になると色の違いがわかりにくくなるということがあり、路面と同じ色だと、それがあるのがわからなくてつまずいてしまうのでご検討頂きたい。

【PADM（遠位型ミオパチー患者会）織田委員】

- ・ 162ページ、163ページの同伴者席の記述について、重度障害者、もしくは重度障害児・医療的ケア児の例ですと、一人の障害者に対して複数名の介助者が必要なことがあります。私の例では、私と夫と息子と3名で野球観戦をすることができませんでした。これから先、新しい劇場を建設される場合において、表現として「同じ数以上」と記載して下さってはいるものの、ちょっと弱いと思います。同伴者が複数名でも可能なように建築面でも対応して頂くこと、また運用面でも対応して頂くことを強く望んでおります。
- ・ 163ページの図についても複数同伴者がいるということが想定できるような図にして頂けると、設計者の方々にもイメージしてもらえないかと思っておりますので、改善をお願いしたいです。
- ・ 以前、私から国土交通省に情報提供させて頂いたのですが、例えば劇場における座席の布などをパイプ椅子にあつらえて、皆さんが同じように楽しめる空間づくりをしている好事例がありますので、その件についても、可能でしたら触れて頂けるとありがたいと思えました。

【日本発達障害ネットワーク 三澤委員】

- ・ 209ページ「1.2従業員等に対する教育訓練の実施」について、障害の理解は重要なのですが、障害に対して一律にこうすればいいのだというふうに誤解を招くことがありますので、障害特性プラス個人の特性があり、個別の対応も重要であるということを、是非どこかで記載頂けるとありがたいです。

【全日本ろうあ連盟 大竹委員】

- ・ 2ページ「2.計画・設計の考え方」に、バリアフリー法に基づく高齢者、障害者の定義が記載されていますが、近年成立した「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」も記載して頂きたいです。国土交通省、厚生労働省、文部科学省のいわゆる省庁縦割りの日本で法律もばらばらの中、障害者による情報の取得利用、意思疎通に係ることを横断的に担保するための法律です。障害者でない者と同一の情報をリアルタイムで取得できるような環境整備、情報取得に対する支援、防災、緊急時の通報など、この法律に基づいて建築、設計現場においても対応できるようなこととして入れて頂きたいです。このアクセシビリティ法はほとんどの国民が知らないので、法律をアピールするという意味でも法律名を入れてもらいたいと思います。
- ・ 187ページ「16.2.1.2光や振動による情報伝達設備」について、「望ましい」という文面が入っています。前からいつも意見として申し上げているように、トイレの個室の中にフラッシュライトを設置することはもちろんよいことですが、「望ましい」となると経済的な面においては省くこともできるという任意の範疇となります。命に関わる問題として、災害が発生したときに緊急のライトがなければ、みんなが避難していても自分だけが取り残されてしまい命を守ることができないということになります。情報格差の問題ですので、なぜ「望まし

い」という表記になっているのかを伺いたいという質問です。

【日本チェーンストア協会 長友委員】

- ・ 209ページ「1.1 ハードとソフト両面の支援」が必要という項目の記述について、障害者差別解消法の中で定められている内容がありますが、ここではそれより一步踏み込んだ対応が記載されています。障害者差別解消法との関連性について教えて頂きたいと思います。

【日本建築家協会 村山委員】

- ・ 2 ページ8 行目「可能な限り全ての人に使いやすい建築物を実現するよう努める必要がある」との記載について、「可能な限り全て」ではなくて「多くの人に使いやすい」というほうがよいと思いますが、いかがでしょうか。3 行目で「全ての利用者のうち」とうたっているため、ここにも「全て」がかかっているとは思いますが、8 行目の表現だと少しハードルが高くなっているような気がします。「可能な限り多くの人に使いやすい」のほうが、意味として入っていきやすいのではないかと思いました。

【全国脊髄損傷者連合会 大濱委員】

- ・ 駐車場について、青色塗装を是非前面に押し出して徹底して頂ければ大変わかりやすくありがたいと思います。
- ・ 先ほどDPI佐藤委員から発言があったように、小規模店舗について次の段階で検討の項目に入れて頂きたいと思います。
- ・ 劇場の同伴者席について、私の場合も介護者2人という場合がよくありますので、1席だけでなく場合によっては複数座れるようなことを考慮頂ければ大変ありがたいと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ 皆さま方からたくさんのご意見を頂きました。時間の関係で全て答えることができないかと思ひます。主要な点について、現段階でのところで事務局からお答え頂きたいと思ひます。

【事務局 藤原】

- ・ 様々なご意見を頂き、ありがとうございます。意見につきましては、この会議後に、1週間ぐらい時間をとって追加意見も頂きますので、それらを総合的に勘案して反映するののかどうか検討したいと思ひます。
- ・ 大竹委員から、187ページ「望ましい」の記載についてご質問がありました。もともとの設計標準の中で「望ましい」としていた記述については、原則、標準的な整備内容として「〇〇する」という記載にしています。「望ましい」か「〇〇する」の差については、バリアフリーの観点での必要性、他の選択肢があるかどうかということ、高橋先生とも相談させて頂きながら記載をしたところです。本日のご意見を踏まえまして、再度検討したいと思ひます。
- ・ 長友委員から、209ページの障害者差別解消法との関係についてご質問がありましたが、どの部分が踏み込んでいるのか、特定を頂けますでしょうか。

【日本チェーンストア協会 長友委員】

- ・ 15行目「児童や知的障害者の利用が想定される場合には、利用を支援する職員配置にも留意する必要がある」という、職員配置の支援が具体的に示されています。障害者差別解消法の中では、職員配置の義務化ではなく、コミュニケーションをとるという努力義務だったと思うのですが、障害者差別解消法の域を超えた対応についてか教えていただきたい。

【事務局 藤原】

- ・ 私の理解ですと、障害者差別解消法については、事業者等において合理的な配慮、できる範囲で対応するということがこの春から義務化されたと思います。その障害者差別解消法がまずあり、設計標準の中では、職員配置にも留意するということが、障害者差別解消法の範囲の中に入っていると思います。それはそれぞれの事業者の方々において、こういったソフト的対応ができるのかを考えて頂くということで、職員配置をしなさいということではなくて、まさに言葉のとおりになります。留意する必要があるということと考えています。
- ・ 布田委員からご質問がありましたが、もともと障害を持つ方以外の一般の方のところを書いていた内容は、例えば誰でもけがや病気によって一時的に生じる可能性がある、様々な人体特性による適切な環境整備を行うことが求められる、そういった記述がありました。今回、これはバリアフリーの設計標準になりますので、こういったことについては、当然あり得るのはよくわかっているのですが、全体をコンパクト化するということが、これに対する対応策が具体的でないものなどの記述については削除させて頂いた次第です。
- ・ 最後、繰り返しになりますが、頂いた様々なご意見の対応については、これから高橋先生とも相談しながら考えたいと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ バリアフリー法に基づく建築設計標準、これは全ての人に使いやすい建築物の整備を目指しているわけですが、一般的な建築の設計・計画の中で議論されて当然の部分についてはできる限り削除していこうという方向性についてご理解頂ければと思います。
- ・ 頂きましたご意見、質問は、今後の追加意見も含めて事務局で検討させて頂ければと思います。ありがとうございました。
- ・ 「（３）サイトラインの確保等に係るWGについて」と「（４）バリアフリー整備目標（第４次）の検討状況について」事務局から説明をお願いします。

（３）サイトラインの確保等に係るWGについて（報告）（資料５）

以下の資料について事務局より説明

- ▶ 資料５ サイトラインの確保等に係るWGについて（報告）

（４）バリアフリー整備目標（第４次）の検討状況について（報告）（資料６）

以下の資料について事務局より説明

- ▶ 資料６ バリアフリー整備目標（第４次）の設定(案)

【東洋大学 高橋座長】

- ・ 議題（３）、議題（４）含めましてご意見を頂ければと思います。
- ・ 第４次の目標について、非常に高いレベルの新たな住宅局の方針、建築物の目標選定が示されたと理解をしております。
- ・ 限られた時間で十分な議論がし得ないところもあったかと思えます。改めてお詫び申し上げます。後ほど事務局から説明がありますが、１週間程度追加意見の提出も可能になっています。それでは、本日の議題については終了させていただきます。

- ・ 次年度以降の取組について、事務局からご説明頂きたいと思っております。

(5) 次年度以降の取組について

【事務局 藤原】

- ・ 本日は委員の皆さまからは貴重なご意見をたくさん頂きました。設計標準、当事者参画ガイドラインにつきまして、本日のご意見を踏まえて必要な修正を行った上で、3月末ぐらいからパブコメを開始したいと思っております。その上で、できれば5月の中旬、下旬ぐらいまでには設計標準、当事者参画ガイドラインを公表できるようにしていきたいと思っております。
- ・ まだ、作業途中ではありますが、一昨年度から取り組んでまいりましたバリアフリー基準の改正、改正を踏まえた設計標準の見直し、当事者参画ガイドラインの作成につきまして、ある程度のめどがたつたのではないかと考えています。委員の皆さま方にはご協力頂き感謝申し上げます。
- ・ 建築物に関するバリアフリー化につきましては、この会議でもそうですし、あるいは移動等円滑化評価会議、様々な会議の場において、商業施設等におけるテナント部分のバリアフリー化、小規模店舗のバリアフリー化に対する非常に強い様々なご意見を頂いております。そこで、令和7年度以降の取組として、商業施設等におけるテナント部分、小規模店舗のバリアフリー化について、このフォローアップ会議において、実態の把握や課題の整理を行った上で、実効性のある対策を検討していきたいと思っております。
- ・ このような方向性でよろしければ、進めさせて頂きたいと思っております。皆さまからご意見を頂ければ幸いです。

【DPI日本会議 佐藤委員】

- ・ 長年の課題に取り組んで頂けるということで大変うれしく思います。是非進めてください。

【東洋大学 高橋座長】

- ・ フォローアップ会議は今回8回目になります。皆さまのご協力で一步ずつ進んでいます。また本日はたくさんのご発言を頂きました。建築物に限りませんが、日本のバリアフリーを推進していくためには関係する皆さま方、あるいは障害をお持ちの当事者の皆さま方のご意見、ご発言が非常に強く後押しする形になります。引き続きご協力をお願いします。
- ・ また、この1年間、事務局の方で一生懸命頑張って頂き、新たな政策課題に取り組んで頂きました。是非ご理解頂きながら、さらにもう一步、前に進めていきたいと思っております。
- ・ 本日はどうもありがとうございました。

【事務局】

- ・ 高橋先生、議事の進行、ありがとうございました。
- ・ 追加意見につきましては、会議終了後に様式をお送りしますので、3月14日（金）までに事務局までお送り頂きますようお願いいたします。
- ・ それでは、閉会にあたりまして、国土交通省住宅局・参事官（建築企画担当）付の前田さまより一言ご挨拶をお願いいたします。

【国交省 前田参事官 挨拶】

- ・ 参事官の前田でございます。高橋先生をはじめ委員の皆さま方には熱心なご議論、大変ありがとうございました。昨年基準の見直しに加えて、今回設計標準の見直し充実、当事者参

画ガイドライン、非常に有効なツールができつつあると思います。実効性を確保するためにはこういった多層的な取組が必要だと思います。皆さま、本日は活発なご議論を頂きましてありがとうございました。頂いたご意見を踏まえて、しっかりいいものに仕上げていきたいと思えます。

- ・ 次年度以降は、小規模店舗あるいはテナントのバリアフリー化ということで、また、進め方についても考えさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

6. 閉 会

以上

テナントのバリアフリー化に関するアンケート調査結果

実施目的：今年度、建築設計標準活用のための検索性の向上を検討するにあたり、「建築設計標準の利用ニーズや検索に関する課題や改善について」と「テナントのバリアフリー化について」検討を進める。

テナント利用に際しての不都合や目指すべき事項などについてアンケートにて、ご意見を伺った。

実施期間：2025年11月13日（木）～11月27日（木）の2週間

回答者：障害者団体 10団体、他関係者の方々にもアンケートを展開いただいた。（合計15件の回答協力）

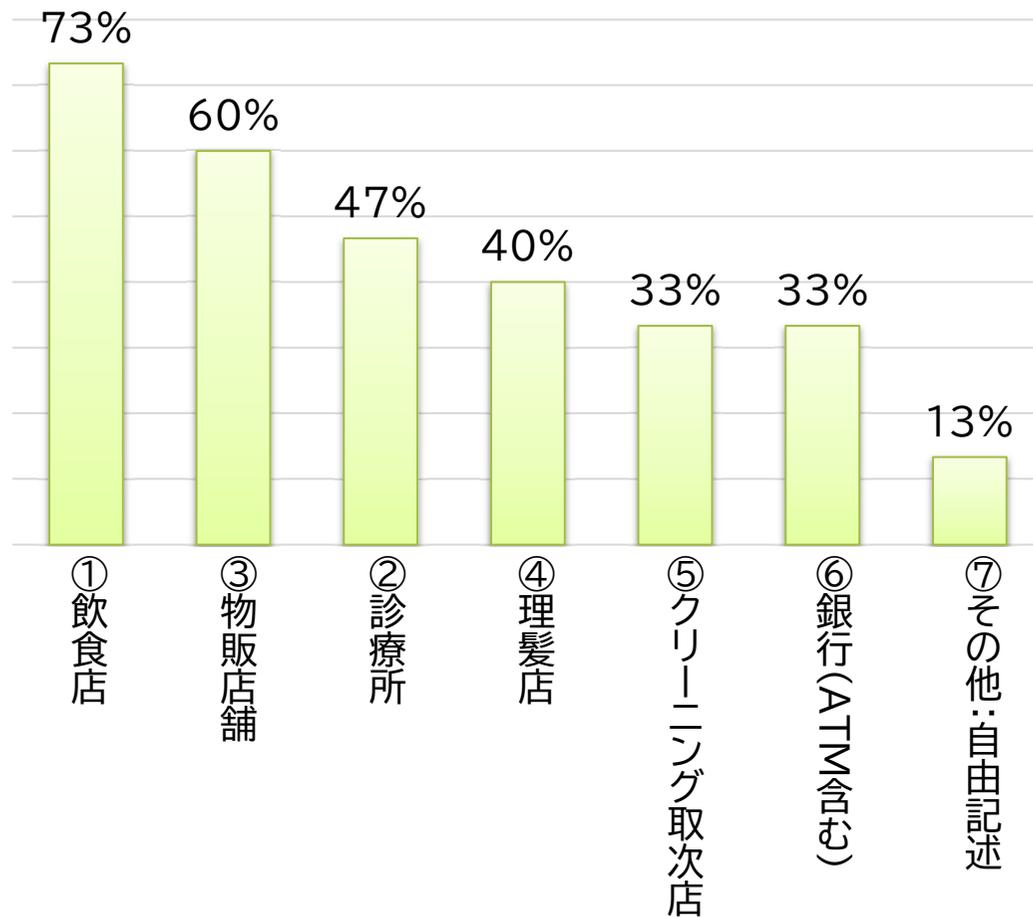
実施方法：WEBアンケート（<https://forms.gle/qebC5Z9pPZdNmp5e6>）

< 設問リスト >

設問	
1. ショッピングモールや商業施設等に入っているテナントのバリアフリー化の状況について	(1) 移動や利用に際して、不都合が生じているテナントの用途はありますか
	(2) 不都合が生じているテナントは、どのようなビルディングタイプの建築物の中にありますか。
	(3) テナントの利用に際して、どのような理由で不都合を感じていますか
	(4) 不都合が生じているテナントはどれくらいの規模(席数等)や特徴がありますか
2. テナントのバリアフリー化で目指すべきことについて	(5) テナントのバリアフリー化にあたり、まず目指すべきことを選択してください。 ※全て目指すべきというご意見もあるかと思いますが、この設問では優先順位の高い順から3つまで選択してください
	(6) 今後、テナントのバリアフリー化について、まずどのような観点から着手すべきか、自由にご意見を記入してください
3. 回答者について	(7) 障害の状況についてお答えください

(1) 移動や利用に際して、不都合が生じているテナントの用途はありますか。(複数回答可)

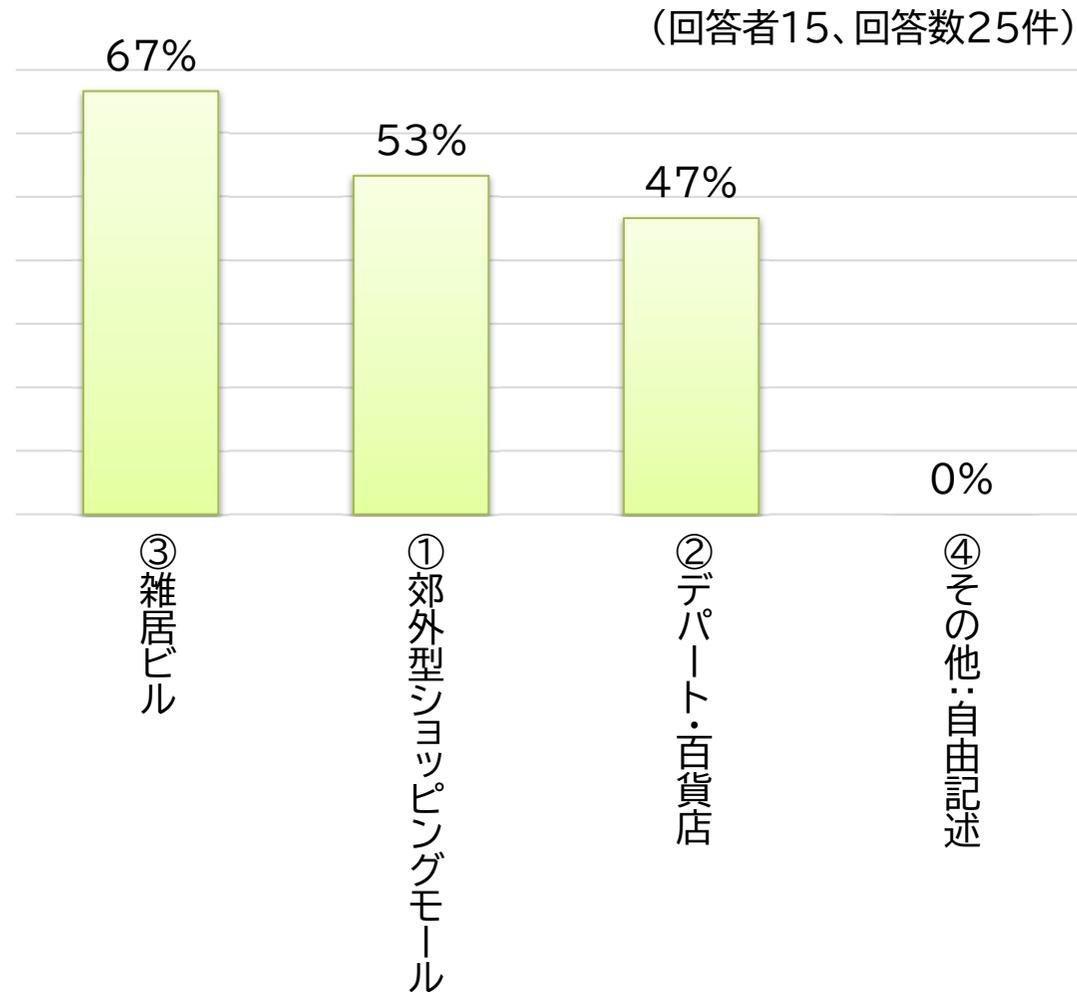
(回答者15、回答数45件)



⑦自由記述:

- ◆ 学習施設、美容店(エステ・ネイル等)、
試着室、写真スタジオ
- ◆ 特になし

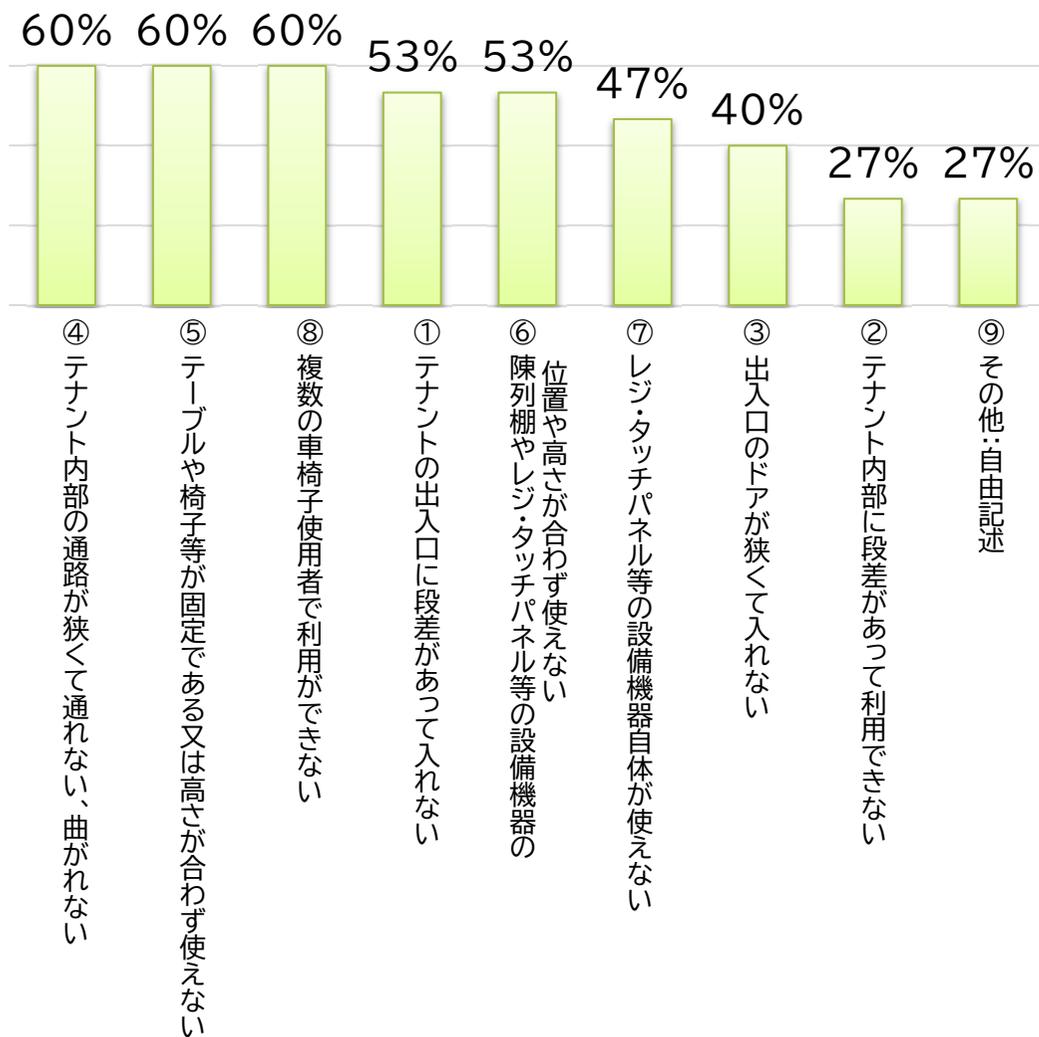
(2) 不都合が生じているテナントは、どのようなビルディングタイプの建築物の中にありますか。(複数回答可)



1. ショッピングモールや商業施設等に入っているテナントのバリアフリー化の状況について

(3) テナントの利用に際して、どのような理由で不都合を感じていますか（複数回答可）

(回答者15、回答数62件)



⑨自由記述整理：

◆ 意匠優先による案内表示の視認性低下

- ・ 建物内の雰囲気に合わせてため、トイレなどの表示がわかりづらくなっている。

◆ 什器・備品の固定化および新機材による移動障壁

- ・ 店内に車椅子用の待機スペースがない。
- ・ 美容室などのシャンプー台が固定されていて、車椅子のままでは利用が難しい。
- ・ 配膳ロボットとの接触や、品出しのカート等による通路の占領が発生している。

◆ スタッフの意識および合理的配慮

- ・ ある映画館では映画が終わった後、扉が開いてなく、自分で重い扉を開けようとしたが、他のお客さんが気を利かせて重い扉を開けてくれた。他の映画館では映画終了時、既に扉が開けてあり、車椅子でも問題なく移動できた。施設や店舗によって、人的な合理的配慮の教育に違いがある。

◆ コミュニケーション支援情報の周知不足

- ・ 各店舗をみると、手話会話や筆談に応じる旨のマーク（ヘルプマークや筆談マーク等）が普及されていない。

1. ショッピングモールや商業施設等に入っているテナントのバリアフリー化の状況について

(4) 不都合が生じているテナントはどれくらいの規模（席数等）や特徴がありますか

▼ 自由記述の整理 ▼

1. 店の規模（狭さ）：規模そのものへの指摘

- ・ 古い建物に入っている店に多い。店舗面積が小さく、内部で車いすの移動や転回ができない場合も多い。
- ・ 小規模店舗の出入りや店内の移動等、20席前後30席未満

2. 規模によらないという意見：

- ・ 規模によらず不都合が生じている
- ・ 小規模店舗が多いですが、大規模でも入れないお店はありますので、規模には関係ないと思います。
- ・ 特別なこだわりが有る店

3. 用途（業態・目的）に関する意見

【飲食店（ラーメン・ファミレス等）】

- ・ 50席程度のラーメン、そば合間で食事をするところがあるが、通路幅がなく車椅子で入ることができない。
- ・ 15席程度のラーメン屋でカウンターしかない店
- ・ 御座敷・カウンターが高い・固定椅子・個室が狭く車椅子が入らない
- ・ 回転ずし店の入口スロープの先が手動扉でスペース的にも扉を開けるのが困難
- ・ ショッピングモールなどのおしゃれな雰囲気のレストランコーナーなどで暗い照明のところ
- ・ ファミリーレストランで通路が狭い

【物販店（小売・スーパー等）】

- ・ アクセサリー等を販売している店舗で車いすで通れる幅がない。
- ・ 薬局・書店・スーパーなど陳列棚が多い店舗の通路幅は何処も狭く、車椅子と一般の方の相互通行が出来ず、どちらかが遠慮して別の通路へと移動することが多々あります。店舗の設計上多くのものを陳列しなければならない店舗の特徴なのかもしれません。

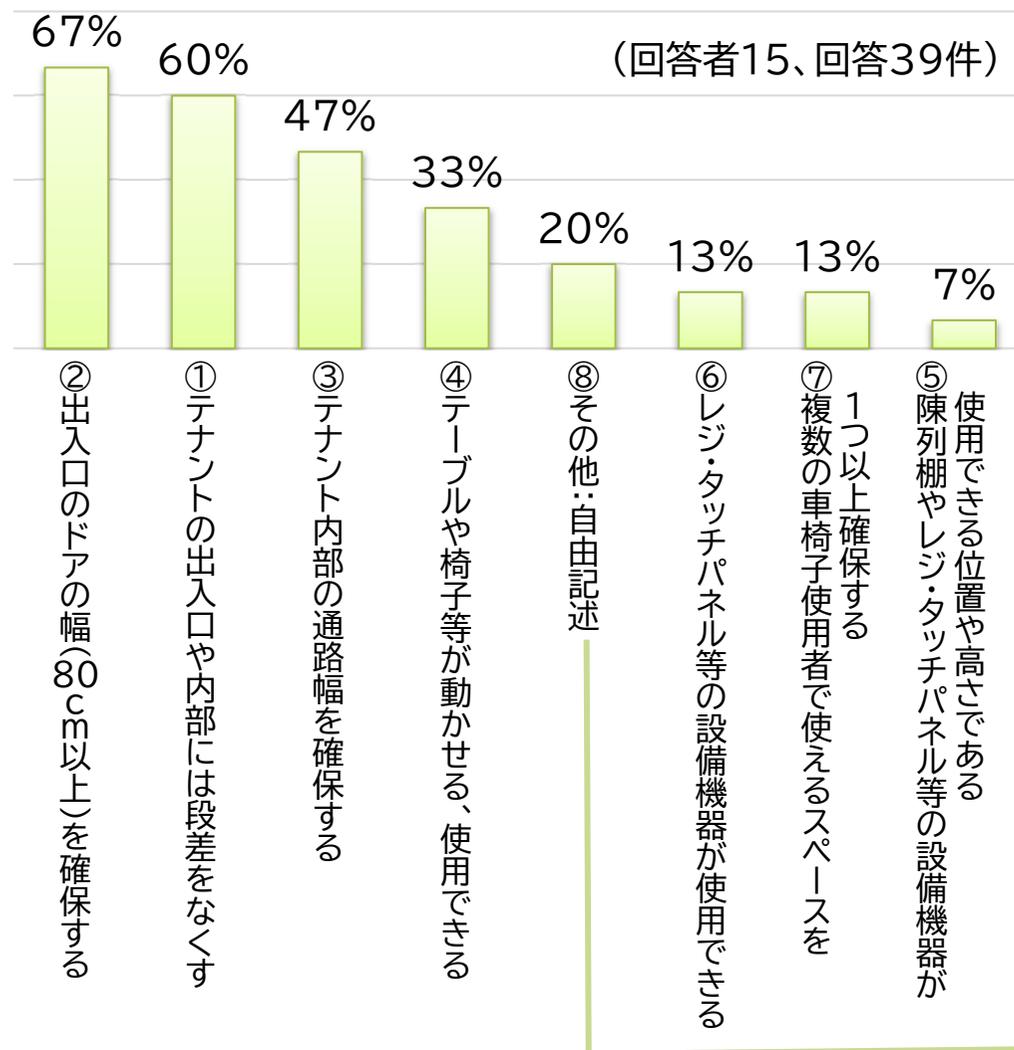
4. その他の理由（サービスなど）

- ・ 各店舗をみると手話会話や筆談に応じる旨マークが普及していない。
- ・ 規模というより従業員がフロアーにほとんどいない店

2. テナントのバリアフリー化で目指すべきことについて

(5) テナントのバリアフリー化にあたり、まず目指すべきことを選択してください。

※全て目指すべきというご意見もあるかと思いますが、この設問では優先順位の高い順から3つまで選択してください。



⑧自由記述

- 障害の理解、スタッフのサポート
- 人的バリアフリー化
(障害者への配慮に関する教育)
- 私たち連盟が普及している手話会話や筆談に応じる旨マークを店舗入り口に張り出してあれば安心して利用しやすい。

2. テナントのバリアフリー化で目指すべきことについて

(6) 今後、テナントのバリアフリー化について、まずどのような観点から着手すべきか、自由にご意見を記入してください

▼ 自由記述の整理 ▼

1. 出入口の幅、段差、通路幅等に関する具体的な物理的基準

- 先ずは容易に入店できることが優先。テナントへのアクセス(出入口)を着手してください。
- 入口と椅子の着席まで、段差ゼロにする。
- 段差、および「少しぐらいが一度怖い」と感じる、沈下などによる段差の解消。
- 最低限の通路幅を義務化する。
- 着席までの主経路の通路幅を80cm確保する。(主経路では転回を極力なくす)。
- 座位保持変換型車椅子(海外製の大型車椅子)を対象とする。
- エレベーターのボタン・鍵等の高さについて、手の可動域が限られた車椅子ユーザーが操作可能な高さの数値の再定義をする。
- 御座敷・カウンターが高い・固定椅子・個室が狭く車椅子が入らないといった構造の改善。
- 陳列棚が多い店舗の通路幅、店舗の設計上多くのものを陳列しなければならない店舗の特徴の再考。

2. 飲食テナントおよびチェーン店に対する要請

- 入店拒否の事例を集めると飲食店が一番多いです。特に飲食店を重点的に整備してください。
- 車椅子が数台は入れる飲食店にしていきたい。
- 一定以上の床面積の施設では、車椅子ユーザーが複数人で食事できるように基準を設ける。
- 特にチェーン店などの大企業は、設計段階から車椅子を含む障害者の意見を取り入れた店舗展開をしていただきたい。

3. 情報アクセシビリティと表示の改善

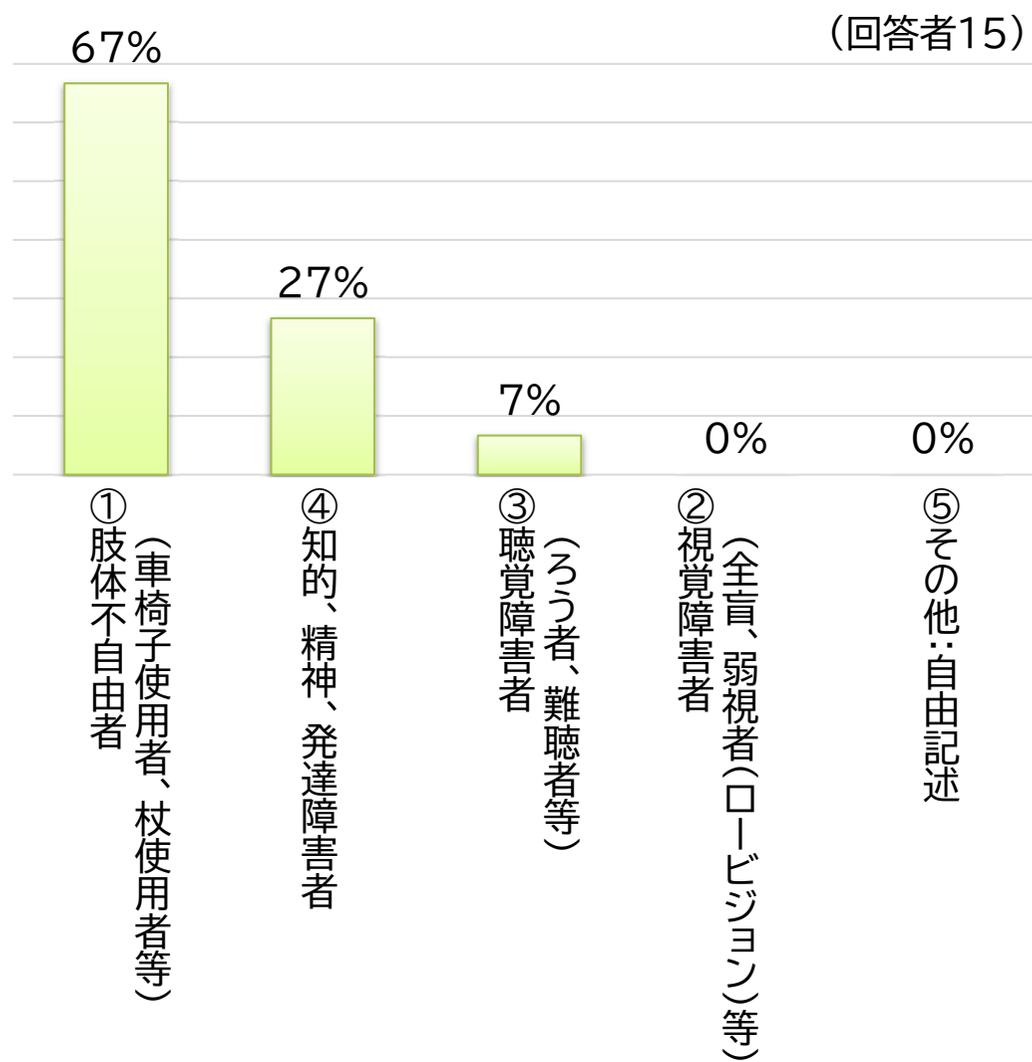
- トイレや案内場所などを示すピクトグラムは、格好をつけず万人に分かりやすく表示してほしい。
- 各店舗をみると手話会話や筆談に応じる旨マークが普及されていない。
- 店舗内で、人的サポート(手話会話や筆談に応じる)のほかに、音声に代わる視覚的情報伝達機器(タブレットなど)も備えてあれば安心できる。

4. 制度作りとソフト面(合理的配慮)の優先的対応

- テナントのアクセシビリティを規制する制度作り。
- 従業員への合理的配慮への理解向上。
- ハード面に関しては構造上および経費の観点から時間が掛かるため、ソフト面の対応は直ぐにでも対応可能かと思えます。出来る対応を優先していく考え方も重要。
- 業種で決めるのは、どれも生活に必要な場であるから、あまりいい考えだとは思わない。

3. 回答者について

(7) 障害の状況についてお答えください



建築設計標準活用のための 検索性の向上に関する ニーズ調査・アンケート調査結果

実施目的 : 建築設計標準活用のための検索性の向上を検討するにあたり、建築設計標準の利用ニーズや検索に関する課題や改善について、ご意見を伺った。

実施期間 : 2025年11月13日(木)～11月27日(木)の2週間

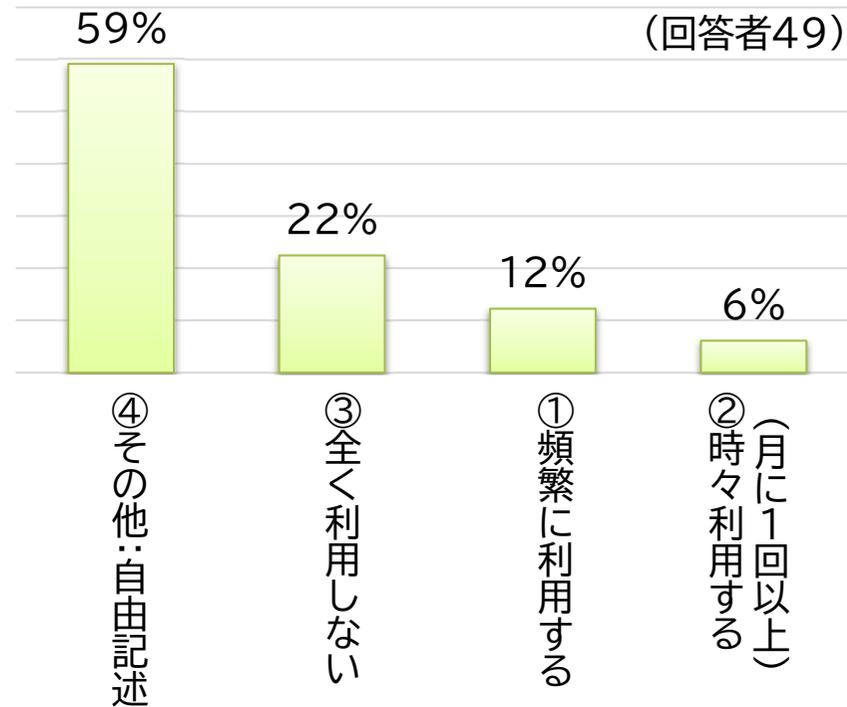
回答者 : FU会議委員が所属する団体 39団体、他関係者の方々にもアンケートを展開いただいた。(合計49件の回答協力)

実施方法 : WEBアンケート (<https://forms.gle/YTbtUsEdAKYrKgPK7>)

< 設問リスト >

設 問	
1. 設計標準の利用状況とニーズについて	(1) 建築設計標準の利用頻度はどの程度ですか
	(2) 建築設計標準をどの媒体で利用しますか
	(3) 建築設計標準のどの章(別冊含む)を利用しますか
	(4) 建築設計標準のどの部分をよく見ますか
	(5) 実際に建築設計標準をどのような場面や目的で使っているか具体的に記述してください
2. 検索に関する現状と課題について	(6) どのような方法で建築設計標準の情報を探しますか
	(7) どのような「キーワード」で情報を探すことが多いですか
	(8) 建築設計標準で必要な情報を探す際、不便と感じる点はありますか
3. 今後の改善に向けて	(9) 今後、建築設計標準がより活用されるためには、内容・構成(章立て等)についてどのような改善が必要か、自由にご意見を記入してください
	(10) 今後、建築設計標準がより活用されるためには、検索性についてどのような改善が必要か、自由にご意見を記入してください
4. 回答者について	(11) 回答者ご自身の属性についてお答えください
	(12) 普段のAI検索の活用状況について該当するものを選んでください。

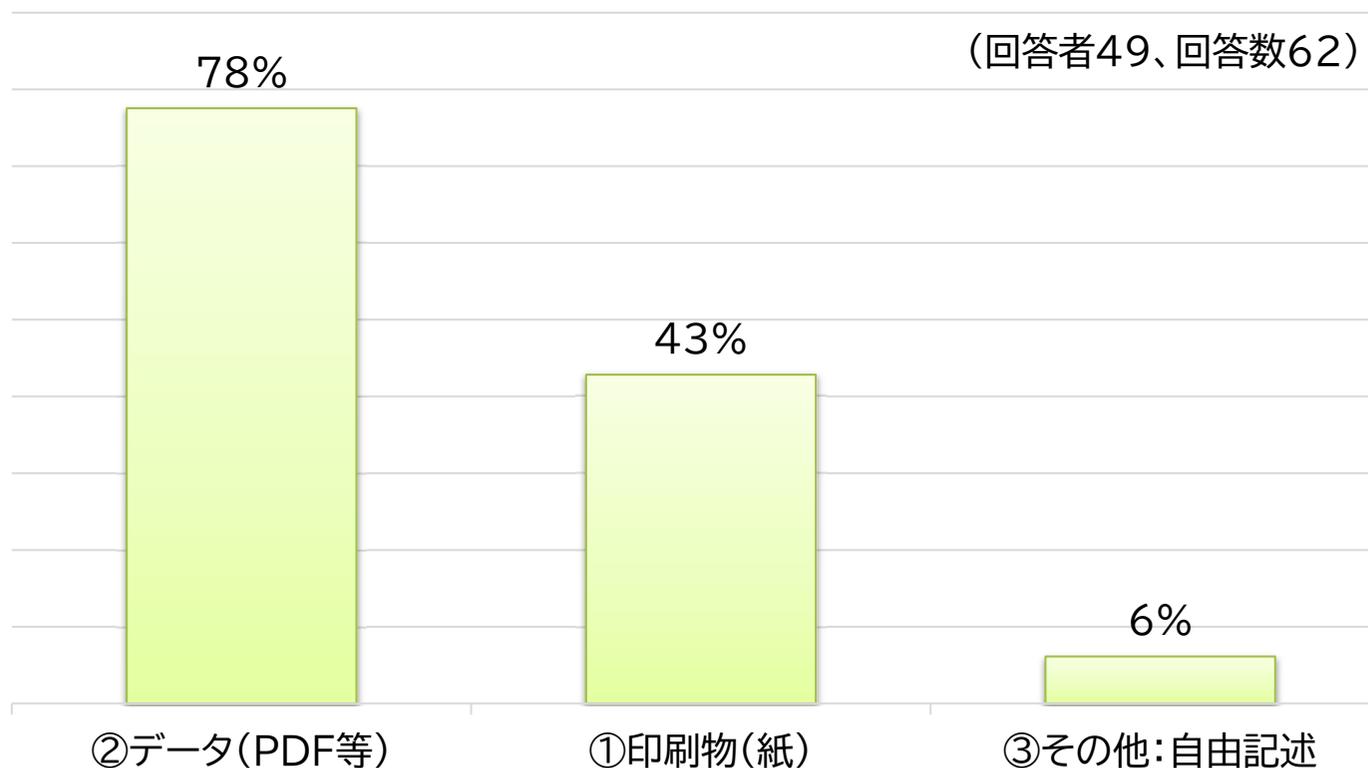
(1) 建築設計標準の利用頻度はどの程度ですか (単一回答)



④自由記述:

- ◆ 会議などの必要時に使用
- ◆ 現場にいるわけではないので、国交省会議などに利用している
- ◆ 必要に応じて利用する場合がある

(2) 建築設計標準をどの媒体で利用しますか (複数回答可)

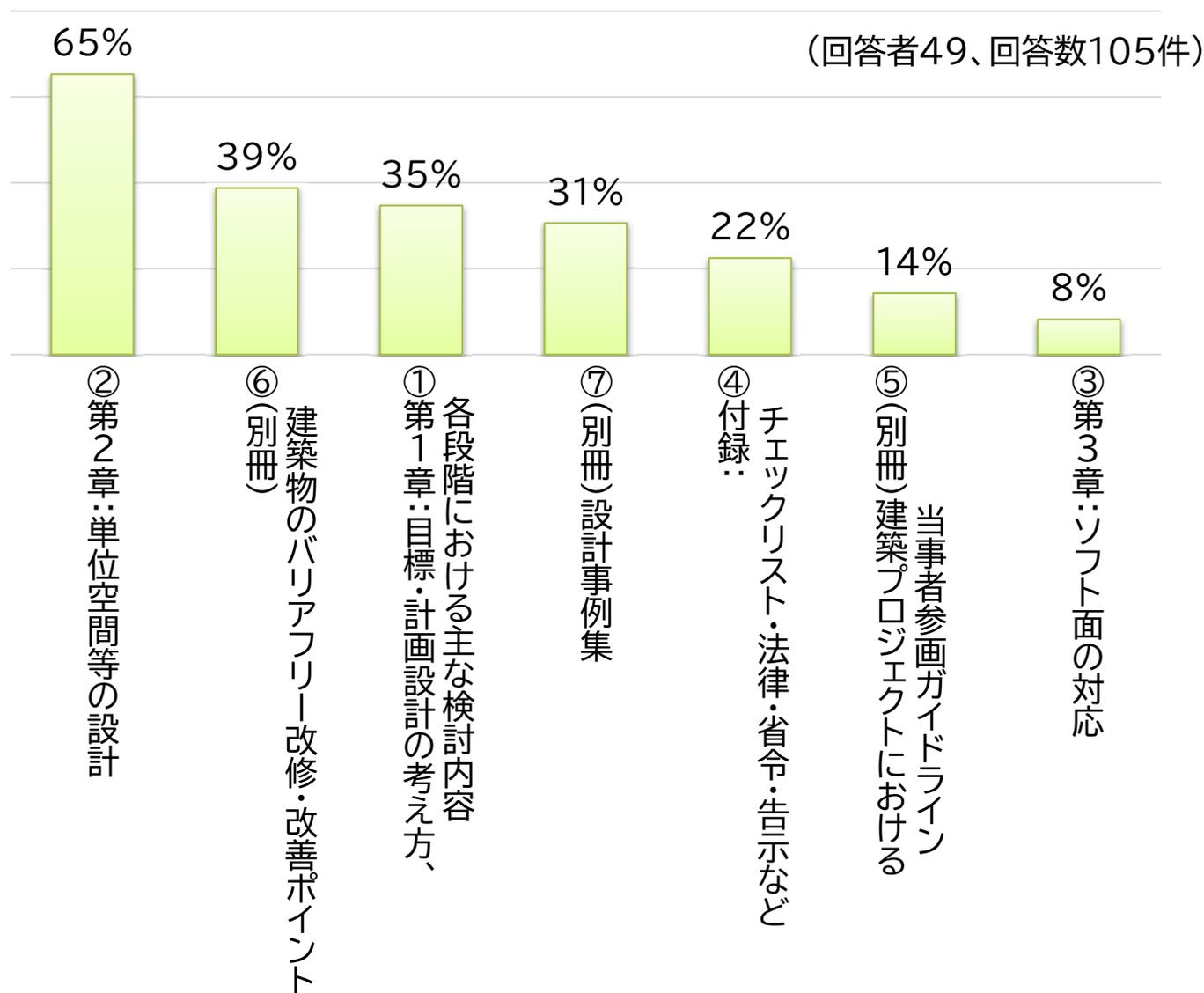


③自由記述:

- ◆ 利用したことがない
- ◆ 必要がない

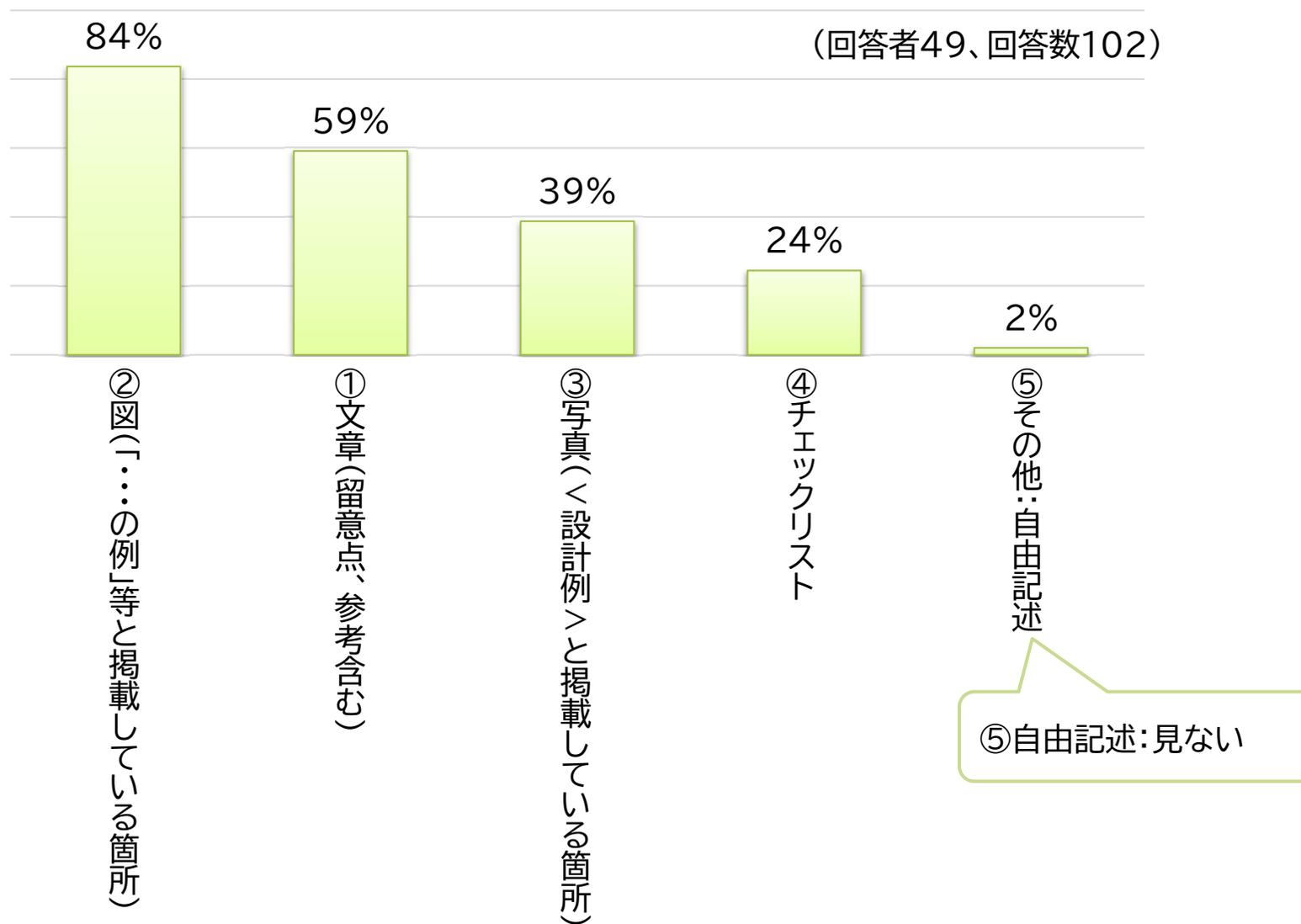
1.設計標準の利用状況とニーズについて

(3) 建築設計標準のどの章（別冊含む）を利用しますか（複数回答可）



1.設計標準の利用状況とニーズについて

(4) 建築設計標準のどの部分をよく見ますか。(複数回答可)



(5) 実際に建築設計標準をどのような場面や目的で使っているか具体的に記述してください

▼ 自由記述の整理 ▼

1. 設計・施工の実務における検討資料

- ・ 設計フェーズでの活用：基本設計から実施設計、詳細検討に至るまで、図面化やレイアウト作成の際に参照。
- ・ 具体的な寸法の確認：通路幅、トイレの有効寸法、什器の設置高さ、狭小箇所の検証など、具体的な数値の根拠として利用。
- ・ 施工段階の指示：設計図に記載のない詳細な寸法や収まりについて、現場への指示根拠として活用。

2. 特定の施設・用途における詳細検討

- ・ トイレ設計の特化利用：バリアフリートイレの広さ、設備構成、手すりの位置など、専門性の高い箇所の設計・回答に活用。
- ・ 店舗出店・内装工事：チェーン店の出店計画や障害者団体の事務所移転など、特定の利用者を想定したレイアウト検討に活用。
- ・ 災害対策の検討：国交省の会議や行政の計画において、避難動線や安全確保の根拠として利用。

3. 関係者間のコミュニケーションツール

- ・ 建築主・事業者への説明：施主や発注者に対し、バリアフリー化の必要性や「望ましい整備レベル」を提案・説得するための根拠資料として活用。
- ・ 対外的な相談対応：行政窓口での事前相談や、メーカーへの問い合わせに対し、客観的な回答を導き出すためのガイドとして活用。
- ・ 共通言語としての利用：設計者と建築主、あるいは設計者と行政の間で、認識を合わせるためのコミュニケーションツールとして活用。

4. 行政・団体における基準策定等の参考

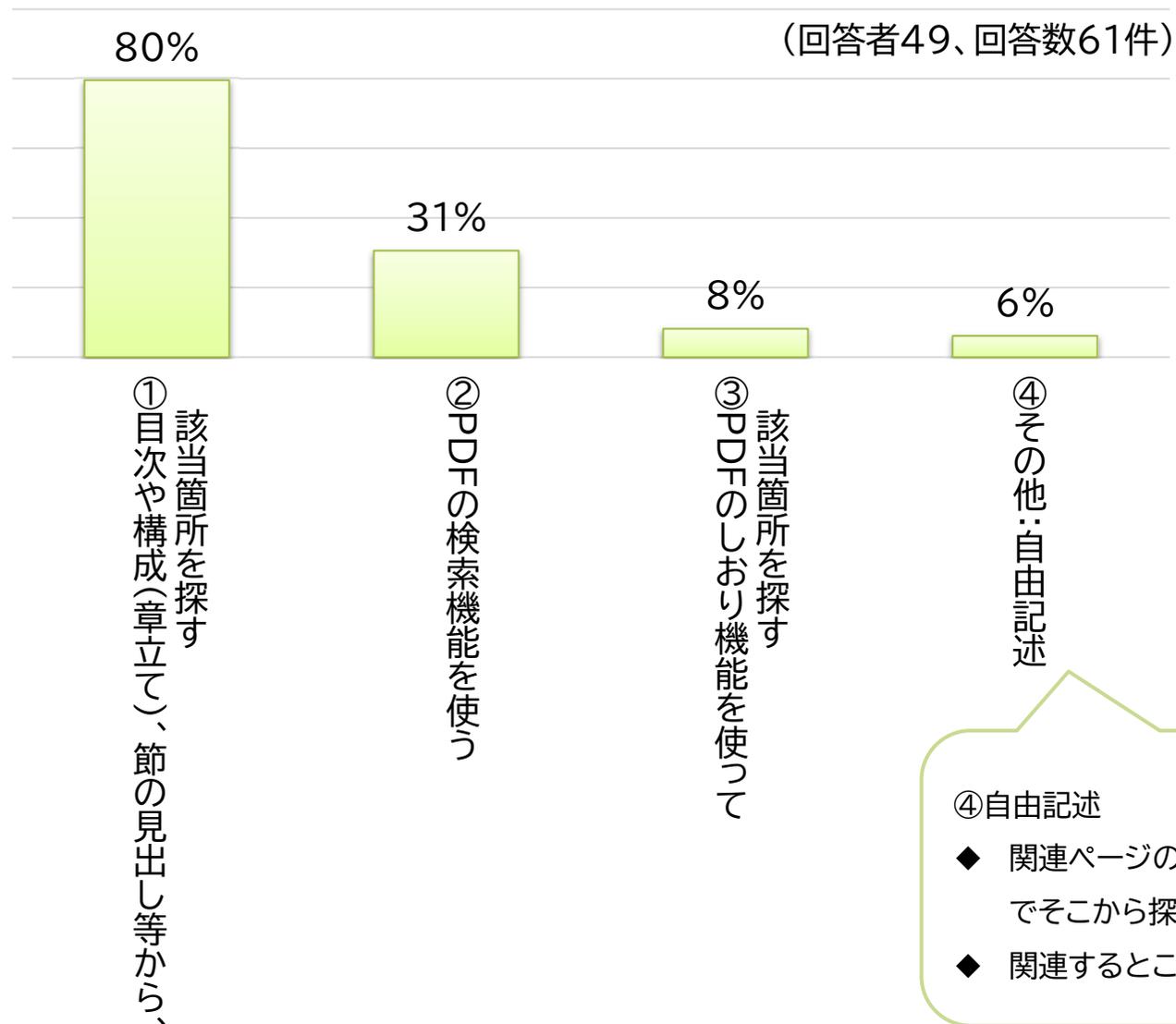
- ・ 自治体マニュアルの改定：横浜市をはじめとする地方公共団体において、独自のマニュアルやまちづくり条例を改正する際の参考。
- ・ 要望・政策提言の基礎資料：障害者団体が国や自治体、メーカーへ改善を求める際の根拠資料や、ワークショップでの意見集約に利用。
- ・ 補助金・適合確認：バリアフリー関連の補助金申請や、建築物の準拠状況を確認するためのチェックリストとして活用。

5. 研修・研究での活用

- ・ 人材育成と学習：社内の若手研修、大学の講義、関係団体の勉強会におけるテキストとして使用。
- ・ 製品開発へのフィードバック：住宅設備機器(トイレ等)メーカーにおいて、ニーズの把握や規定に沿った製品開発の研究資料として活用。
- ・ 独自基準の作成：社内基準書や独自の設計指針を策定する際に参照。

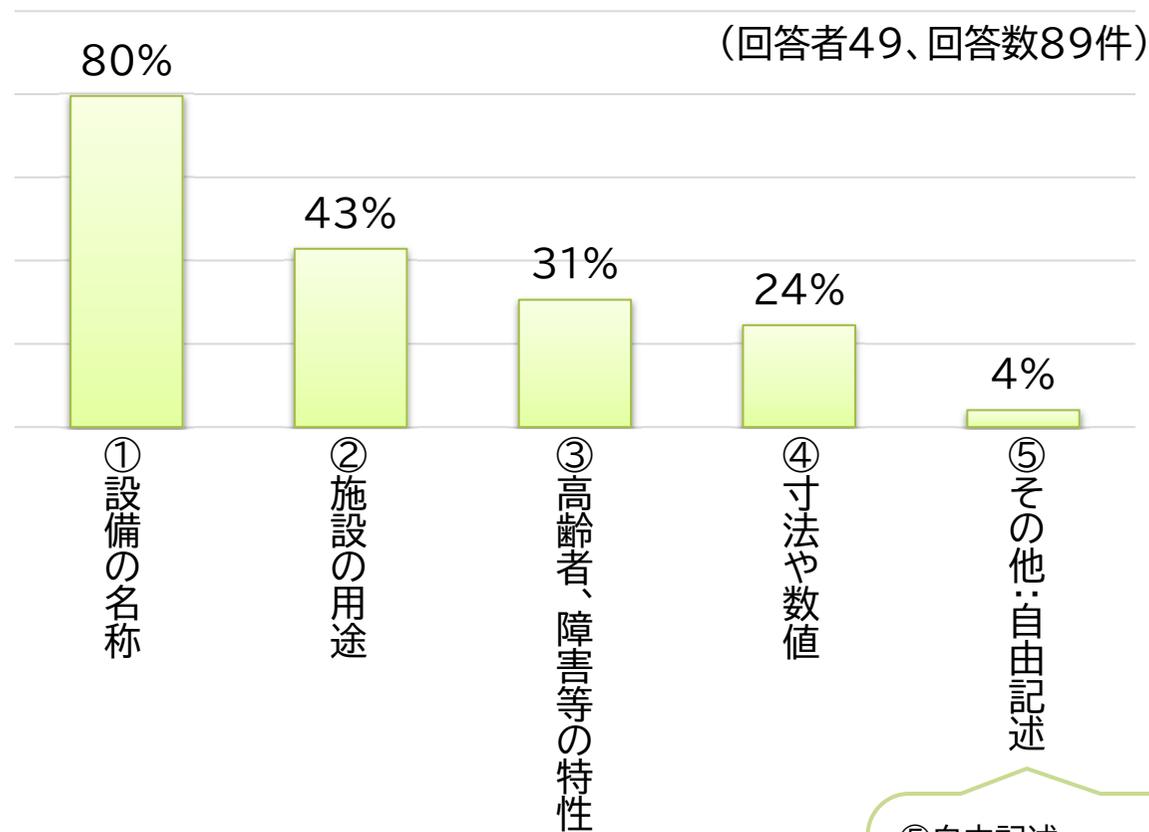
2. 検索に関する現状と課題について

(6) どのような方法で建築設計標準の情報を探しますか (複数回答可)



2. 検索に関する現状と課題について

(7) どのような「キーワード」で情報を探すことが多いですか (複数回答可)

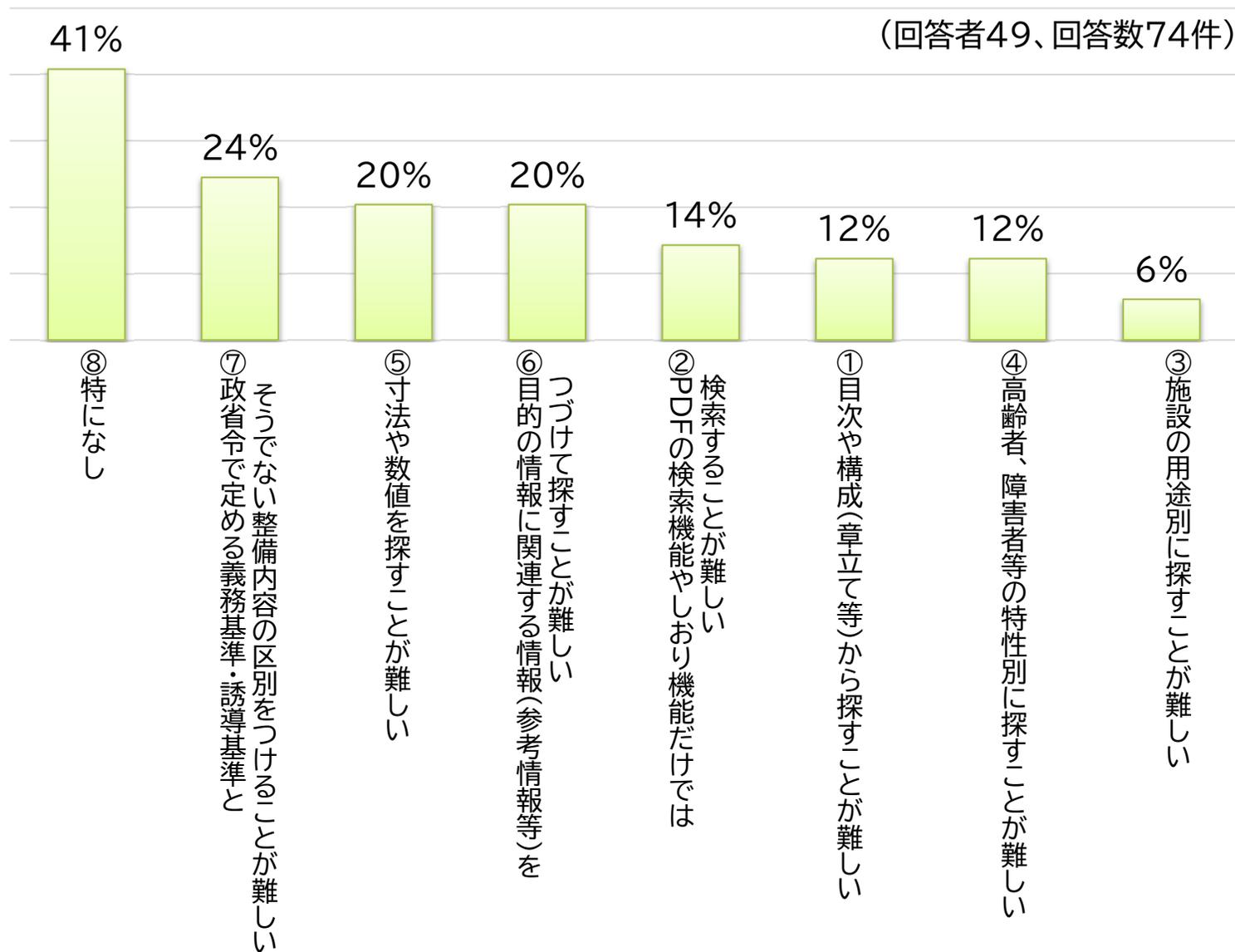


⑤自由記述

- ◆ 参照する章が決まっているため、キーワード検索することがほぼありません。

2. 検索に関する現状と課題について

(8) 建築設計標準で必要な情報を探す際、不便と感じる点はありますか (複数回答可)



3. 今後の改善に向けて

(9) 今後、建築設計標準がより活用されるためには、内容・構成（章立て等）についてどのような改善が必要か、自由にご意見を記入してください

▼ 自由記述の整理 ▼

1. 図解・写真・事例の拡充

- ・行為ごとの詳細な図面: 誰でも理解しやすいよう、行為ごとに設計要素を分けた図面や、縦・横・平面など多角的な図解を増やす。
- ・実際の利用動線の可視化: ユーザーがどのような動作や動線を描くのか、動画や写真、イラストを用いて具体的な利用イメージを説明する。
- ・比較と好事例の提示: 「これでは使いにくい」という悪い事例を増やし、望ましい例と対比させて示す。
- ・既存施設・改修への対応: 小規模な店舗やテナントなど、既存施設における改修のポイントや実際の事例を掲載する。

2. 検索性・利便性の向上(構成・章立ての工夫)

- ・検索機能の強化: キーワード検索やワード索引、ページ間の参照をやすくする。
- ・用途・設備別のサマリ: 名称別、建物用途別、あるいは単位空間(設備)ごとに情報をまとめ、必要な事項をすぐに見つけられるようにする。
- ・視覚的な判別: 法令・条例等の基準値と、望ましい基準(プラスアルファ)で文字色を変えるなどの工夫を行う。
- ・簡略版・抜粋資料の作成: 重要な情報のみを拾い出せる簡略版や、設置頻度の高い項目をまとめた抜粋資料を用意する。

3. 多様なニーズと実例に即した設計基準の提示

- ・電動車椅子・介助者への対応: 自走式車椅子ベースだけでなく、電動車椅子や介助者を要する場合の単位寸法など、実態に応じた基準を示す。
- ・「音」への配慮など新要素の追加: 騒音の低減・響きの抑制といった「音への配慮」や、昨今の流行・特殊事項を取り入れる。
- ・基準の根拠と背景の説明: なぜその数値になったのか、どのような当事者のメリットにつながるのか、基準の背景や根拠(寸法形成の経緯)を深く記載する。
- ・製品配置の具体例: 操作ボタン(JIS規格等)の単体写真だけでなく、便房壁面における具体的な「配置」を示す設計例を掲載する。

4. 普及啓発・教育・当事者参画の推進

- ・設計者への認知普及: 一級建築士試験や建築士の講習への採用、当事者参加のワークショップの実施。
- ・当事者の動きを知る機会: 設計者が当事者の実際の動きを見る「バリアフリー点検会」のような機会を創出する。

5. 構成の簡素化等

- ・情報の精査: 分量が多くて探しにくい状況を避け、読み飛ばされないよう、ぱっと目に入る構成や簡素な構成を心がける。
- ・自治体指針との整合: 各自治体の福祉のまちづくり条例等と照らし合わせ、確認をやすくする。

3. 今後の改善に向けて

(10) 今後、建築設計標準がより活用されるためには、検索性についてどのような改善が必要か、自由にご意見を記入してください

▼ 自由記述の整理 ▼

1. デジタル技術の活用と高度な検索システムの導入

- ・AI・チャットボットの活用: AIによる検索システムやチャットボットを導入し、対話形式や高度な検索ができるようにしてほしい。
- ・データベース化: PDFやWord形式ではなく、データベースとして絞り込み検索ができるシステムを構築してほしい。
- ・モバイル端末への対応: スマホなどで現場での指示や確認の際にもスムーズに検索できるようにしてほしい。

2. 属性・用途・設備別の分類とインデックスの強化

- ・多角的な絞り込み: 障害種別、施設の用途(駅舎・店舗・公共施設等)、建物規模、設備ごとに絞り込み検索ができるようにしてほしい。
- ・索引・リンク機能の充実: 巻末にキーワードから逆引きできる索引を設ける、あるいは目次から各項目へ直接飛べるリンク(しおり機能)を充実させてほしい。
- ・用語の平易化: 一般の方や初心者でも分かりやすい用語(標準モデルなど)で検索にヒットするようにしてほしい。

3. 視覚的な判別性とレイアウトの工夫

- ・情報の図解化・簡略化: 文章を簡略化し、図・フローチャート・表・アイコンなどを活用して、パッと見て内容が理解できるページ構成にしてほしい。
- ・色分けと記号化: 章や主要項目ごとに色分けをしたり、整備内容の重要度(準拠すべき◎、標準的○、望ましい△など)を記号で付与して判別しやすくしてほしい。
- ・可変的なレイアウト: 必要な情報が集約して取り出せるよう、表示レイアウトを工夫して検索後の確認時間を短縮できるようにしてほしい。

4. 検索精度の向上とナビゲーションの改善

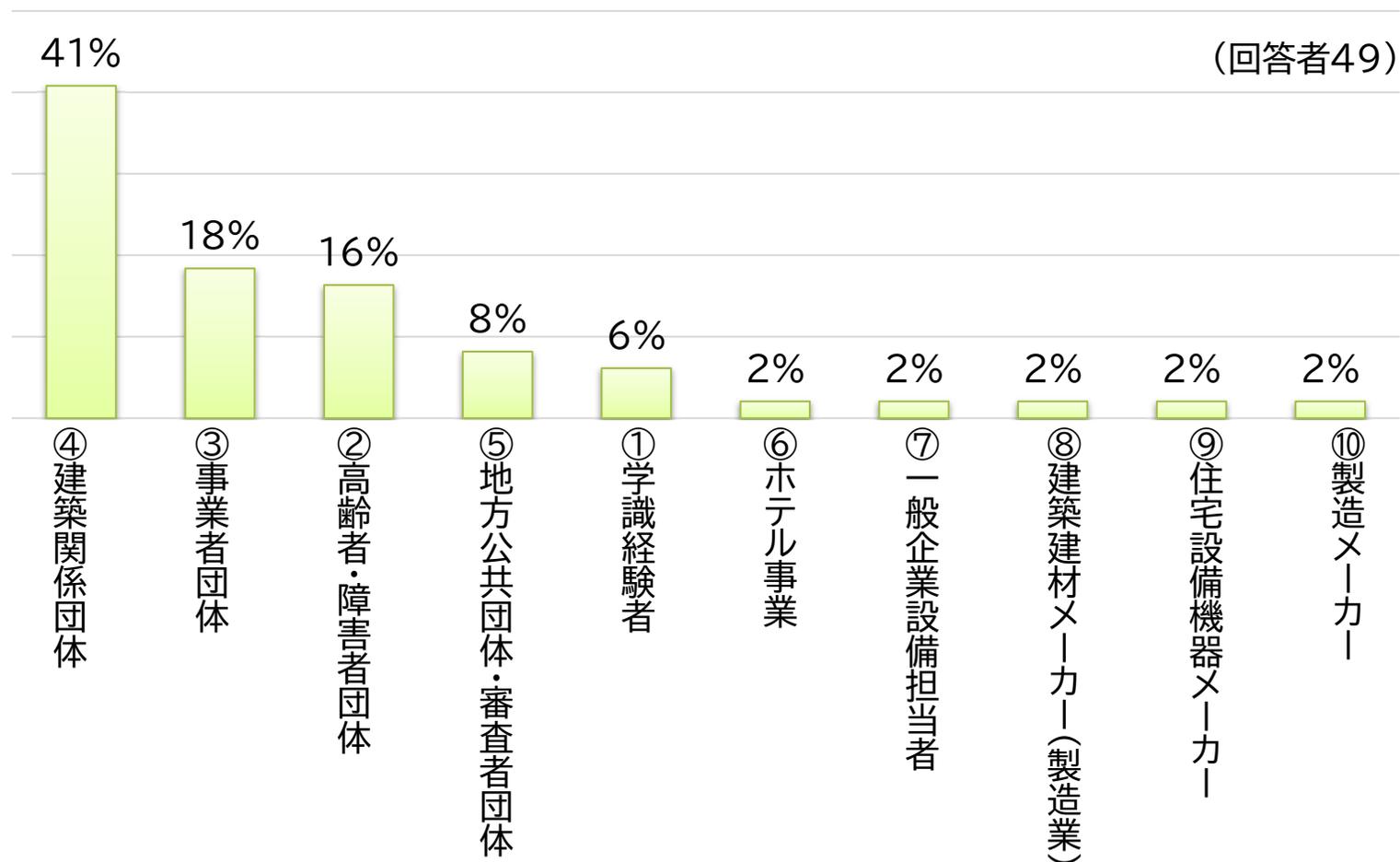
- ・初心者・未経験者への配慮: 設計標準を使い慣れていない人でも、全体の組み立てが理解できるようなナビゲーションを工夫してほしい。
- ・適切な解を得るための検索: 適切な解が得られない場合の誘導策や、分からない事柄がヒットするような検索方法を検討してほしい。
- ・一貫性のある情報提示: 障害種別ごとの配慮事項と、それが一般利用者にももたらす利便性(ユニバーサルデザインとしての価値)が同時に理解できるようにしてほしい。

5. 紙媒体とデジタルの併用・相互補完

- ・書籍(紙媒体)の継続: 高齢の設計者などにとって使いやすい紙媒体、書籍化も検討してほしい。

4. 回答者について

(11) 回答者ご自身の属性についてお答えください



4. 回答者について

(1 2) 普段のAI検索の活用状況について該当するものを選んでください。

(AI検索とは：AIが質問の意味を理解し、関連情報を集め、要点をまとめて答えるweb検索方法（例：chatGPT）等)

